

令和 4 年度 (2022 年度)
宝塚市防災会議資料

令和 4 年 (2022 年) 5 月 24 日
宝塚市防災会議

防災会議資料 目次

I	委員名簿（敬称略）	1
II	議 題	3
II-1	宝塚市地域防災計画（令和4年度(2022年度)）見直しについて（決議事項）	3
1	計画の改正経過、見直し趣旨・目的	3
2	宝塚市地域防災計画案の主な見直し箇所と内容	4
II-2	宝塚市水防計画(令和4年度(2022年度))見直しについて（諮問事項）	10
1	宝塚市水防計画案の主な見直し箇所と内容	10

I 委員名簿（敬称略）

1 会 長 宝塚市長 山 崎 晴 恵

2 委 員

(1) 条例第3条第5項第1号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	澤 田 昌 利	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男	外部
神戸地方気象台次長	川 上 幸 則	外部

(2) 条例第3条第5項第2号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県阪神北県民局長	和 泉 秀 樹	外部

(3) 条例第3条第5項第3号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県宝塚警察署長	田 村 隆 清	外部

(4) 条例第3条第5項第4号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部
宝塚市企画経営部長	土 屋 智 子	内部
宝塚市財務担当部長	古 家 健 志	内部
宝塚市市民交流部長	上 田 健	内部
宝塚市総務部長	近 成 克 広	内部
宝塚市都市安全部長	池 澤 伸 夫	内部
宝塚市危機管理監	大 谷 英 次	内部
宝塚市都市整備部長	濱 田 一 二 三	内部
宝塚市健康福祉部長	藤 本 宜 則	内部
宝塚市子ども未来部長	西 垣 早 百 合	内部
宝塚市環境部長	立 花 誠	内部
宝塚市産業文化部長	政 処 剛 史	内部

(5) 条例第3条第5項第5号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市教育長	五十嵐 孝	内部

(6) 条例3条第5項第6号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市消防長	山 中 毅	内部
宝塚市消防団長	辰 家 宏 弥	外部

(7) 条例第3条第5項第7号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平井達也	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネージャー	小森浩治	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中村和弘	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部

(8) 条例第3条第5項第8号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場美智子	外部

(9) 条例第3条第5項第9号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
宝塚市自治会ネットワーク会議 代表	松村孝三	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田義博	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	島内裕太郎	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本芳博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮秀市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住美壽	外部
ボランティア活動家	榎本匡笑	外部
宝塚どないしょネット代表	檜垣彰子	外部
宝塚市上下水道事業管理者	福永孝雄	内部
宝塚市議会事務局長	津田裕司	内部
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田輝夫	内部
宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）	島廣弘二	内部

Ⅱ 議 題

Ⅱ-1 宝塚市地域防災計画（令和4年度(2022年度)）見直しについて（決議事項）

1 計画の改正経過、見直し目的

宝塚市は、平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成9年度（1997年度）に、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に市域の防災アセスメントを実施し、地域防災計画を全面改定するとともに、その後も毎年度所要の改定を行い、防災体制の拡充に努めてきました。

特に、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、災害関連法令の改正、国の防災基本計画及び兵庫県の地域防災計画の見直しなどが行われ、これを受けて、平成25年度（2013年度）の本市の地域防災計画についても、宝塚市における災害の規模及び形態並びに市内の都市基盤、社会情勢、生活環境及び市民ニーズの変化を考慮し、前述した国及び県の計画との整合を図るとともに、近い将来に発生が確実視されている南海トラフの巨大地震や、頻発する自然災害に備えるため、地域防災計画の抜本的な見直しを行いました。

また、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけては、全国各地で発生した自然災害による甚大な被害発生を受けて、災害対策基本法、水防法、河川法、気象業務法など災害関連法が相次いで改正されるとともに、兵庫県においては県管理河川の基準水位の見直しが行われ、これに伴い水防警報等の発令基準が変更となったこと、気象庁において流域雨量指数による洪水警報等の取り扱いが更新されたことなどにより、本市の災害対策本部の設置基準や避難勧告等の発令基準及び水害危険予想箇所等を順次見直しました。

一方、平成30年度（2018年度）は、度重なる改正により膨大となった計画の簡潔化を図るため、従前の全5編編成の計画の構成を、法定計画としての「本編」と関連図書としての「マニュアル編」及び「資料・様式編」に抜本的に見直しました。

昨年度（2021年度）は、災害対策基本法の改正に伴う「避難情報」に関連する基準、制度等の見直し、新たにスタートした第6次宝塚市総合計画との関係及び新型コロナウイルス感染症対策との関係の更新・追記、新たに導入した「防災情報システム」関連計画をはじめ一部災害予防計画内容の追記・見直し、気象庁が提供する災害対策関連気象情報の内容などを見直しました。

本年度は主に、①地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価の見直しに伴い、本市に及ぼす影響が大きい大規模地震の発生確立等を修正するとともに新たに「南海トラフ地震防災対策推進計画」を追記、②洪水浸水想定区域内等における要配慮者施設の安全避難のための避難確保計画の策定及び効果的な訓練実施の促進について災害予防計画に追記、③気象庁の気象情報の見直しに関連した計画項目の整合、④地区防災計画の新たな1地区追加及び1地区変更、などについて「本編」に追加・更新等を行うとともに、「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」については、本編の見直しに関連する事項とともに、災害予防対策及び応急復旧対策の拡充に向けた所要事項の追加・更新・修正等を行います。

2 宝塚市地域防災計画案の主な見直し箇所と内容

今回の宝塚市地域防災計画の見直しに当たっては、次の項目・施策・事業等を追加、削除又は内容の更新を行うこととします。

別添 資料2 令和4年度(2022年度)宝塚市地域防災計画変更前後対照表(案)参照

- * 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン・太字表示しています。
- * 変更前後対照表では人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各統計データの更新、記載方法の変更などの軽微な見直し内容は省略しています。

【本 編】(法定図書)

(1) 第1部 総則

1) 第3章 第1節 地震 第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震 (変更前後対照表P1～2)

- ・令和3年の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価の見直しに伴い、本市計画に位置付けている内陸部地震発生源の「有馬-高槻断層帯」、「上野断層帯」による大規模地震発生確率等を修正するとともに新たに「六甲・淡路島断層帯」の諸元を追記します。あわせて、海溝型地震としての「南海トラフ(南海地震)」の発生確率等も修正します。

2) 第3章 第2節 風水害等 第1 水害について (変更前後対照表P2)

- ・武庫川等による洪水浸水想定区域設定の根拠である「想定最大規模降雨」及び「計画規模降雨」について修正し、県の公表する基準と整合を図ります。

(2) 第2部 災害予防計画

1) 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第1節 市における応急活動体制の整備・強化 3 計画

(1) 迅速な初動活動体制のための環境整備(変更前後対照表P3)

- ・個別計画項目の「防災組織体制の整備・充実」の項において、新たな防災システムの運用を推進するとともに、市の各部局における防災体制等の連携・強化を図るため「市内防災体制検討会の設置」を追記します。

2) 第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第1節 災害に強い都市の創造 第5 消防水利網の整備 3 計画

(3) その他多様な消防水利の確保(変更前後対照表P3)

- ・「計画のあらまし」において、現計画では「下水処理水」の利用を規定しているが、本市は下水道処理施設を設置していないことから、消防水利源としてはふさわしくないためこれを削除します。

3) 第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第4節 要配慮者の安全環境整備 3
計画

(5)洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等利用者の避難
確保のための措置【新規追加】(変更前後対照表P3)

- ・水防法及び土砂災害防止法(俗称)の規定に基づくこれら区域内における要配慮者施設からの安全避難の確保を推進するため、該当施設の指定、避難確保計画の策定・訓練の促進、市における助言の実施等の計画項目を新たに規定します。

4) 第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画

3 各地区における地区防災計画

ア) (1)「中山台コミュニティ地区」地区防災計画(変更前後対照表P3～P4)

- ・当該地区防災計画については、平成28年度(2016年度)に本市域で初めての地区防災計画として本市地域防災計画に規定しました。
- ・今般、これまでの活動を踏まえ、地元から以下の項目について計画内容を変更する旨の提案がなされていることから、これを付議します。

①項目イ：活動の基本方針及び目標

- ・現文の「地域が一段となって、・・・」から「地域が一体となって、・・・」と見直します。

②項目ク：主な活動計画

- ・当該項目のうち「災害時の取組」の4項目である「防災意識の普及啓発」、「防災訓練の実施」、「防災資材の整備・点検」、「情報伝達網の構築」について、当該地区の現状に応じた内容に見直します。

イ) (8)「すみれが丘小学校地区」地区防災計画【新規追加】(変更前後対照表P4～P5)

- ・宝塚市立すみれが丘小学校区内で活動される、コミュニティ組織及び各自治会等においては、「ラ・ビスタ宝塚団地自治会防災部」とする防災組織を構築し、地区のみんなが助け合いながら災害にも強い地区づくりを進めるため、今般、見出しの地区防災計画の地元案を作成して、本市の地域防災計画に規定するよう計画提案がなされていることから、これを付議します。

(3) 第3部 災害応急対策計画

1) 土砂災害警戒情報時の対応、その他気象情報の見直し関連(変更前後対照表P6)

- ・気象庁において、土砂災害発生の危険度情報として「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」を発表することを受け、本市の関連計画箇所の整合を図ります。

2) 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画【新規追加：拡充】(変更前後対照表P6～
P10)

ア) 第1節 基本方針

イ) 第2節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件

ウ) 第3節 体制整備と応援の確保

エ) 第4節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応

オ) 第5節 地震防災上重要な対策

カ) 第6節 防災訓練計画、啓発・教育

- ・本市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づく「防災対策推進地域」に指定されており、当該地震発生時には震度6弱以上と想定される地域があるとされています。
- ・これまで、当該地震への災害応急対策については一連の想定地震を含めて災害応急対策計画に定めていましたが、当該地震による被害が広域に及びかつ甚大であることが想定されていることや、兵庫県計画との整合性を図るため、今回の計画見直しにおいて見出しの項目のもとに個別計画として規定することとします。

(4) 第4部 災害復旧・災害復興計画 第2章 被災者の生活再建制度 第2節 被災者再建支援金等の支給 2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）（変更前後対照表P10）

- ・同共済制度による給付金の支給手続きについて、加入者が直接当該基金に請求する現在の制度に応じた内容に見直します。

(5) その他

1) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱の改正関係

- ・令和4年（2022年）4月1日付の本市の組織改編及び人事異動に伴い見出しの各要綱を改正しているため、地域防災計画に規定するこれらに関連する箇所について、整合を図るための見直しを行います。
- ・特に、4月1日に位置付け組織改編により広報課が市民交流部から企画経営部に書考えとなったことから、災害応急対策計画に規定する「広報」の所管部局も災対市民交流部から災対企画経営部に変更します。
- ・当該事項は、計画全編の見直し共通事項となっています。

【災害対応マニュアル編】（関連図書）

（１）南海トラフ地震臨時情報発表等の伝達経路

（変更前後対照表 P 1 1）

- ・神戸気象台からの指摘により、同経路図を修正します。

（２）自衛隊への災害派遣要請（変更前後対照表 P 1 2）

- ・兵庫県の組織改編等により、派遣及び撤収要請手続き経路図を修正します。

（３）罹災証明書発行のための調査活動及び発行（変更前後対照表 P 1 3）

- ・同証明書の発行に係る被害の報告について、「災害の被害認定基準について（令和 3 年 6 月 2 4 府政防第 6 7 0 号）」に基づき行うこととすることを追記します。

（４）宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱の改正関係

（変更前後対照表 P 1 3～1 5）

- ・令和 4 年（2022 年）4 月 1 日付の本市の組織改編及び人事異動に伴い見出しの各要綱を改定しているため、地域防災計画に規定するこれらに関連する箇所について、整合を図るための見直しを行います。

【資料・様式編】（関連図書）

（１）第 1 部 地域としての災害危険性

1) 1－2－6 宅地危険箇所（変更前後対照表 P 1 6）

- ・令和 3 年度（2021 年度）中に防災工事を完了した宅地危険箇所 1 か所を対象箇所から除外し、計 1 1 箇所とします。

2) 1－2－7 特に警戒を要するため池（変更前後対照表 P 1 6～P 1 7）

- ・令和 3 年度（2021 年度）中に防災工事を完了したため池 1 か所を対象箇所から除外します。
- ・北部地域における防災重点農業用ため池のうちため池点検による健全度総合評価が「要早期改修」となったものを追加します。
- ・この結果、全箇所数は 4 箇所から 1 7 箇所に増加します。

3) 1－4 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設等（変更前後対照表 P 1 8～2 3）

- ・両区域内に所在する要配慮者利用施設（病院、幼稚園、各種福祉施設等）について最新の情報に更新します。
- ・なお、洪水浸水想定区域については、平成 2 7 年（2015 年）の水防法の改正に伴い「想定しうる最大規模の降雨」に基づくこととされ、これを受けて兵庫県において平成 3 0 年（2018 年）及び令和元年（2019 年）に武庫川及びその支川についての洪水浸水想定区

域が示されました。

- ・この区域は、従前の区域を大きく上回るエリアに及ぶこととなったため、関係者と調整を図りながらエリア内の対象施設への周知、啓発、助言等を行う中で対象施設を抽出して、今般一覧表を更新します。
- ・このことから、洪水浸水想定区域内の対象施設は83施設から146施設に増加し、土砂災害警戒区域内の29施設と合わせて両区域内の施設は170施設（重複は5施設）となります。

4) 1-7 (変更前項目番号) 震度分布図 (変更前後対照表P24)

- ・各想定地震の震度等の想定値が修正されたためこれらの図は削除します。

(2) 第2部 市民参加による防災まちづくり

1) 2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿 (変更前後対照表P25~26)

- ・本市防災会議委員の名簿を本年4月1日現在の内容に更新します。

(3) 第3部 市の非常時組織及び車両・資材等

1) 3-1-1 災害対策本部設置要綱 (変更前後対照表P26)

2) 3-1-2 災害警戒本部設置要綱 (変更前後対照表P26)

- ・令和4年(2022年)4月1日付の本市の組織改編及び人事異動に伴い見出しの各要綱を改定しているため、地域防災計画に規定するこれらに関連する箇所について、整合を図るための見直しを行います。

3) 3-9 災害時ボランティア制度 (変更前後対照表P26)

ア) 3-9-3 災害時のボランティア支援に関する協定書 (宝塚ライオンズクラブ)

イ) 3-9-4 災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書 (株式会社阪急交通社)

- ・令和3年度(2021年度)内に締結した見出しの協定を追記します。

(4) 第4部 発災時の対応を中心とした情報連絡体制

1) 4-3-1 気象情報の種類と発表基準 (変更前後対照表P26~P28)

- ・「本編」において記載した土砂災害発生の危険度情報としての「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)を公表することを受け、資料・様式編においても関連計画箇所の整合を図ります。

(5) 第6部 個別対策項目別関係資料

1) 6-2 避難・救出対策、支援協力等に関する事項 (変更前後対照表P29~P33)

ア) 6-2-2 避難所等

- ・小学校2校の統合に伴い避難所等を変更します。

イ) 6-2-6 要配慮者等救援対策の概要 1 災害発生初期の緊急措置 及び 3 第二期応急ケア対策計画の実施

・災害時における要配慮者救援対策のうち、災害発生初期の緊急措置として「福祉避難所の開設準備」の項目を追記するとともに、第二期応急ケア対策計画の実施では「福祉避難所等の要配慮者に関する措置計画の検討・実施」の項目において現状の対応に即した内容に見直します。

ウ) 6-2-13-8 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定 (兵庫県自動車整備振興会阪神支部)

エ) 6-2-14-2 宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書

オ) 6-2-14-3 宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書

カ) 6-2-14-4 宝塚市とネットヨタ神戸株式会社との包括連携協定書

・令和3年度(2021年度)内に締結した見出しの協定を追記します。

2) 6-7 食品等物資供給対策に関する事項(変更前後対照表P30)

ア) 6-7-5-2 ヤマト運輸株式会社リテール事業本部阪神主管支店

・令和3年度(2021年度)内に締結した見出しの協定を追記します。

3) 6-9-2 市内の指定文化財(変更前後対照表P33、P34)

・現時点での指定内容に更新します。

4) 6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項

(変更前後対照表P34、P35)

ア) 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

・同制度について、現在の県のパンフレット等の情報内容と整合した記載内容とします。

イ) 6-10-13 災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書

ウ) 6-10-14 災害時における連携協力に関する協定書(兵庫県弁護士会)

・令和3年度(2021年度)内に締結した見出しの協定を追記します。

II-2 宝塚市水防計画(令和4年度(2022年度))見直しについて(諮問事項)

1 宝塚市水防計画案の主な見直し箇所と内容

別添 資料4 令和4年度(2022年度)宝塚市水防計画変更前後対照表(案)参照

- * 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン表示しています。
- * 変更前後対照表では人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各統計データの更新、記載方法の変更などの軽微な見直し内容は省略しています。

1) 第2章 水防組織 4 災害警戒本部

ア) (1) 警戒本部員の組織構成(変更前後対照表P1)

- ・4月1日付人事異動、組織改編により災害警戒本部員の一部を改正します。

2) 第4章 防災指令及び水防警報 4 兵庫県水防本部長が発令する水防指令及び兵庫県(阪神北県民局長)が発表する水防警報、氾濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の通知

(2) 県民局長発表の水防警報の基準水位(変更前後対照表P1)

- ・武庫川及び猪名川の各基準水位のうち4号(解除)水位の県等における見直しにより、本市計画の当該数値も見直します。

3) 第6章 水防区域等 1 水害危険予想箇所(変更前後対照表P2~7)

ア) 特に警戒を要するため池

イ) 宅地危険箇所

ウ) 山がけ崩れによる宅地危険箇所

- ・「特に警戒を要するため池」については、令和3年度(2021年度)中に防災工事完了箇所1か所を除外し、北部地域における防災重点農業用ため池のうちため池点検による健全度総合評価が「要早期改修」となったものを追加します。この結果、全箇所数は4箇所から17箇所に増加します。
- ・「宅地危険箇所」については、令和3年度(2021年度)中に防災工事を完了した箇所各1か所を除外し、全箇所数12箇所から11箇所に変更します。
- ・「山崖くずれ等による宅地危険箇所」については、1箇所の所在地の表記の錯誤を修正します。
- ・なお、「水防区域(河川危険区域(重要水防箇所))」、「道路途絶予想箇所」、「低地帯」については変更ありません。

4) 第7章 観測・監視及び報告 2 河川堤防の監視

ア) (4) 排水水門の監視(変更前後対照表P7~8)

- ・1箇所の水門を廃止し、開閉責任者を更新します。

5) 別表1 災害対策本部の構成の変更(変更前後対照表P8)

- ・本年4月1日の人事異動等に伴い宝塚市災害対策本部の構成の一部を見直します。

6) 別表2 宝塚市消防隊水防計画編成(変更前後対照表P9~10)

- ・消防本部における、本年4月1日付組織改正、人事異動に伴う体制等の変更を同計画

に反映します。

7) 資料2 宝塚市防災会議委員名簿(変更前後対照表P9)

- ・本年4月1日時点の委員の区分、職名に更新します。

8) 資料5 浸水想定区域内の要配慮者施設(変更前後対照表P9～10)

- ・同域内に所在する要配慮者施設(病院、幼稚園、各種福祉施設等)について最新の情報に更新します。

宝塚市地域防災計画変更前後対照表

(案)

※各計画の修正版についてはグループウェアのライブラリー、「防災・防犯」―「01 防災」―「04 法令・計画」―
「R 4 地域防災計画変更箇所記載案（5月ライブラリー掲載版）」の各編をご参照ください。

○本編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1～10
○マニュアル編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	11～14
○資料・様式編	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	15～34

令和4年度(2022年度)

宝塚市防災会議

変更前後対照表 本編（法定図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																	
16	<p>○全編共通変更事項 (前) 防災行政無線→(後) すみれ防災スピーカー (防災行政無線) (前) 災害時要援護者→(後) 避難行動要支援者 (災害時要援護者)</p> <p>第1部 総則 第3章 地域としての災害危険性 第1節 地震 第4 河川 本市の河川は、1級河川、2級河川、準用河川、<u>普通河川</u>からなり、流域には人口資産が集中していることから、県・市が河川改修事業などの災害対策を進めている。</p> <p>第1部 総則 第3章 地域としての災害危険性 第1節 地震</p>	<p>○全編共通変更事項 (前) 防災行政無線→(後) すみれ防災スピーカー (防災行政無線) (前) 災害時要援護者→(後) 避難行動要支援者 (災害時要援護者)</p> <p>第1部 総則 第3章 地域としての災害危険性 第1節 地震 第4 河川 本市の河川は、1級河川、2級河川、準用河川、からなり、流域には人口資産が集中していることから、<u>国・県・市</u>が河川改修事業などの災害対策を進めている。</p> <p>第1部 総則 第3章 地域としての災害危険性 第1節 地震</p>																																																																	
21	<p>第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震 (前文略) (1) 内陸部地震 ア 有馬一高槻断層帯 (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (宝塚以東) <u>令和4年(2022年)1月1日現在</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5程度(±0.5)</td> <td>ほぼ0%～<u>0.04%</u></td> <td>ほぼ0%～<u>0.09%</u></td> <td>ほぼ0%～<u>0.4%</u></td> <td>1,000～2,000年程度 1596年慶長伏見地震</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 上町断層帯 (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 <u>令和4年(2022年)1月1日現在</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5程度</td> <td>2%～3%</td> <td>3%～5%</td> <td>6%～10%</td> <td>8,000年程度 約28,000年前～9,000年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 六甲・淡路島断層帯 六甲・淡路島断層帯は、大阪府北西部から淡路島にかけて位置する断層帯であり、断層の分布形態や過去の活動期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁～淡島東部区間と長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。 (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 <u>令和4年(2022年)1月1日現在</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>7.9程度</u></td> <td>ほぼ0%～<u>1%</u></td> <td>ほぼ0%～<u>2%</u></td> <td>ほぼ0%～<u>6%</u></td> <td><u>900～2,800年程度</u> <u>16世紀</u></td> </tr> </tbody> </table>	将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	7.5程度(±0.5)	ほぼ0%～ <u>0.04%</u>	ほぼ0%～ <u>0.09%</u>	ほぼ0%～ <u>0.4%</u>	1,000～2,000年程度 1596年慶長伏見地震	将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	8,000年程度 約28,000年前～9,000年前	将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	<u>7.9程度</u>	ほぼ0%～ <u>1%</u>	ほぼ0%～ <u>2%</u>	ほぼ0%～ <u>6%</u>	<u>900～2,800年程度</u> <u>16世紀</u>	<p>第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震 (前文略) (1) 内陸部地震 ア 有馬一高槻断層帯 (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (宝塚以東) <u>平成28年1月1日現在</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">将来の活動時の地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5程度(±0.5)</td> <td>ほぼ0%～<u>0.03%</u></td> <td>ほぼ0%～<u>0.07%</u></td> <td>ほぼ0%～<u>0.3%</u></td> <td>1,000～2,000年程度 1596年慶長伏見地震</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 上町断層帯 (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 <u>平成28年1月1日現在</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">将来の活動時の地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5程度</td> <td>2%～3% 高い</td> <td>3%～5%</td> <td>6%～10%</td> <td>8,000年程度 約28,000年前～9,000年前</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新規追記)</u></p>	将来の活動時の地震規模 (M)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	7.5程度(±0.5)	ほぼ0%～ <u>0.03%</u>	ほぼ0%～ <u>0.07%</u>	ほぼ0%～ <u>0.3%</u>	1,000～2,000年程度 1596年慶長伏見地震	将来の活動時の地震規模 (M)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	7.5程度	2%～3% 高い	3%～5%	6%～10%	8,000年程度 約28,000年前～9,000年前
将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																															
	30年以内	50年以内	100年以内																																																																
7.5程度(±0.5)	ほぼ0%～ <u>0.04%</u>	ほぼ0%～ <u>0.09%</u>	ほぼ0%～ <u>0.4%</u>	1,000～2,000年程度 1596年慶長伏見地震																																																															
将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																															
	30年以内	50年以内	100年以内																																																																
7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	8,000年程度 約28,000年前～9,000年前																																																															
将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																															
	30年以内	50年以内	100年以内																																																																
<u>7.9程度</u>	ほぼ0%～ <u>1%</u>	ほぼ0%～ <u>2%</u>	ほぼ0%～ <u>6%</u>	<u>900～2,800年程度</u> <u>16世紀</u>																																																															
将来の活動時の地震規模 (M)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																															
	30年以内	50年以内	100年以内																																																																
7.5程度(±0.5)	ほぼ0%～ <u>0.03%</u>	ほぼ0%～ <u>0.07%</u>	ほぼ0%～ <u>0.3%</u>	1,000～2,000年程度 1596年慶長伏見地震																																																															
将来の活動時の地震規模 (M)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																															
	30年以内	50年以内	100年以内																																																																
7.5程度	2%～3% 高い	3%～5%	6%～10%	8,000年程度 約28,000年前～9,000年前																																																															

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																				
22	<p>(2) 海溝型地震 ア 南海トラフ (南海地震) (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (第二版) <u>令和3年1月1日現在</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域及び地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">地震後経過率</th> <th>平均発生間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフの地震</td> <td>南海トラフ M8~M9クラス</td> <td><u>3.0%</u>程度</td> <td><u>7.0~8.0%</u>程度</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> <td><u>0.86</u></td> <td>次回までの標準的な値 88.2年 <u>76.0</u>年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 風水害等 第1 水害について 前文略</p>	領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)	南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	<u>3.0%</u> 程度	<u>7.0~8.0%</u> 程度	90%程度もしくはそれ以上	<u>0.86</u>	次回までの標準的な値 88.2年 <u>76.0</u> 年前	<p>(2) 海溝型地震 ア 南海トラフ (南海地震) (説明文略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (第二版) <u>平成28年1月1日現在</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域及び地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">地震後経過率</th> <th>平均発生間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフの地震</td> <td>南海トラフ M8~M9クラス</td> <td><u>2.0%</u>程度</td> <td>7.0%程度</td> <td>9.0%程度</td> <td><u>0.79</u></td> <td>次回までの標準的な値 88.2年 <u>70.0</u>年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 本編の発行の際に同評価 (第二版) が公表された為追加掲載した。 ※ 参照 ⇒ <u>震度分布図 (有馬-高槻断層帯地震 (M7.7)) (資料・様式編1-7-2)</u> ※ 参照 ⇒ <u>震度分布図 (上町断層帯地震 (M7.5)) (資料・様式編1-7-3)</u> ※ 参照 ⇒ <u>震度分布図 (南海トラフ地震 (M8.4)) (資料・様式編1-7-4)</u></p> <p>第2節 風水害等 第1 水害について 前文略</p>	領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (M)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)	南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	<u>2.0%</u> 程度	7.0%程度	9.0%程度	<u>0.79</u>	次回までの標準的な値 88.2年 <u>70.0</u> 年前
領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)			地震発生確率				地震後経過率	平均発生間隔 (上段)																													
		10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)																																	
南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	<u>3.0%</u> 程度	<u>7.0~8.0%</u> 程度	90%程度もしくはそれ以上	<u>0.86</u>	次回までの標準的な値 88.2年 <u>76.0</u> 年前																																
領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (M)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔 (上段)																																
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 (下段: ポアソン過程を適用したものを除く。)																																
南海トラフの地震	南海トラフ M8~M9クラス	<u>2.0%</u> 程度	7.0%程度	9.0%程度	<u>0.79</u>	次回までの標準的な値 88.2年 <u>70.0</u> 年前																																
23	<p>想定最大規模降雨</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象河川</th> <th>想定規模</th> <th>雨量条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武庫川水系: <u>武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川</u></td> <td><u>1/1000年確率規模以上</u></td> <td>24時間総雨量511mm</td> </tr> <tr> <td><u>淀川水系最明寺川</u></td> <td><u>1/1000年確率規模以上</u></td> <td><u>9時間総雨量380mm</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象河川	想定規模	雨量条件	武庫川水系: <u>武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川</u>	<u>1/1000年確率規模以上</u>	24時間総雨量511mm	<u>淀川水系最明寺川</u>	<u>1/1000年確率規模以上</u>	<u>9時間総雨量380mm</u>	<p>想定最大規模降雨</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象河川</th> <th>想定規模</th> <th>雨量条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武庫川水系</td> <td><u>おおむね1000年超に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u></td> <td>24時間総雨量511mm</td> </tr> </tbody> </table>	対象河川	想定規模	雨量条件	武庫川水系	<u>おおむね1000年超に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u>	24時間総雨量511mm																					
対象河川	想定規模	雨量条件																																				
武庫川水系: <u>武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川</u>	<u>1/1000年確率規模以上</u>	24時間総雨量511mm																																				
<u>淀川水系最明寺川</u>	<u>1/1000年確率規模以上</u>	<u>9時間総雨量380mm</u>																																				
対象河川	想定規模	雨量条件																																				
武庫川水系	<u>おおむね1000年超に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u>	24時間総雨量511mm																																				
24	<p>計画規模降雨</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象河川</th> <th>想定規模</th> <th>雨量条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武庫川水系: <u>武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川</u></td> <td><u>1/100年確率規模以上</u></td> <td>24時間総雨量247mm</td> </tr> <tr> <td><u>淀川水系最明寺川</u></td> <td><u>1/100年確率規模以上</u></td> <td><u>9時間総雨量237mm</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象河川	想定規模	雨量条件	武庫川水系: <u>武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川</u>	<u>1/100年確率規模以上</u>	24時間総雨量247mm	<u>淀川水系最明寺川</u>	<u>1/100年確率規模以上</u>	<u>9時間総雨量237mm</u>	<p>計画規模降雨</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象河川</th> <th>想定規模</th> <th>雨量条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武庫川</td> <td><u>おおむね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u></td> <td>24時間総雨量247mm</td> </tr> <tr> <td><u>仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、天神川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、佐曾利川</u></td> <td><u>おおむね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u></td> <td><u>1時間降雨量72.7mm</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象河川	想定規模	雨量条件	武庫川	<u>おおむね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u>	24時間総雨量247mm	<u>仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、天神川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、佐曾利川</u>	<u>おおむね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u>	<u>1時間降雨量72.7mm</u>																		
対象河川	想定規模	雨量条件																																				
武庫川水系: <u>武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川</u>	<u>1/100年確率規模以上</u>	24時間総雨量247mm																																				
<u>淀川水系最明寺川</u>	<u>1/100年確率規模以上</u>	<u>9時間総雨量237mm</u>																																				
対象河川	想定規模	雨量条件																																				
武庫川	<u>おおむね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u>	24時間総雨量247mm																																				
<u>仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、天神川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、佐曾利川</u>	<u>おおむね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより氾濫した場合を想定している。</u>	<u>1時間降雨量72.7mm</u>																																				

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																														
37 40	第2部 災害予防計画 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第1節 市における応急活動体制の整備・強化 3 計画 (1) 迅速な初動体制確立のための環境整備	第2部 災害予防計画 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実 第1節 市における応急活動体制の整備・強化 3 計画 (1) 迅速な初動体制確立のための環境整備																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災組織体制の整備・充実</td> <td> <input type="checkbox"/> 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実 <input type="checkbox"/> 庁内防災体制検討会の設置 </td> <td>都市安全部 各部</td> </tr> <tr> <td>(表中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員参集メールモバイル 防災宝塚を活用した非常 時職員動員の強化</td> <td><input type="checkbox"/> 職員参集メールを活用した招集訓練の実施</td> <td>都市安全部</td> </tr> <tr> <td>(後表略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当*	防災組織体制の整備・充実	<input type="checkbox"/> 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実 <input type="checkbox"/> 庁内防災体制検討会の設置	都市安全部 各部	(表中略)			職員参集メールモバイル 防災宝塚を活用した非常 時職員動員の強化	<input type="checkbox"/> 職員参集メールを活用した招集訓練の実施	都市安全部	(後表略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災組織体制の整備・充実</td> <td> <input type="checkbox"/> 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実 </td> <td>都市安全部 消防部</td> </tr> <tr> <td>(前中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員参集メールモバイル 防災宝塚を活用した非常 時職員動員の強化</td> <td><input type="checkbox"/> 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施</td> <td>都市安全部</td> </tr> <tr> <td>(後表略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当*	防災組織体制の整備・充実	<input type="checkbox"/> 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実	都市安全部 消防部	(前中略)			職員参集メールモバイル 防災宝塚を活用した非常 時職員動員の強化	<input type="checkbox"/> 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施	都市安全部	(後表略)		
計画名	計画のあらまし	主担当*																														
防災組織体制の整備・充実	<input type="checkbox"/> 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実 <input type="checkbox"/> 庁内防災体制検討会の設置	都市安全部 各部																														
(表中略)																																
職員参集メールモバイル 防災宝塚を活用した非常 時職員動員の強化	<input type="checkbox"/> 職員参集メールを活用した招集訓練の実施	都市安全部																														
(後表略)																																
計画名	計画のあらまし	主担当*																														
防災組織体制の整備・充実	<input type="checkbox"/> 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実	都市安全部 消防部																														
(前中略)																																
職員参集メールモバイル 防災宝塚を活用した非常 時職員動員の強化	<input type="checkbox"/> 「モバイル防災宝塚」を活用した招集訓練の実施	都市安全部																														
(後表略)																																
55 62	第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第1節 災害に強い都市の創造 第5 消防水利網の整備 3 計画 (3) その他多様な消防水利の確保	第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進 第1節 災害に強い都市の創造 第5 消防水利網の整備 3 計画 (3) その他多様な消防水利の確保																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他多様な消防水利の整備</td> <td> <input type="checkbox"/> ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結 </td> <td>消防部 各施設所管部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	その他多様な消防水利の整備	<input type="checkbox"/> ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結	消防部 各施設所管部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他多様な消防水利の整備</td> <td> <input type="checkbox"/> ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線・<u>下水処理水</u>等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結 </td> <td>消防部 各施設所管部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	その他多様な消防水利の整備	<input type="checkbox"/> ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線・ <u>下水処理水</u> 等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結	消防部 各施設所管部																		
計画名	計画のあらまし	主担当																														
その他多様な消防水利の整備	<input type="checkbox"/> ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結	消防部 各施設所管部																														
計画名	計画のあらまし	主担当																														
その他多様な消防水利の整備	<input type="checkbox"/> ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線・ <u>下水処理水</u> 等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結	消防部 各施設所管部																														
84 85	第4節 要配慮者の安全環境整備 3 計画 (1)～(4) 略 (5) <u>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等利用者の避難確保のための措置</u>	第4節 要配慮者の安全環境整備 3 計画 (1)～(4) 略 (新規追記)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> <th>主担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等の安全避難の推進</u></td> <td> <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の施設名称及び所在地の指定促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び訓練実施等の促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の管理者等が作成する避難確保計画及び同計画に基づく訓練結果等について、必要な助言等の実施 </td> <td>都市安全部 各施設所管部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	主担当	<u>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等の安全避難の推進</u>	<input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の施設名称及び所在地の指定促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び訓練実施等の促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の管理者等が作成する避難確保計画及び同計画に基づく訓練結果等について、必要な助言等の実施	都市安全部 各施設所管部																									
計画名	計画のあらまし	主担当																														
<u>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等の安全避難の推進</u>	<input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の施設名称及び所在地の指定促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び訓練実施等の促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の管理者等が作成する避難確保計画及び同計画に基づく訓練結果等について、必要な助言等の実施	都市安全部 各施設所管部																														
	※ 参照 ⇒ <u>洪水7浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設等</u> (資料・様式編1-4)																															
127 130	第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画 3 各地区における地区防災計画 (1) 「中山台コミュニティ地区」地区防災計画 ア 略 イ 活動の基本方針及び目標 大規模災害が発生して、ライフラインが停止した状況下でも、地域が <u>一体</u> となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標とする。 エ～キ 略 ク 主な活動計画	第6章 地区防災計画 第2節 各地区における地区防災計画 3 各地区における地区防災計画 (1) 「中山台コミュニティ地区」地区防災計画 ア 略 イ 活動の基本方針及び目標 大規模災害が発生して、ライフラインが停止した状況下でも、地域が <u>一丸</u> となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標とする。 エ～キ 略 ク 主な活動計画																														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平常時の取組</td> <td>防災意識の普及啓発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時の取組	防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平常時の取組</td> <td>防災意識の普及啓発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会議、家庭内備蓄・住宅耐震補強の促進、自主防災会の活動強化、委員会ニュースの発行 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災訓練の実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会、管理組合ごとの防災訓練を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時の取組	防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議、家庭内備蓄・住宅耐震補強の促進、自主防災会の活動強化、委員会ニュースの発行 		防災訓練の実	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会、管理組合ごとの防災訓練を実施 																					
平常時の取組	防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。 																														
平常時の取組	防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議、家庭内備蓄・住宅耐震補強の促進、自主防災会の活動強化、委員会ニュースの発行 																														
	防災訓練の実	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会、管理組合ごとの防災訓練を実施 																														

現頁	新 計 画 案 (変更後)			現 計 画 (変更前)		
	防災訓練の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コミュニティの支援のもと、自治会エリアごとに防災訓練を実施する。</u> 	施		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年に一度の大規模避難訓練をエリア全域で実施</u>
	防災資機材の整備・点検		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。</u> 	防災資機材の整備・点検		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特別養護老人ホーム中山ちどりに避難所等関連物資保管場所を確保</u> ・ <u>訓練使用時には在庫の確認を実施</u>
	情報伝達網の構築		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すみれ防災スピーカーの活用。</u> ・ <u>情報伝達手段はあらゆる方法を使用する。</u> 	情報伝達網の構築		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伝令、電子メール（メーリングリスト）の活用</u> ・ <u>携帯無線機の配備を検討</u>
	災害時の取組	略		災害時の取組	略	
	災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	略		災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組	略	
(2)～(7)略	(8) <u>すみれガ丘小学校区地区防災計画</u>			(2)～(7)略 (新規追記)		
ア	<u>計画の名称</u>					
イ	<u>すみれガ丘小学校区地区防災計画</u>					
イ	<u>活動の基本方針</u>					
ウ	<p>「災害に強くみんなで助け合えるまち」にしようという考えを基本方針として、「すみれガ丘小学校区地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていく。</p>					
ウ	<u>計画の対象範囲（範囲）</u>					
エ	すみれガ丘1丁目～3丁目、御殿山4丁目					
エ	<u>活動主体及び活動団体</u>					
エ	ラ・ビスタ宝塚団地自治会防災部					
エ	<p>ラ・ビスタ宝塚団地自治会、御殿山北自治会、すみれガ丘小学校区民生児童委員・主任児童委員、ラ・ビスタ宝塚団地管理組合、サウステラス管理組合、ラ・メゾン管理組合、ブラーザコムズ管理組合、ウエストウイング管理組合、オクシア管理組合、ノースハイツ管理組合、レフィナス管理組合、エスティオ1番館管理組合、エスティオ2番館管理組合、イーストヴィラ管理組合、エコタウン、ファーストヒルズ</p>					
オ	<u>地区の特性</u>					
オ	(ア) 六甲山東端の山麓部から武庫川の間に位置し、緩い傾斜地に家屋が多い					
オ	(イ) 山麓部に近い地域では土砂災害警戒危険区域に指定された場所がある					
オ	(ウ) 周辺には活断層が存在する					
カ	<u>対象とする災害</u>					
カ	市役所直下型地震、南海トラフ地震、豪雨にともなう土砂災害（校区内に土砂災害警戒区域（土石流）、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている）					
キ	<u>主な活動計画</u>					
キ	<u>平常時の取組</u>	<u>防災知識の普及啓発</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。</u> 			
キ		<u>地区の安全点検</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。</u> 			
キ		<u>防災資器材の整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認する。</u> 			
キ		<u>防災訓練</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いざというとき、あわてず、的確に対応するため、地区住民に積極的な参加を呼びかけて、防災訓練を行う。</u> 			
キ	<u>災害時の取組</u>	<u>情報収集・伝達</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公共機関などから正しい情報を収集し、地区内へ伝達。</u> ・ <u>地区の被災状況等を取りまとめ、防災機関へ報告。</u> 			
キ		<u>初期消火活動</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。</u> 			
キ		<u>救出・救護活動</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行う。</u> 			

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																														
141 第3部 災害応急対策計画 第1章 非常時活動体制に関する基本指針 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制 第1 災害警戒対策 1、2 略 144 3 警戒本部 (1) 略 147 (2) 警戒本部の長等各級責任者となる職員のめやす	<table border="1" data-bbox="311 178 1409 420"> <tr> <td>避難誘導活動 給食・給水活動</td> <td>・地区住民を安全な避難所などへ誘導する。 ・地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援</td> <td>・災害時に被害を受けやすい避難行動要支援者(災害時要援護者)を、みんなで協力し支援を行う。</td> </tr> </table> <p>ク 災害時の拠点 すみれが丘小学校に地区災害対策本部を設置する。地区災害対策本部設置までの初期対応及びその後の情報収集拠点として、ラ・ビスタ宝塚団地管理センター2階(コミュニティセンター)内に地区連絡所を設置。</p> <p>ケ 一時避難場所 災害時に一時的に避難する場所として、校区内の公園を指定。 南公園、中央公園、東公園、北公園、西公園</p>	避難誘導活動 給食・給水活動	・地区住民を安全な避難所などへ誘導する。 ・地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。	避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援	・災害時に被害を受けやすい避難行動要支援者(災害時要援護者)を、みんなで協力し支援を行う。	第3部 災害応急対策計画 第1章 非常時活動体制に関する基本指針 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制 第1 災害警戒対策 1、2 略 3 警戒本部 (1) 略 (2) 警戒本部の長等各級責任者となる職員のめやす																																																																										
避難誘導活動 給食・給水活動	・地区住民を安全な避難所などへ誘導する。 ・地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。																																																																															
避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援	・災害時に被害を受けやすい避難行動要支援者(災害時要援護者)を、みんなで協力し支援を行う。																																																																															
	<table border="1" data-bbox="311 913 1409 1900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">同 警 戒 本 部 員</td> <td><input type="checkbox"/> 広報課長</td> <td rowspan="10"><input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td> <td rowspan="10">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公園河川課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 道路管理課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 北部整備課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 開発審査課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住まい政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 北部振興企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 警防課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 下水道課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 総合防災課長</td> <td rowspan="10"><input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)</td> <td rowspan="10">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 企画政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市民相談課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 建設室課長 (公共交通担当)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 子ども政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 環境政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 商工勤労課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	略	略	第1警戒体制	警戒副本部長	警戒副本部長補佐	同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制	<input type="checkbox"/> 公園河川課長	<input type="checkbox"/> 道路管理課長	<input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当)	<input type="checkbox"/> 北部整備課長	<input type="checkbox"/> 開発審査課長	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長	<input type="checkbox"/> 警防課長	<input type="checkbox"/> 下水道課長	<input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制	<input type="checkbox"/> 企画政策課長	<input type="checkbox"/> 市民相談課長	<input type="checkbox"/> 総務課長	<input type="checkbox"/> 建設室課長 (公共交通担当)	<input type="checkbox"/> 地域福祉課長	<input type="checkbox"/> 子ども政策課長	<input type="checkbox"/> 環境政策課長	<input type="checkbox"/> 商工勤労課長	<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長	<input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長	<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長	<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長	<table border="1" data-bbox="1617 913 2715 1795"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">同 警 戒 本 部 員</td> <td><input type="checkbox"/> 広報課長</td> <td rowspan="10"><input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td> <td rowspan="10">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公園河川課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 道路管理課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 北部整備課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 開発審査課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住まい政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 北部振興企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 警防課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 下水道課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 総合防災課長</td> <td rowspan="10"><input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)</td> <td rowspan="10">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 政策推進課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市民相談課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 子ども政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 環境政策課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 商工勤労課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	略	略	第1警戒体制	警戒副本部長	警戒副本部長補佐	同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制	<input type="checkbox"/> 公園河川課長	<input type="checkbox"/> 道路管理課長	<input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当)	<input type="checkbox"/> 北部整備課長	<input type="checkbox"/> 開発審査課長	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長	<input type="checkbox"/> 警防課長	<input type="checkbox"/> 下水道課長	<input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制	<input type="checkbox"/> 政策推進課長	<input type="checkbox"/> 市民相談課長	<input type="checkbox"/> 総務課長	<input type="checkbox"/> 地域福祉課長	<input type="checkbox"/> 子ども政策課長	<input type="checkbox"/> 環境政策課長	<input type="checkbox"/> 商工勤労課長	<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長	<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長	<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長	<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																																																													
警戒本部長	略	略	第1警戒体制																																																																													
警戒副本部長																																																																																
警戒副本部長補佐																																																																																
同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制																																																																													
	<input type="checkbox"/> 公園河川課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 道路管理課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当)																																																																															
	<input type="checkbox"/> 北部整備課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 開発審査課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 警防課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 下水道課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制																																																																													
	<input type="checkbox"/> 企画政策課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 市民相談課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 総務課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 建設室課長 (公共交通担当)																																																																															
	<input type="checkbox"/> 地域福祉課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 子ども政策課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 環境政策課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 商工勤労課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長																																																																															
<input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長																																																																																
<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長																																																																																
<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長																																																																																
<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長																																																																																
<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長																																																																																
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																																																													
警戒本部長	略	略	第1警戒体制																																																																													
警戒副本部長																																																																																
警戒副本部長補佐																																																																																
同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第1警戒体制																																																																													
	<input type="checkbox"/> 公園河川課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 道路管理課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 建設室課長 (道路維持管理担当)																																																																															
	<input type="checkbox"/> 北部整備課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 開発審査課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 住まい政策課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 北部振興企画課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 警防課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 下水道課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 総合防災課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による (風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制)	第2警戒体制																																																																													
	<input type="checkbox"/> 政策推進課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 市民相談課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 総務課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 地域福祉課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 子ども政策課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 環境政策課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 商工勤労課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長																																																																															
	<input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長																																																																															
<input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長																																																																																
<input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長																																																																																
<input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長																																																																																

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																												
157	<p>第2 災害対策本部等の設置（「第2節以降も同様の変更有り」）</p> <p>1 責任担当部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主担当部</td> <td>災対都市安全部</td> <td>災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務</td> </tr> <tr> <td>災対企画経営部</td> <td>被災者総合支援センターの開設・運営・<u>災害時広報</u></td> </tr> <tr> <td>副担当部</td> <td>各 部</td> <td>現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>2～6 略</p>	区分	部	主な任務	主担当部	災対都市安全部	災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営・ <u>災害時広報</u>	副担当部	各 部	現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立	<p>第2 災害対策本部等の設置（「第2節以降も同様の変更有り」）</p> <p>1 責任担当部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主担当部</td> <td>災対都市安全部</td> <td>災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務</td> </tr> <tr> <td>災対企画経営部</td> <td>被災者総合支援センターの開設・運営</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副担当部</td> <td><u>災対市民交流部</u></td> <td><u>被災者総合支援センターの開設・運営に係る災害時広報</u></td> </tr> <tr> <td>各 部</td> <td>現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>2～6 略</p>	区分	部	主な任務	主担当部	災対都市安全部	災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営	副担当部	<u>災対市民交流部</u>	<u>被災者総合支援センターの開設・運営に係る災害時広報</u>	各 部	現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立				
区分	部	主な任務																												
主担当部	災対都市安全部	災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務																												
	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営・ <u>災害時広報</u>																												
副担当部	各 部	現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立																												
区分	部	主な任務																												
主担当部	災対都市安全部	災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務																												
	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営																												
副担当部	<u>災対市民交流部</u>	<u>被災者総合支援センターの開設・運営に係る災害時広報</u>																												
	各 部	現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立																												
155	<p>7 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）<u>発表</u>中、さらに危険度が高まった場合に発表されるものであることから、より一層の警戒を行う必要がある。しかし、土砂災害警戒情報は市内全域に対して発表されるものであることから、これをもって直ちに避難情報の発令は行わず、兵庫県が発表する「地域別土砂災害危険度」の5kmメッシュまたは1kmメッシュ情報に照らして、危険度が高まっている水害危険予想箇所について高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等を行うものとする。なお、この際には、気象庁が公表する<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>や市内16箇所に設置された雨量計から算出されるデータ（時間雨量、累積雨量等）についても参考とする。</p> <p>(以下「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）」については「<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>」に変更する。</p>	<p>7 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）中、さらに危険度が高まった場合に発表されるものであることから、より一層の警戒を行う必要がある。しかし、土砂災害警戒情報は市内全域に対して発表されるものであることから、これをもって直ちに避難情報の発令は行わず、兵庫県が発表する「地域別土砂災害危険度」の5kmメッシュまたは1kmメッシュ情報に照らして、危険度が高まっている水害危険予想箇所について高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等を行うものとする。なお、この際には、気象庁が公表する<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</u>や市内16箇所に設置された雨量計から算出されるデータ（時間雨量、累積雨量等）についても参考とする。</p> <p>(以下「<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</u>」については「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」に変更する。</p>																												
209 215	<p>第2章 災害危険防止及び人的危険回避に関する対策</p> <p>第4節 災害時における危険物・有毒物等対策（第5節以降も類似の変更有り）</p> <p>1 責任担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主担当部</td> <td>災対消防部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副担当部</td> <td>災対都市安全部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>災対企画経営部</u></td> <td>危険物等流出のおそれがある場合の緊急広報体制の確保 当該事故による危険物等の影響に関する広報資料の収集、整理 風評被害の影響軽減のための広報計画の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="3">以下略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	主な任務	主担当部	災対消防部	略	副担当部	災対都市安全部	略	<u>災対企画経営部</u>	危険物等流出のおそれがある場合の緊急広報体制の確保 当該事故による危険物等の影響に関する広報資料の収集、整理 風評被害の影響軽減のための広報計画の検討	以下略			<p>第2章 災害危険防止及び人的危険回避に関する対策</p> <p>第4節 災害時における危険物・有毒物等対策（第5節以降も類似の変更有り）</p> <p>1 責任担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主担当部</td> <td>災対消防部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副担当部</td> <td>災対都市安全部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>災対市民交流部</u></td> <td>危険物等流出のおそれがある場合の緊急広報体制の確保 当該事故による危険物等の影響に関する広報資料の収集、整理 風評被害の影響軽減のための広報計画の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="3">以下略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	主な任務	主担当部	災対消防部	略	副担当部	災対都市安全部	略	<u>災対市民交流部</u>	危険物等流出のおそれがある場合の緊急広報体制の確保 当該事故による危険物等の影響に関する広報資料の収集、整理 風評被害の影響軽減のための広報計画の検討	以下略		
区分	部	主な任務																												
主担当部	災対消防部	略																												
副担当部	災対都市安全部	略																												
	<u>災対企画経営部</u>	危険物等流出のおそれがある場合の緊急広報体制の確保 当該事故による危険物等の影響に関する広報資料の収集、整理 風評被害の影響軽減のための広報計画の検討																												
以下略																														
区分	部	主な任務																												
主担当部	災対消防部	略																												
副担当部	災対都市安全部	略																												
	<u>災対市民交流部</u>	危険物等流出のおそれがある場合の緊急広報体制の確保 当該事故による危険物等の影響に関する広報資料の収集、整理 風評被害の影響軽減のための広報計画の検討																												
以下略																														
266 の後	<p><u>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>1 責任担当部</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主担当部</td> <td>災対都市安全部</td> <td><u>災害対策本部設置要綱の規定に基づく業務</u></td> </tr> <tr> <td>副担当部</td> <td>各 部</td> <td><u>部の所管に関する施設、事業に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 南海トラフ地震防災対策推進計画に関する基本指針</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項</u></p>	区分	部	主な任務	主担当部	災対都市安全部	<u>災害対策本部設置要綱の規定に基づく業務</u>	副担当部	各 部	<u>部の所管に関する施設、事業に関すること。</u>	<p><u>(新規追記)</u></p> <p>(以下全略)</p>																			
区分	部	主な任務																												
主担当部	災対都市安全部	<u>災害対策本部設置要綱の規定に基づく業務</u>																												
副担当部	各 部	<u>部の所管に関する施設、事業に関すること。</u>																												

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
	<p>等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について、本市は南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。</p> <p><u>第2節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件</u></p> <p>南海トラフ地震関連情報は、南海トラフの想定震源域内及びその周辺において、地震発生の可能性が高まった場合に気象庁より発表されるもので、その情報の種類と発表条件は以下のとおりである。</p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u></p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u></p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</p> <p><u>3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u></p> <p>以下のいずれかにより臨時で「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合に発表</p> <p>(1) 想定震源域内のプレート境界でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合</p> <p>(2) 1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合</p> <p>(3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合</p> <p><u>4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u></p> <p>前項3による調査を実施し、1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p> <p><u>第3節 体制整備と応援の確保</u></p> <p><u>1 資機材、人員等の配備手配</u></p> <p>(1) 資機材等の調達手配</p> <p>市域内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>管轄区域内の居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、県に対して供給を要請するものとする。</p> <p>(2) 人員の配置</p> <p>市は県に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。</p> <p><u>2 関係者との連絡協力の確保</u></p> <p>市が災害応急対策の実施に際し人員、物資、場所などが不足する場合、関係機関に対する応援要請を行う。必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。また市長は、必要があるときは、県知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。</p> <p><u>第4節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応</u></p>	

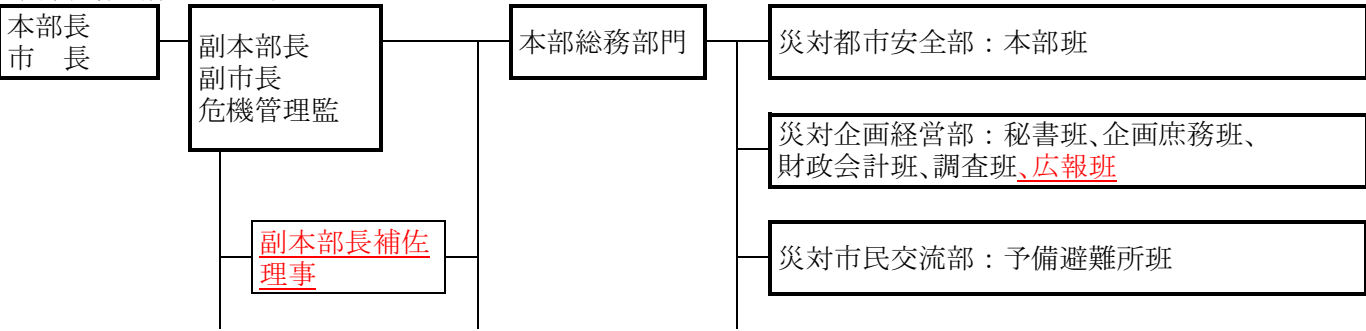
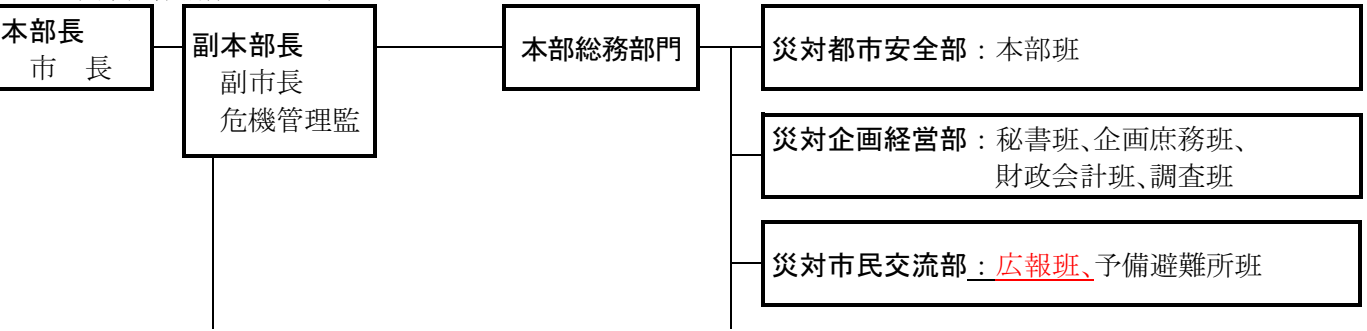
現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
	<p><u>市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、市民等に対し、平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等平時からの地震への備えを再確認するものとする。</u></p> <p><u>1 配備体制、発表時の対応</u> <u>配備体制、発表時の対応については、地域防災計画関連図書災害対応マニュアル編第1部「非常時活動体制に関するマニュアル」、2項「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 市の主な業務</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること</u> <u>(2) 避難に関すること</u> <u>(3) 職員の配備に関すること</u> <u>(4) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>(5) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること</u></p> <p><u>3 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>4 庁舎及び災害応急対策上の避難施設、重要施設における措置</u> <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、市庁舎及び災害応急対策上の避難施設や重要施設における措置は次のとおりとする。</u> <u>(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u> <u>(2) 無線通信機等通信手段の確保</u> <u>(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p><u>5 避難施設、市の管理施設に対する措置</u> <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、避難施設や市が管理する道路、河川（水路）、庁舎、社会教育施設、福祉施設、学校園等の管理上の措置は次のとおりとする。</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達</u> <u>(2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u> <u>(3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u> <u>(4) 出火防止措置</u> <u>(5) 水、食料等の備蓄</u> <u>(6) 消防用設備の点検、整備</u> <u>(7) 非常用発電装置の整備、すみれ防災スピーカー（防災行政無線）、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u> <u>(8) 各施設における緊急点検、巡視</u> <u>(9) 橋梁、トンネル、法面等に関する緊急点検及び道路管理上の措置</u> <u>(10) 学校園における児童生徒に対する保護の方法の確認</u> <u>(11) 河川（水路）について、樋門の閉鎖手順の確認</u> <u>(12) 指定避難所、応急救護所となる施設における開設に必要な資機材の搬入、配備</u></p> <p><u>6 市民への広報</u> <u>市民等に対し、平時からの地震への備えの再確認や、できるだけ安全な防災行動をとる旨の呼びかけ及び社会的混乱防止のための広報を行う。</u></p>	

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
	<p><u>(1) 平時からの地震への備えの再確認の例</u></p> <p><u>ア 避難場所、避難経路の確認</u></p> <p><u>イ 家族との安否確認手段の確認</u></p> <p><u>ウ 家具の固定の確認</u></p> <p><u>エ 非常持出品の確認</u></p> <p><u>(2) できるだけ安全な防災行動の例</u></p> <p><u>ア 高いところに物を置かない</u></p> <p><u>イ 屋内のできるだけ安全な場所で生活</u></p> <p><u>ウ すぐに避難できる準備 (非常持出品等)</u></p> <p><u>エ 危険なところに行かない</u></p> <p><u>(3) 社会的混乱防止のための広報の例</u></p> <p><u>ア 不要、不急な自動車使用の自粛</u></p> <p><u>イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛</u></p> <p><u>ウ 不要な買いだめの自粛</u></p> <p><u>エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手</u></p> <p><u>第5節 地震防災上重要な対策</u></p> <p><u>1 緊急に整備すべき施設等の整備</u></p> <p><u>地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。</u></p> <p><u>2 ライフライン施設</u></p> <p><u>水道、電力、ガス、電気通信などライフライン施設は市民の生活を維持する上で必要不可欠な施設であることから、早期の復旧を目指すこととする。地域防災計画本編第3部「災害応急対策計画」第3章「二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策」第2節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。</u></p> <p><u>3 救出・救助</u></p> <p><u>救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などによる機関および近隣住民同士の共助による活動を連続的に行うことで大きな効果を発揮する。また、助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。こうした活動が円滑・機動的に行われるよう前項ライフラインの確保や交通規制、道路啓開などネットワークの確保を行う。</u></p> <p><u>4 警備対策</u></p> <p><u>警察は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 正確な情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>(2) 不法事案等の予防及び取締り</u></p> <p><u>(3) 地域防犯団体、警備業者等が行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p><u>第6節 防災訓練計画、啓発・教育</u></p> <p><u>1 防災訓練の実施</u></p> <p><u>防災・減災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を実施する。</u></p> <p><u>(1) 災害情報の伝達</u></p> <p><u>(2) 参集</u></p> <p><u>(3) 安否確認</u></p> <p><u>(4) 非常時における通信確保</u></p>	

現頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
277	<p><u>(5) 災害対策機器、システムの操作</u> <u>(6) 設備の災害応急復旧</u> <u>(7) 救出、救助</u></p> <p><u>2 関係機関との連携</u> <u>国、県及び関係機関が主催して行う訓練に参加・協力する。</u></p> <p><u>3 啓発・教育</u> <u>防災関係機関、自主防災組織、事業所等と連携協力して、地震防災上必要な啓発・教育を推進するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市職員に対する防災知識の普及</u> <u>地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関において行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>ア 南海トラフ地震臨時情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>ウ 地震・津波に関する一般的な知識</u> <u>エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u> <u>オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u> <u>ク 家庭内での地震防災対策の内容</u> <u>ケ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法</u></p> <p><u>(2) 市民、児童生徒に対する教育</u> <u>児童生徒に対して次のことに配慮した教育・啓発を実施するものとする。</u> <u>ア 過去の地震災害の実態</u> <u>イ 地震・津波に関する一般的な知識</u> <u>ウ 地震・津波が発生した場合の対処方法</u> <u>エ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u> <u>オ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法</u></p> <p><u>(3) 防災上重要な施設管理者に対する教育</u> <u>防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、市及び県が実施する研修の参加に努める。</u></p> <p>第4部 災害復旧・復興計画 第2章 被災者の生活再建支援 第2節 被災者生活再建支援金等の支給</p> <p>2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） 市は、県と連携して、兵庫県住宅再建共済給付金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、兵庫県住宅再建共済制度や相談窓口の開設に関することについて周知を図る。 また、<u>加入者が兵庫県住宅再建共済給付金の支給を受ける場合は、所定の書類を添付のうえ、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に給付金を請求する。</u></p> <p>(以下全略)</p>	<p>第4部 災害復旧・復興計画 第2章 被災者の生活再建支援 第2節 被災者生活再建支援金等の支給</p> <p>2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） 市は、県と連携して、兵庫県住宅再建共済給付金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、兵庫県住宅再建共済制度や相談窓口の開設に関することについて周知を図る。 また、<u>兵庫県住宅再建共済給付金の支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の確認を行い、県（ただし、支給に関する事務は公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金）に申請書類を送付する。</u></p> <p>(以下全略)</p>

変更前後対照表 マニュアル編（関連図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
第1部	非常時活動体制に関するマニュアル	非常時活動体制に関するマニュアル
1	略	略
2	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
3	※1 南海トラフ地震臨時情報発表等の伝達経路	※1 地震臨時情報発表等の伝達経路
	<p>併せて報道機関へ通知 報道開始</p>	<p>併せて報道機関へ通知 報道開始</p>
	<p>(南海トラフ地震臨時情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震の発生する恐れがあると認める旨及びその理由 ・その地震が発生する恐れがあると認められる時期 <p>(以下略)</p>	<p>(地震臨時情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震の発生する恐れがあると認める旨及びその理由 ・その地震が発生する恐れがあると認められる時期 <p>(以下略)</p>
11	3 応援要請	3 応援要請
	※1～※3 略	※1～※3 略
	※4 自衛隊への災害派遣要請	※4 自衛隊への災害派遣要請
	(1)、(2) 略	(1)、(2) 略
	<p>○派遣及び撤収要請手続き経路</p> <p>知事に派遣要請の要求 知事に要求するいとまの無いとき</p>	<p>○派遣及び撤収要請手続き経</p> <p>知事に派遣要請の要求 知事に要求するいとまの無いとき</p> <p>※ 阪神北県民局と連絡が取れないときは、県本庁へ直接要請。</p>

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
83 102 114	第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル 4 生活救援等対策 (5) 罹災証明書発行のための調査活動及び発行 ※1 略 ※2 調査の実施要領	第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル 4 生活救援等対策 (5) 罹災証明書発行のための調査活動及び発行 ※1 略 ※2 調査の実施要領
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 罹災証明書を発行するに当たって、<u>被害の報告</u>は、「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官)により行うこととする。<u>なお</u>、住家の被害認定は内閣府の「<u>災害の被害認定基準について(令和3年6月24府政防第670号)</u>」に基づき行うこととする。</p> <p>イ 「災害の被害認定基準について」の具体的な運用については、内閣府より示された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月)」を活用し、必要に応じて消防庁「災害報告取扱要領」による被害分類認定の基準などの関係文書も活用して行うこととする。また、具体的な実施体制については「災害に係る住家の被害認定基準 実施体制の手引き <u>(令和3年5月)</u>」を適宜参照する。</p> </div> <p>(以下略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 罹災証明書を発行するに当たっての<u>被害の判定</u>は、「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官)により行うこととする。<u>ただし</u>、住家の被害認定は内閣府の「<u>災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)</u>」及び「<u>災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長)</u>」に基づき行うこととする。</p> <p>イ 「災害の被害認定基準について」の具体的な運用については、内閣府より示された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月)」を活用し、必要に応じて消防庁「災害報告取扱要領」による被害分類認定の基準などの関係文書も活用して行うこととする。また、具体的な実施体制については「災害に係る住家の被害認定基準 実施体制の手引き <u>(令和2年3月)</u>」を適宜参照する。</p> <p>ウ 「<u>被害の程度</u>」は被災者生活再建支援法施行令(平成16年3月31日政令第99号)第2条に基づく「<u>大規模半壊世帯</u>」を含めることとする。</p> </div> <p>(以下略)</p>
146	<p>(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱</p> <p>宝塚市災害対策本部設置要綱 (組織) 第3条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及びその他の必要な職員をもって組織する。 2、3略 4 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、<u>理事</u>及び技監をもって充てるものとし、副本部長を補佐する。 5～7略</p>	<p>(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱</p> <p>宝塚市災害対策本部設置要綱 (組織) 第3条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及びその他の必要な職員をもって組織する。 2、3略 4 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び技監をもって充てるものとし、副本部長を補佐する。 5～7略</p>
153	<p>別表1 (第3条関係) 本部組織構成のめやす</p> 	<p>別表1 (第3条関係) 本部組織構成のめやす</p> 

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																						
154	別表2 (第3条関係)	別表2 (第3条関係)																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部門別</th> <th colspan="3">部 ・ 班 名</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班員となる 平常時課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">本部総務部門 部門長 副市長・理事</td> <td rowspan="7"> 災対企画経営部 本部員 部長級 本部員代理 略 </td> <td colspan="2">秘書班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企画庶務班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>企画政策課 施設マネジメント課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">財政会計班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>経営改革推進課 財政課 会計課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調査班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>市税収納課 市民税課 資産税課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広報班</td> <td rowspan="2"> 1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 4 避難情報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>広報課 情報政策課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本部総務部門 部門長 副市長</td> <td rowspan="2"> 災対市民交流部 本部員 略 本部員代理 略 </td> <td colspan="2">予備避難所班</td> <td rowspan="2"> 1 所管避難施設の運営に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 5 自治会等への協力要請に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>市民相談課 市民協働推進課 窓口サービス課 (西谷SCを除く) 国民健康保険課 医療助成課</td> </tr> </tbody> </table>	部門別	部 ・ 班 名			事務分掌	部	班	班員となる 平常時課名	本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対企画経営部 本部員 部長級 本部員代理 略	秘書班		略	班長 課長級	秘書課	企画庶務班		略	班長 課長級	企画政策課 施設マネジメント課	財政会計班		略	班長 課長級	経営改革推進課 財政課 会計課	調査班		略	班長 課長級	市税収納課 市民税課 資産税課	広報班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 4 避難情報の伝達に関すること。	班長 課長級	広報課 情報政策課	本部総務部門 部門長 副市長	災対市民交流部 本部員 略 本部員代理 略	予備避難所班		1 所管避難施設の運営に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 5 自治会等への協力要請に関すること。	班長 課長級	市民相談課 市民協働推進課 窓口サービス課 (西谷SCを除く) 国民健康保険課 医療助成課	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部門別</th> <th colspan="3">部 ・ 班 名</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班員となる 平常時課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">本部総務部門 部門長 副市長・理事</td> <td rowspan="7"> 災対企画経営部 本部員 企画経営部長・ 行財政改革担当部長 本部員代理 略 </td> <td colspan="2">秘書班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企画庶務班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>政策推進課 施設マネジメント課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">財政会計班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>行革推進課 財政課 会計課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調査班</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>市税収納課 市民税課 資産税課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本部総務部門 部門長 副市長</td> <td rowspan="2"> 災対市民交流部 本部員 略 本部員代理 略 </td> <td colspan="2">広報班</td> <td rowspan="2"> 1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 5 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 6 自治会等への協力要請に関すること。 7 避難情報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>市民相談課 市民協働推進課 (企画経営部) 情報政策課 広報課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本部総務部門 部門長 副市長</td> <td rowspan="2"> 本部員 略 本部員代理 略 </td> <td colspan="2">予備避難所班</td> <td rowspan="2"> 1 所管避難施設の運営に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>班長 課長級</td> <td>市民相談課 広報課 市民協働推進課 窓口サービス課 (西谷SCを除く) 国民健康保険課 医療助成課</td> </tr> </tbody> </table>	部門別	部 ・ 班 名			事務分掌	部	班	班員となる 平常時課名	本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対企画経営部 本部員 企画経営部長・ 行財政改革担当部長 本部員代理 略	秘書班		略	班長 課長級	秘書課	企画庶務班		略	班長 課長級	政策推進課 施設マネジメント課	財政会計班		略	班長 課長級	行革推進課 財政課 会計課	調査班		略	班長 課長級	市税収納課 市民税課 資産税課	本部総務部門 部門長 副市長	災対市民交流部 本部員 略 本部員代理 略	広報班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 5 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 6 自治会等への協力要請に関すること。 7 避難情報の伝達に関すること。	班長 課長級	市民相談課 市民協働推進課 (企画経営部) 情報政策課 広報課	本部総務部門 部門長 副市長	本部員 略 本部員代理 略	予備避難所班		1 所管避難施設の運営に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。	班長 課長級	市民相談課 広報課 市民協働推進課 窓口サービス課 (西谷SCを除く) 国民健康保険課 医療助成課
部門別	部 ・ 班 名			事務分掌																																																																																				
	部	班	班員となる 平常時課名																																																																																					
本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対企画経営部 本部員 部長級 本部員代理 略	秘書班		略																																																																																				
		班長 課長級	秘書課																																																																																					
		企画庶務班		略																																																																																				
		班長 課長級	企画政策課 施設マネジメント課																																																																																					
		財政会計班		略																																																																																				
		班長 課長級	経営改革推進課 財政課 会計課																																																																																					
		調査班		略																																																																																				
班長 課長級	市税収納課 市民税課 資産税課																																																																																							
広報班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 4 避難情報の伝達に関すること。																																																																																						
班長 課長級	広報課 情報政策課																																																																																							
本部総務部門 部門長 副市長	災対市民交流部 本部員 略 本部員代理 略	予備避難所班		1 所管避難施設の運営に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 5 自治会等への協力要請に関すること。																																																																																				
		班長 課長級	市民相談課 市民協働推進課 窓口サービス課 (西谷SCを除く) 国民健康保険課 医療助成課																																																																																					
部門別	部 ・ 班 名			事務分掌																																																																																				
	部	班	班員となる 平常時課名																																																																																					
本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対企画経営部 本部員 企画経営部長・ 行財政改革担当部長 本部員代理 略	秘書班		略																																																																																				
		班長 課長級	秘書課																																																																																					
		企画庶務班		略																																																																																				
		班長 課長級	政策推進課 施設マネジメント課																																																																																					
		財政会計班		略																																																																																				
		班長 課長級	行革推進課 財政課 会計課																																																																																					
		調査班		略																																																																																				
班長 課長級	市税収納課 市民税課 資産税課																																																																																							
本部総務部門 部門長 副市長	災対市民交流部 本部員 略 本部員代理 略	広報班		1 災害時における広報活動に関すること。 2 報道機関に関すること。 3 他部に属さない災害相談に関すること。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関すること。 5 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関すること。 6 自治会等への協力要請に関すること。 7 避難情報の伝達に関すること。																																																																																				
		班長 課長級	市民相談課 市民協働推進課 (企画経営部) 情報政策課 広報課																																																																																					
本部総務部門 部門長 副市長	本部員 略 本部員代理 略	予備避難所班		1 所管避難施設の運営に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。																																																																																				
		班長 課長級	市民相談課 広報課 市民協働推進課 窓口サービス課 (西谷SCを除く) 国民健康保険課 医療助成課																																																																																					

新 計 画 案 (変更後)				
部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
救援サービス部門 部門長：教育長・病院事業管理者	災対市立病院部	市立病院		略
	本部長 本部長代理 本部員 ・ 参事(経営統括部長 経営改善担当)	班長 課長級	市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部	

162 宝塚市災害警戒本部設置要綱
 ※本編第3部 第1章 第1節 第1 災害警戒対策 における別表「災害警戒本部の要員の災害警戒本部
 (以下「警戒本部」という。)の長等各級責任者となる職員のめやす」に同じ内容のため省略
 (以下全略)

現 計 画 (変更前)				
部門別	部 ・ 班 名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事 務 分 掌
救援サービス部門 部門長：教育長・病院事業管理者	災対市立病院部	市立病院		略
	本部長 本部長代理 本部員 ・ 経営統括部長	班長 課長級	市立病院診療部 看護部 薬剤部 地域医療連携部 経営統括部	

宝塚市災害警戒本部設置要綱
 ※本編第3部 第1章 第1節 第1 災害警戒対策 における別表「災害警戒本部の要員の災害警戒本部
 (以下「警戒本部」という。)の長等各級責任者となる職員のめやす」に同じ内容のため省略
 (以下全略)

変更前後対照表 資料・様式編（関連図書）※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																									
3 30	第1部 地域としての危険性 1-1 宝塚市における災害の概要 1-1-2 平成7年阪神・淡路大震災 地震と被害の概要 (中略) ② 兵庫県内被害状況 (平成18年5月19日現在) ア 災害救助法指定市町数 10市10町 イ 死者 6,402人 ウ 行方不明 3人 エ 負傷者 40,092人 オ <u>住家被害</u> <u>全壊</u> <u>104,004棟</u> <u>182,751世帯</u> <u>半壊</u> <u>136,952棟</u> <u>256,857世帯</u> <u>一部損壊</u> <u>297,811棟</u> カ <u>焼損棟数</u> <u>全焼</u> <u>7,035棟</u> <u>半焼</u> <u>89棟</u> <u>部分焼</u> <u>313棟</u> <u>ぼや</u> <u>97棟</u> キ 避難箇所数・人数 (ピーク時、平成7年1月23日) 1,153箇所 316,678人 (以下略)	第1部 地域としての危険性 1-1 宝塚市における災害の概要 1-1-2 平成7年阪神・淡路大震災 地震と被害の概要 (中略) ② 兵庫県内被害状況 (平成17年12月12日現在) ア 災害救助法指定市町数 10市10町 イ 死者 6,402人 ウ 行方不明 3人 エ 負傷者 40,092人 オ <u>倒壊家屋</u> <u>240,956棟</u> <u>439,608世帯</u> カ <u>焼失家屋</u> <u>7,456棟</u> <u>9,322世帯</u> キ 避難箇所数・人数 (ピーク時、平成7年1月23日) 1,153箇所 316,678人 (以下略)																																																																																									
34 51	1-2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表 1-2-6 宅地危険箇所 宅地危険箇所一覧表	1-2 法規等に基づく危険区域等指定一覧表 1-2-6 宅地危険箇所 宅地危険箇所一覧表																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">状 況</th> <th rowspan="2">避難場所</th> </tr> <tr> <th colspan="2">予想される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～5略</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td>中筋山手1丁目</td> <td colspan="2">地震による宅地損傷 石積崩壊等</td> <td>長尾小学校</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>花屋敷つつじガ丘</td> <td colspan="2">自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊</td> <td>川西市桜ガ丘小学校</td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td>花屋敷荘園1丁目</td> <td colspan="2">自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊</td> <td>川西市桜ガ丘小学校</td> </tr> <tr> <td><u>9</u></td> <td>平井山荘</td> <td colspan="2">石積・コンクリート擁壁 (H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊</td> <td>長尾小学校</td> </tr> <tr> <td><u>10</u></td> <td>野上6丁目</td> <td colspan="2">石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊</td> <td>西山小学校</td> </tr> <tr> <td><u>11</u></td> <td>紅葉ガ丘</td> <td colspan="2">石積擁壁の崩壊 (H=7m) 石積崩壊、家屋倒壊</td> <td>宝塚第一小学校</td> </tr> </tbody> </table>	番号	所在地	状 況		避難場所	予想される被害		1～5略					<u>6</u>	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等		長尾小学校	<u>7</u>	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校	<u>8</u>	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校	<u>9</u>	平井山荘	石積・コンクリート擁壁 (H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊		長尾小学校	<u>10</u>	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊		西山小学校	<u>11</u>	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7m) 石積崩壊、家屋倒壊		宝塚第一小学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">状 況</th> <th rowspan="2">避難場所</th> </tr> <tr> <th colspan="2">予想される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～5略</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td><u>長寿ガ丘③</u></td> <td colspan="2"><u>石垣のはらみ</u> <u>建物の崩壊</u></td> <td><u>宝塚第一小学校</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>中筋山手1丁目</td> <td colspan="2">地震による宅地損傷 石積崩壊等</td> <td>長尾小学校</td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td>花屋敷つつじガ丘</td> <td colspan="2">自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊</td> <td>川西市桜ガ丘小学校</td> </tr> <tr> <td><u>9</u></td> <td>花屋敷荘園1丁目</td> <td colspan="2">自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊</td> <td>川西市桜ガ丘小学校</td> </tr> <tr> <td><u>10</u></td> <td>平井山荘</td> <td colspan="2">石積・コンクリート擁壁 (H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊</td> <td>長尾小学校</td> </tr> <tr> <td><u>11</u></td> <td>野上6丁目</td> <td colspan="2">石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊</td> <td>西山小学校</td> </tr> <tr> <td><u>12</u></td> <td>紅葉ガ丘</td> <td colspan="2">石積擁壁の崩壊 (H=7m) 石積崩壊、家屋倒壊</td> <td>宝塚第一小学校</td> </tr> </tbody> </table>	番号	所在地	状 況		避難場所	予想される被害		1～5略					<u>6</u>	<u>長寿ガ丘③</u>	<u>石垣のはらみ</u> <u>建物の崩壊</u>		<u>宝塚第一小学校</u>	<u>7</u>	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等		長尾小学校	<u>8</u>	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校	<u>9</u>	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校	<u>10</u>	平井山荘	石積・コンクリート擁壁 (H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊		長尾小学校	<u>11</u>	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊		西山小学校	<u>12</u>	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7m) 石積崩壊、家屋倒壊		宝塚第一小学校
番号	所在地			状 況			避難場所																																																																																				
		予想される被害																																																																																									
1～5略																																																																																											
<u>6</u>	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等		長尾小学校																																																																																							
<u>7</u>	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校																																																																																							
<u>8</u>	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校																																																																																							
<u>9</u>	平井山荘	石積・コンクリート擁壁 (H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊		長尾小学校																																																																																							
<u>10</u>	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊		西山小学校																																																																																							
<u>11</u>	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7m) 石積崩壊、家屋倒壊		宝塚第一小学校																																																																																							
番号	所在地	状 況		避難場所																																																																																							
		予想される被害																																																																																									
1～5略																																																																																											
<u>6</u>	<u>長寿ガ丘③</u>	<u>石垣のはらみ</u> <u>建物の崩壊</u>		<u>宝塚第一小学校</u>																																																																																							
<u>7</u>	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等		長尾小学校																																																																																							
<u>8</u>	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校																																																																																							
<u>9</u>	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊		川西市桜ガ丘小学校																																																																																							
<u>10</u>	平井山荘	石積・コンクリート擁壁 (H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊		長尾小学校																																																																																							
<u>11</u>	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊		西山小学校																																																																																							
<u>12</u>	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7m) 石積崩壊、家屋倒壊		宝塚第一小学校																																																																																							
52	1-2-7 特に警戒を要するため池	1-2-7 特に警戒を要するため池																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">溜池名</th> <th rowspan="3">管理 団体名</th> <th rowspan="3">所在地</th> <th colspan="6">危険区域及び被害予想</th> </tr> <tr> <th>満水</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th rowspan="2">予想され る危険</th> <th rowspan="2">被害予想区域 と戸数</th> </tr> <tr> <th>面積 (ha)</th> <th>貯水量 (m³)</th> <th>堤長 (m)</th> <th>堤高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>下の池</td> <td>川面 財産区</td> <td>御殿山2丁目 528-1</td> <td>1.3</td> <td>52,000</td> <td>250</td> <td>6.0</td> <td>漏水</td> <td>耕地約0.5ha 家屋15戸</td> </tr> </tbody> </table>	番号	溜池名	管理 団体名	所在地	危険区域及び被害予想						満水				予想され る危険	被害予想区域 と戸数	面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	1	下の池	川面 財産区	御殿山2丁目 528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">番号</th> <th rowspan="3">溜池名</th> <th rowspan="3">管理 団体名</th> <th rowspan="3">所在地</th> <th colspan="6">危険区域及び被害予想</th> </tr> <tr> <th>満水</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th rowspan="2">予想され る危険</th> <th rowspan="2">被害予想区域 と戸数</th> </tr> <tr> <th>面積 (ha)</th> <th>貯水量 (m³)</th> <th>堤長 (m)</th> <th>堤高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>下の池</td> <td>川面 財産区</td> <td>御殿山2丁 目528-1</td> <td>1.3</td> <td>52,000</td> <td>250</td> <td>6.0</td> <td>漏水</td> <td>耕地約0.5ha 家屋15戸</td> </tr> </tbody> </table>	番号	溜池名	管理 団体名	所在地	危険区域及び被害予想						満水				予想され る危険	被害予想区域 と戸数	面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	1	下の池	川面 財産区	御殿山2丁 目528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸																													
番号	溜池名					管理 団体名	所在地	危険区域及び被害予想																																																																																			
								満水				予想され る危険	被害予想区域 と戸数																																																																														
		面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)																																																																																						
1	下の池	川面 財産区	御殿山2丁目 528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸																																																																																		
番号	溜池名	管理 団体名	所在地	危険区域及び被害予想																																																																																							
				満水				予想され る危険	被害予想区域 と戸数																																																																																		
				面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)																																																																																				
1	下の池	川面 財産区	御殿山2丁 目528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸																																																																																		

頁	新 計 画 案 (変更後)										現 計 画 (変更前)										
	2	下池	上佐曾利自治会	香合新田字柳ヶ谷9	不明	3,000	40	3.6	漏水	耕地約4.3ha 家屋2戸	2	丁ノ裏池(上)	丁ノ裏池水利組合	大原野字丁ノ裏	0.3	15,000	20	4.7	堤体断面の变形	耕地約5.5ha 家屋1戸 市道100m	
	3	欠附池	下佐曾利自治会	下佐曾利字欠附9	不明	2,000	50	2.7	堤体越流	耕地約3.5ha 家屋2戸	3	丁ノ裏池(下)	丁ノ裏池水利組合	大原野字丁ノ裏	0.3		20	4.2	堤体断面の变形	耕地約5.5ha 家屋1戸 市道100m	
	4	皿池	下佐曾利自治会	下佐曾利西川33	不明	2,000	60	5.0	堤体越流	耕地約4.3ha 家屋1戸	4	井手池	境野水利組合	境野字井手	0.03	350	35	1.8	漏水	耕地約1.3ha 家屋2戸 県市道410m	
	5	ナベガ谷池	長谷水利管理組合	長谷字サル山8-1奥	不明	3,000	29	5.2	堤体越流	耕地約6.0ha											
	6	大山ノ池	個人	大原野字大山6	不明	1,000	38	2.0	堤体越流	耕地約16.1ha 家屋3戸											
	7	丁ノ裏池下	上池水利管理組合	大原野字丁ノ裏1	0.3	15,000	20	4.2	堤体断面变形	耕地約5.5ha 家屋1戸											
	8	丁ノ裏池上	上池水利管理組合	大原野字丁ノ裏4	0.3	15,000	20	4.7	堤体断面变形	耕地約5.5ha 家屋1戸											
	9	鎌倉ワケ中ノ池	個人	大原野字福蔵39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋4戸											
	10	チョウゴ池	東部地域改善実行組合	大原野字林49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約6.9ha 家屋11戸											
	11	口中山池	玉瀬農会	玉瀬字口中山5	不明	1,000	20	4.8	堤体越流	耕地約1.8ha											
	12	安場上池	個人	大原野字安場23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約1.4ha											
	13	安場東池	個人	大原野字安場7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面变形	耕地不明 家屋1戸											
	14	岩坪上池	個人	大原野字岩坪43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋2戸											
	15	坂山南池	個人	大原野字坂山27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋1戸											
	16	八坂掛池	個人	波豆字八坂掛16	不明	700	52	2.3	堤体断面变形 堤体越流	耕地不明 家屋1戸											
	17	新開上池	個人	玉瀬字新開7	不明	100	10	1.0	堤体断面变形 堤体越流	耕地不明 家屋2戸											

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
54	1-4 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設等	1-4 土砂災害警戒区域及び武庫川浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第3項に定める要配慮者利用施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分1</th> <th>施設区分2</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>浸水</th> <th>土砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>さざんかグループホーム<あじさいホーム></td><td>宝塚市安倉中5丁目20番31号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>さざんかグループホーム<安土夢ホーム1・2></td><td>宝塚市安倉南1丁目7番20号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ハート・ウォーム(株式会社HMT)</td><td>宝塚市伊子志3丁目13番6号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ななくさ育成園</td><td>宝塚市東洋町3番15号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>はんしん自立の家</td><td>宝塚市美幸町11番16号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>春夏秋冬ハートフル</td><td>宝塚市高松町16番13号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>カーネーション</td><td>宝塚市南口2丁目1番39号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>希望の家サンホーム</td><td>宝塚市玉瀬字田島9番地</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ケアホーム花みづ木</td><td>宝塚市安倉南2丁目3番16号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>わおん えがおの家</td><td>宝塚市南ひばりガ丘1丁目4番9号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>自立の家さらら</td><td>宝塚市中州1丁目5番22号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>さざんかグループホーム<安倉のぞみホーム></td><td>宝塚市安倉中2丁目13番7号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>宝塚いくせい会「安倉ホーム」</td><td>宝塚市安倉中2丁目12番3号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>Sun (One's 合同会社)</td><td>宝塚市安倉中5丁目22番10号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ケアステーション・ヴィヴィ</td><td>宝塚市伊子志2丁目8番18号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>宝塚いくせい会「来夢」</td><td>宝塚市安倉中2丁目5番16号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ケアホーム ライムの木</td><td>宝塚市亀井町9番44号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ララ安倉中</td><td>宝塚市安倉中4丁目14番14号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>コスモスホーム小林 コスモスホーム中野</td><td>宝塚市中野町22番2号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>あ・ぷり安倉荘(NPO法人あ・ぷり)</td><td>宝塚市安倉南2丁目11番3号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>みんなの家(NPO法人阪神・障害者人権ネットワーク)</td><td>宝塚市安倉南2丁目17番3号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>そらいろホーム(えむつーびる)</td><td>宝塚市高司2丁目17番33号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ドリーム南ひばりガ丘</td><td>宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番6-203号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ショートステイむーのおうち</td><td>宝塚市山本丸橋4丁目7番3-1号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ライフエール宝塚向月町</td><td>宝塚市向月町20番9号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>ケアホームこころ&つばさ</td><td>宝塚市光明町26番16号</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>社会福祉施設</td><td>障害者施設</td><td>コスモスホーム小林</td><td>宝塚市大吹町1番31号</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<あじさいホーム>	宝塚市安倉中5丁目20番31号	○		社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安土夢ホーム1・2>	宝塚市安倉南1丁目7番20号	○		社会福祉施設	障害者施設	ハート・ウォーム(株式会社HMT)	宝塚市伊子志3丁目13番6号	○		社会福祉施設	障害者施設	ななくさ育成園	宝塚市東洋町3番15号	○		社会福祉施設	障害者施設	はんしん自立の家	宝塚市美幸町11番16号	○		社会福祉施設	障害者施設	春夏秋冬ハートフル	宝塚市高松町16番13号	○		社会福祉施設	障害者施設	カーネーション	宝塚市南口2丁目1番39号	○		社会福祉施設	障害者施設	希望の家サンホーム	宝塚市玉瀬字田島9番地		○	社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム花みづ木	宝塚市安倉南2丁目3番16号	○		社会福祉施設	障害者施設	わおん えがおの家	宝塚市南ひばりガ丘1丁目4番9号	○		社会福祉施設	障害者施設	自立の家さらら	宝塚市中州1丁目5番22号	○		社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安倉のぞみホーム>	宝塚市安倉中2丁目13番7号	○		社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「安倉ホーム」	宝塚市安倉中2丁目12番3号	○		社会福祉施設	障害者施設	Sun (One's 合同会社)	宝塚市安倉中5丁目22番10号	○		社会福祉施設	障害者施設	ケアステーション・ヴィヴィ	宝塚市伊子志2丁目8番18号	○		社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「来夢」	宝塚市安倉中2丁目5番16号	○		社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム ライムの木	宝塚市亀井町9番44号	○		社会福祉施設	障害者施設	ララ安倉中	宝塚市安倉中4丁目14番14号	○		社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林 コスモスホーム中野	宝塚市中野町22番2号	○		社会福祉施設	障害者施設	あ・ぷり安倉荘(NPO法人あ・ぷり)	宝塚市安倉南2丁目11番3号	○		社会福祉施設	障害者施設	みんなの家(NPO法人阪神・障害者人権ネットワーク)	宝塚市安倉南2丁目17番3号	○		社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム(えむつーびる)	宝塚市高司2丁目17番33号	○		社会福祉施設	障害者施設	ドリーム南ひばりガ丘	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番6-203号	○		社会福祉施設	障害者施設	ショートステイむーのおうち	宝塚市山本丸橋4丁目7番3-1号	○		社会福祉施設	障害者施設	ライフエール宝塚向月町	宝塚市向月町20番9号	○		社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ	宝塚市光明町26番16号	○		社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林	宝塚市大吹町1番31号	○		<p>土砂災害警戒区域内の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> <th>連絡先 FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">イ</td><td>医療法人それいゆ会こだま病院</td><td>御殿山1丁目3番2号</td><td>87-2525</td><td>86-7725</td></tr> <tr><td>医療法人回生会宝塚病院</td><td>野上2丁目1番2号</td><td>71-3111</td><td>二</td></tr> <tr><td rowspan="10">ロ及びハ又はハに準ずる施設</td><td>宝塚エデンの園</td><td>ゆずり葉台3丁目1番1</td><td>76-3800</td><td>76-3801</td></tr> <tr><td>ステップリハビリクラブごてんや</td><td>御殿山2丁目31番17号</td><td>83-0063</td><td>83-0074</td></tr> <tr><td>ケアハウス花屋敷</td><td>切畑字長尾山5-138</td><td>072-740-3535</td><td>072-755-040</td></tr> <tr><td>サンシティ宝塚(本館)</td><td>宝梅2丁目6番26号</td><td>76-5757</td><td>72-6671</td></tr> <tr><td>御殿山あゆみ保育園</td><td>御殿山2丁目1番70号</td><td>85-4854</td><td>85-1400</td></tr> <tr><td>野上あゆみ保育園</td><td>野上2丁目3番38号</td><td>76-4500</td><td>76-4441</td></tr> <tr><td>御殿山ひかりの家</td><td>御殿山2丁目1番67号</td><td>85-4452</td><td>85-4453</td></tr> <tr><td>市立平井保育所</td><td>平井6丁目3番35号</td><td>89-4141</td><td>82-2122</td></tr> <tr><td>グループホーム 以和為貴</td><td>長尾台2丁目16番19号</td><td>090-8232-9550</td><td>二</td></tr> <tr><td>ジョブサポート希望</td><td>玉瀬字細尾1丁目25番地</td><td>91-0588</td><td>91-0589</td></tr> <tr><td rowspan="10">ニ</td><td>夢御殿山</td><td>御殿山1丁目3番3号</td><td>85-2951</td><td>85-2952</td></tr> <tr><td>花屋敷栄光園</td><td>切畑字長尾山5-321</td><td>072-740-3388</td><td>072-740-398</td></tr> <tr><td>トラストガーデン宝塚</td><td>花屋敷つつじが丘4番11</td><td>072-757-3700</td><td>072-757-234</td></tr> <tr><td>メディカルホームグランダ逆瀬川・宝塚</td><td>野上2丁目3番44号</td><td>74-1111</td><td>74-1110</td></tr> <tr><td>希望の家サンホーム</td><td>玉瀬字田島9番地</td><td>91-1045</td><td>91-1256</td></tr> <tr><td>プレザンメゾン宝塚山本</td><td>平井3丁目15番24号</td><td>89-8621</td><td>二</td></tr> <tr><td>生成幼稚園</td><td>雲雀丘山手1丁目16番</td><td>072-759-7105</td><td>072-757-091</td></tr> <tr><td>宝塚武庫山幼稚園</td><td>武庫山1丁目1番17</td><td>73-0200</td><td>71-8561</td></tr> <tr><td>市立長尾幼稚園</td><td>山手台東1丁目3番1号</td><td>88-2501</td><td>88-4149</td></tr> </tbody> </table> <p>※網掛け施設については、水害危険予想箇所(山崖くずれ等による宅地危険箇所)に立地している。</p> <p>(2)水防法第15条第1項3号に定める要配慮者利用施設 武庫川浸水想定区域内の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> <th>連絡先 FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">イ</td><td>双愛整形外科</td><td>末広町2番8号</td><td>77-5551</td><td>77-8733</td></tr> <tr><td>宝塚磯病院</td><td>伊子志4丁目3番1号</td><td>62-6638</td><td>62-6637</td></tr> <tr><td>医療法人尚和会宝塚第一病院</td><td>向月町19番5号</td><td>84-8811</td><td>87-9606</td></tr> <tr><td>東宝塚さとう病院</td><td>長尾町2番1号</td><td>88-2200</td><td>88-5081</td></tr> <tr><td>SANTA CRUZ The Maternity Resort</td><td>武庫川町6番22号</td><td>83-1188</td><td>83-1150</td></tr> <tr><td rowspan="4">ロ及びハ</td><td>オアシス宝塚(JA兵庫六甲小浜ふれあい会館)</td><td>小浜3丁目12番23号</td><td>84-9281</td><td>86-5075</td></tr> <tr><td>宝塚ちどり</td><td>亀井町10番30号</td><td>73-0880</td><td>73-0890</td></tr> <tr><td>ふれあい あさひ</td><td>旭町1丁目14番18号</td><td>81-8242</td><td>81-8242</td></tr> </tbody> </table>	施設の種類	施設名称	所在地	連絡先	連絡先 FAX番号	イ	医療法人それいゆ会こだま病院	御殿山1丁目3番2号	87-2525	86-7725	医療法人回生会宝塚病院	野上2丁目1番2号	71-3111	二	ロ及びハ又はハに準ずる施設	宝塚エデンの園	ゆずり葉台3丁目1番1	76-3800	76-3801	ステップリハビリクラブごてんや	御殿山2丁目31番17号	83-0063	83-0074	ケアハウス花屋敷	切畑字長尾山5-138	072-740-3535	072-755-040	サンシティ宝塚(本館)	宝梅2丁目6番26号	76-5757	72-6671	御殿山あゆみ保育園	御殿山2丁目1番70号	85-4854	85-1400	野上あゆみ保育園	野上2丁目3番38号	76-4500	76-4441	御殿山ひかりの家	御殿山2丁目1番67号	85-4452	85-4453	市立平井保育所	平井6丁目3番35号	89-4141	82-2122	グループホーム 以和為貴	長尾台2丁目16番19号	090-8232-9550	二	ジョブサポート希望	玉瀬字細尾1丁目25番地	91-0588	91-0589	ニ	夢御殿山	御殿山1丁目3番3号	85-2951	85-2952	花屋敷栄光園	切畑字長尾山5-321	072-740-3388	072-740-398	トラストガーデン宝塚	花屋敷つつじが丘4番11	072-757-3700	072-757-234	メディカルホームグランダ逆瀬川・宝塚	野上2丁目3番44号	74-1111	74-1110	希望の家サンホーム	玉瀬字田島9番地	91-1045	91-1256	プレザンメゾン宝塚山本	平井3丁目15番24号	89-8621	二	生成幼稚園	雲雀丘山手1丁目16番	072-759-7105	072-757-091	宝塚武庫山幼稚園	武庫山1丁目1番17	73-0200	71-8561	市立長尾幼稚園	山手台東1丁目3番1号	88-2501	88-4149	施設の種類	施設名称	所在地	連絡先	連絡先 FAX番号	イ	双愛整形外科	末広町2番8号	77-5551	77-8733	宝塚磯病院	伊子志4丁目3番1号	62-6638	62-6637	医療法人尚和会宝塚第一病院	向月町19番5号	84-8811	87-9606	東宝塚さとう病院	長尾町2番1号	88-2200	88-5081	SANTA CRUZ The Maternity Resort	武庫川町6番22号	83-1188	83-1150	ロ及びハ	オアシス宝塚(JA兵庫六甲小浜ふれあい会館)	小浜3丁目12番23号	84-9281	86-5075	宝塚ちどり	亀井町10番30号	73-0880	73-0890	ふれあい あさひ	旭町1丁目14番18号	81-8242	81-8242
施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<あじさいホーム>	宝塚市安倉中5丁目20番31号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安土夢ホーム1・2>	宝塚市安倉南1丁目7番20号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ハート・ウォーム(株式会社HMT)	宝塚市伊子志3丁目13番6号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ななくさ育成園	宝塚市東洋町3番15号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	はんしん自立の家	宝塚市美幸町11番16号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	春夏秋冬ハートフル	宝塚市高松町16番13号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	カーネーション	宝塚市南口2丁目1番39号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	希望の家サンホーム	宝塚市玉瀬字田島9番地		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム花みづ木	宝塚市安倉南2丁目3番16号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	わおん えがおの家	宝塚市南ひばりガ丘1丁目4番9号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	自立の家さらら	宝塚市中州1丁目5番22号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安倉のぞみホーム>	宝塚市安倉中2丁目13番7号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「安倉ホーム」	宝塚市安倉中2丁目12番3号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	Sun (One's 合同会社)	宝塚市安倉中5丁目22番10号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ケアステーション・ヴィヴィ	宝塚市伊子志2丁目8番18号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「来夢」	宝塚市安倉中2丁目5番16号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム ライムの木	宝塚市亀井町9番44号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ララ安倉中	宝塚市安倉中4丁目14番14号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林 コスモスホーム中野	宝塚市中野町22番2号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	あ・ぷり安倉荘(NPO法人あ・ぷり)	宝塚市安倉南2丁目11番3号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	みんなの家(NPO法人阪神・障害者人権ネットワーク)	宝塚市安倉南2丁目17番3号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム(えむつーびる)	宝塚市高司2丁目17番33号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ドリーム南ひばりガ丘	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番6-203号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ショートステイむーのおうち	宝塚市山本丸橋4丁目7番3-1号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ライフエール宝塚向月町	宝塚市向月町20番9号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ	宝塚市光明町26番16号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林	宝塚市大吹町1番31号	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施設の種類	施設名称	所在地	連絡先	連絡先 FAX番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
イ	医療法人それいゆ会こだま病院	御殿山1丁目3番2号	87-2525	86-7725																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	医療法人回生会宝塚病院	野上2丁目1番2号	71-3111	二																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ロ及びハ又はハに準ずる施設	宝塚エデンの園	ゆずり葉台3丁目1番1	76-3800	76-3801																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	ステップリハビリクラブごてんや	御殿山2丁目31番17号	83-0063	83-0074																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	ケアハウス花屋敷	切畑字長尾山5-138	072-740-3535	072-755-040																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	サンシティ宝塚(本館)	宝梅2丁目6番26号	76-5757	72-6671																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	御殿山あゆみ保育園	御殿山2丁目1番70号	85-4854	85-1400																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	野上あゆみ保育園	野上2丁目3番38号	76-4500	76-4441																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	御殿山ひかりの家	御殿山2丁目1番67号	85-4452	85-4453																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	市立平井保育所	平井6丁目3番35号	89-4141	82-2122																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	グループホーム 以和為貴	長尾台2丁目16番19号	090-8232-9550	二																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	ジョブサポート希望	玉瀬字細尾1丁目25番地	91-0588	91-0589																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ニ	夢御殿山	御殿山1丁目3番3号	85-2951	85-2952																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	花屋敷栄光園	切畑字長尾山5-321	072-740-3388	072-740-398																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	トラストガーデン宝塚	花屋敷つつじが丘4番11	072-757-3700	072-757-234																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	メディカルホームグランダ逆瀬川・宝塚	野上2丁目3番44号	74-1111	74-1110																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	希望の家サンホーム	玉瀬字田島9番地	91-1045	91-1256																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	プレザンメゾン宝塚山本	平井3丁目15番24号	89-8621	二																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	生成幼稚園	雲雀丘山手1丁目16番	072-759-7105	072-757-091																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	宝塚武庫山幼稚園	武庫山1丁目1番17	73-0200	71-8561																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	市立長尾幼稚園	山手台東1丁目3番1号	88-2501	88-4149																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	施設の種類	施設名称	所在地	連絡先	連絡先 FAX番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
イ	双愛整形外科	末広町2番8号	77-5551	77-8733																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	宝塚磯病院	伊子志4丁目3番1号	62-6638	62-6637																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	医療法人尚和会宝塚第一病院	向月町19番5号	84-8811	87-9606																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	東宝塚さとう病院	長尾町2番1号	88-2200	88-5081																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	SANTA CRUZ The Maternity Resort	武庫川町6番22号	83-1188	83-1150																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	ロ及びハ	オアシス宝塚(JA兵庫六甲小浜ふれあい会館)	小浜3丁目12番23号	84-9281	86-5075																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		宝塚ちどり	亀井町10番30号	73-0880	73-0890																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		ふれあい あさひ	旭町1丁目14番18号	81-8242	81-8242																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

頁	新 計 画 案 (変更後)						現 計 画 (変更前)					
	社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム (スインシアフナコシ)	宝塚市小林5丁目5番30号	○		6 項 又 は ハ に 準 ず る 施 設	デイサービス笑楽 宝塚 (ティエドゥール宝塚)	宮の町3番23号	85-5810	85-5811	
	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム <すずらんホーム>	宝塚市口谷西1丁目9番5号	○			宝リハビリデイサービス (吉村ビル)	小浜2丁目2番1号	84-35330	84-3544	
	社会福祉施設	障害者施設	こむの事業所	宝塚市売布東の町12番9号	○			リハビリデイサービス塚本	鶴の荘9番3号	84-2321	84-2321	
	社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ <ひまわりガールズ>	宝塚市高司1丁目8番25号	○			ポラリスデイサービスセンター安倉	安倉南2丁目10番9号	24-1777	24-1794	
	社会福祉施設	障害者施設	希望の家ワークセンター	宝塚市安倉西3丁目1番5号	○			こころリハビリセンター宝塚南	安倉南2丁目15番19号	81-1782	81-1783	
	社会福祉施設	障害者施設	みんと (有限会社輝きケアサポート)	宝塚市亀井町10番74号	○			ツクイ宝塚安倉	安倉南3丁目2番9号	85-3220	85-3221	
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号	○			音楽リハビリデイサービス こころ	福井町14番18号	69-7786	69-7786	
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立米谷保育所	宝塚市今里町1番1号	○			池ノ島デイサービスセンター	泉町6番33号	87-1360	83-2426	
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立平井保育所	宝塚市平井6丁目3番35号	○	○		ナチュラル (宝塚すみれメディカルビル)	中筋8丁目13番5号3F	89-6781	89-6851	
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚ひよこ福祉会宝塚ひよこ保育園	宝塚市美座2丁目5番7号	○			宝塚医療生協ひだまり会館 (デイサービスひだまり)	高松町5番12号	76-4770	77-3051	
	社会福祉施設	児童福祉施設	第二あひる保育園	宝塚市安倉中6丁目6番19号	○			サンシティ宝塚 (本館)	宝梅2丁目6番26号	76-5757	72-6671	
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人 宝塚さくら保育園	宝塚市高松町13番2号	○			都市型保育園ポポラー宝塚あくら園 (岡本ビル)	安倉南1丁目24番11号	83-1080	83-1085	
	社会福祉施設	児童福祉施設	すみかキッズたからづか	宝塚市高司2丁目20番6号	○			近畿中央ヤクルト東宝塚センター	安倉南4丁目1番16号	81-3030	81-3030	
	社会福祉施設	児童福祉施設	キンダーキッズインターナショナルスクール宝塚校	宝塚市栄町3丁目5番4号	○			宝塚ちいさなCOCORO	中筋8丁目12番40号	89-6000	89-6003	
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会丸橋保育園	宝塚市山本丸橋4丁目22番2号	○			社会福祉法人あひる福祉会 あひる保育園	安倉西3丁目1番7号	86-3309	86-3310	
	社会福祉施設	児童福祉施設	パディントンハウス	宝塚市山本丸橋2丁目10番	○			社会福祉法人あひる福祉会 第二あひる保育園	安倉中6丁目6番19号	85-4416	85-4417	
	社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園分園	宝塚市長尾町2番14号	○			社会福祉法人すみれ福祉会 伊子志保育園	伊子志2丁目15番31号	71-1591	76-3316	
	社会福祉施設	児童福祉施設	クレア・サン保育園	宝塚市山本丸橋2丁目117番	○			すみかキッズたからづか	高司2丁目20番6号	69-6772	69-6775	
	社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園	宝塚市中筋7丁目73番3号	○			パディントンハウス	山本丸橋2丁目10番	88-3591	88-2972	
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚じあい保育園	宝塚市売布1丁目17番7号	○			社会福祉法人あひる福祉会 山本南保育園	山本南1丁目33番5号	88-3111	82-2123	
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 山本南保育園	宝塚市山本南1丁目33番5号	○			やまぼうし保育園	中筋7丁目73番3号	82-2271	82-2272	
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会伊子志保育園	宝塚市伊子志2丁目15番31号	○			宝塚じあい保育園	売布1丁目17番7号	26-8881	26-8882	
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 あひる保育園	宝塚市安倉西3丁目1番7号	○			社会福祉法人宝塚ひよこ福祉会 宝塚ひよこ保育園	美座2丁目5番7号	86-2757	86-2758	
	社会福祉施設	児童福祉施設	BL-Kids宝塚学園	宝塚市小林3丁目13番37号	○			ホープライン	旭町2丁目3番3号	51-5100	51-5100	
	社会福祉施設	児童福祉施設	はなみずき保育園分園	宝塚市南口1丁目7番21号	○			ウイッシュ児童デイサービス美座	美座2丁目5番7号	80-7933	80-7936	
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園分園	宝塚市山本野里2丁目9番11号	○			山本たんぼぼホーム (グリーンハイツ阪上)	山本丸橋1丁目5番30号404.405	89-7709	89-7709	
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝山保育園	宝塚市山本東3丁目7番19号	○			Job Kids (ラ・宝塚)	泉町14番10号	78-8466	78-8465	
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光保育園	宝塚市山本東2丁目6番21号	○			ワンフラワー宝塚	安倉中5丁目18番36号	26-8240	26-8241	
	社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山ひかりの家	宝塚市御殿山2丁目1番67号		○	オルゴールKids'	口谷西1丁目21番10号	80-7947	80-7948		
	社会福祉施設	児童福祉施設	近畿中央ヤクルト東宝塚センター	宝塚市安倉南4丁目1番16号	○		さくらんぼキッズ	山本南1丁目33番23号	26-8888	91-6111		
	社会福祉施設	児童福祉施設					きしゃぼっぼ 宝塚	泉町24番17号	69-7223	69-7223		
	社会福祉施設	児童福祉施設					宝塚めふプラザ	売布東の町12番17号	85-3868	87-8299		

頁	新 計 画 案 (変更後)					現 計 画 (変更前)				
	社会福祉施設	児童福祉施設	キッズルーム リトルベア	宝塚市湯本町4番25号	○		こむの事業所	売布東の町12番9号	87-8330	26-7834
	社会福祉施設	児童福祉施設	保育ルーム宝塚ちいさなCOCO RO	宝塚市中筋8丁目12番40号	○		NPO 法人阪神・障害者人権ネットワーク (みんなの家)	安倉南2丁目17番3号	84-5111	86-1356
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚いろのま園	宝塚市旭町3丁目9番1号	○		ドリーム南ひばりガ丘 (エーヴィヒ島中II)	南ひばりガ丘2丁目9番6号	072-741-7871	072-759-0339
	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚あくら園	宝塚市安倉南1丁目24番11号	○		特定非営利法人ワーク友愛 小浜	小浜2丁目1番30号	81-5956	81-5956
	社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号	○		宝塚育成事業所	安倉西4丁目1番7号	86-9283	86-9886
	社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号	○		宝塚市立安倉南身体障害者支援センター・安倉児童館	安倉南1丁目2番1号	(身)86-1734 (旧)86-176	86-1641
	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号	○		NPO 法人とことこ あいえるせんたー逆瀬	伊子志3丁目14番59号 プリメロイトビル101	20-1006	20-1006
	社会福祉施設	児童福祉施設	英光宝塚駅南保育園	宝塚市湯本町9番18号	○		希望の家ワークセンター	安倉西3丁目1番5号	87-0141	84-0738
	社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ (安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西2丁目1番2号	○		輝きケアサポート	亀井町10番74号	73-7713	73-7723
	社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山あゆみ保育園	宝塚市御殿山2丁目1番70号		○	NPO法人あ・ぶり PAL-TORI SHMA (パルトリシマ)	安倉南2丁目11番3号	84-8840	83-0813 84-8140
	社会福祉施設	児童福祉施設	野上あゆみ保育園	宝塚市野上2丁目3番38号	○	○	こころ&つばさ (マンション)	光明町26番16号	0798-53-230	0798-53-38
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司4丁目4番55号	○		SUNハート生活介護 (ライフイン宝塚III)	星の荘18番1号	81-7337	81-7338
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町8番40号	○		NPO 法人あ・ぶり さんきゅう	金井町2丁目2番	84-8840	83-0813
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町1番1号	○		宝塚さざんかの家	安倉西3丁目1番5号	84-8700	81-5265
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町3番1号	○		宝塚あしたば園 (通所)	安倉西3丁目1番7号	87-8252	87-8635
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座2丁目6番1号	○		宝塚けやきの里	安倉西4丁目1番1号	81-9161	81-9162
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中6丁目1番1号	○		安倉のぞみホーム	安倉中2丁目13番7号	84-1660	84-1660
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北5丁目1番1号	○		なな☆てんとう安倉想作館	安倉中5丁目12番4号	51-0362	51-0362
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾南小学校地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号	○		One's 合同会社 sin	安倉中5丁目22番10号	87-3737	87-3737
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号	○		宝塚くるみの里 (宝塚あしたば園分室)	安倉南1丁目9番41号	84-5091	84-5092
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立逆瀬台小学校地域児童育成会	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号		○	ケアステーションヴィヴィ	伊子志2丁目8番18号	69-7582	69-7583
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾台小学校地域児童育成会	宝塚市長尾台1丁目1番1号		○	共生苑	安倉西3丁目1番8号	26-8308	26-8309
	社会福祉施設	児童福祉施設	はなみきつずクラブ	宝塚市南口1丁目7番21号	○		特定非営利活動法人ワーク友愛	安倉西3丁目1番8号	86-1335	86-1335
	社会福祉施設	児童福祉施設	みるくっくキッズクラブ逆瀬川	宝塚市中州1丁目3-31道上ビル101号室	○		宝塚すみれ栄光園 ケアハウス宝塚	弥生町2番2号	85-3656 85-3706	85-3562
	社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ山本	宝塚市平井5丁目1番43-2号	○		フォーユー宝塚	安倉南2丁目10番22号	85-3131	85-3132
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光放課後児童クラブ	宝塚市山本東2丁目6番21号	○		バストスマイル山本丸橋	山本丸橋1丁目14番1号	88-8822	88-8852
	社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ長尾南	宝塚市山本南1丁目33番25号	○		やさしい手 ライブガーデン宝塚	泉町1番22号	86-5495	86-5494
	社会福祉施設	児童福祉施設	丸橋っ子くらぶ	宝塚市山本丸橋4丁目81-1 シャルマンロード206号	○		コミュニティ宝塚	美座2丁目14番12号	81-2161	81-2161
	社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山ちどり保育園放課後児童クラブ	宝塚市御殿山2丁目1番1号		○	ケアヴィラ宝塚	亀井町10番51号	71-6510	71-6503
							宝塚まどか園	美座2丁目22番2号	83-1175	83-1176
							そんぼの家宝塚山本 (アミーユ宝塚山本)	山本丸橋1丁目16番3号	82-5550	82-5560
							なごみの家	旭町2丁目12番21号	86-0800	86-0802
							チャームスイート宝塚売布	売布4丁目1番25号	85-3515	85-3516
							結いホーム宝塚	弥生町2番1号	84-1165	84-1170

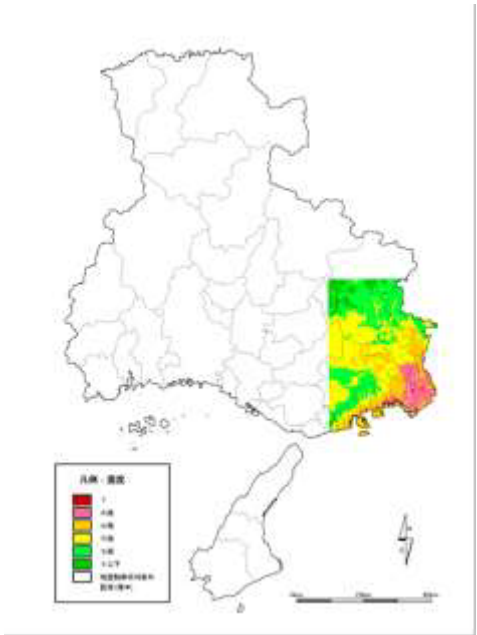
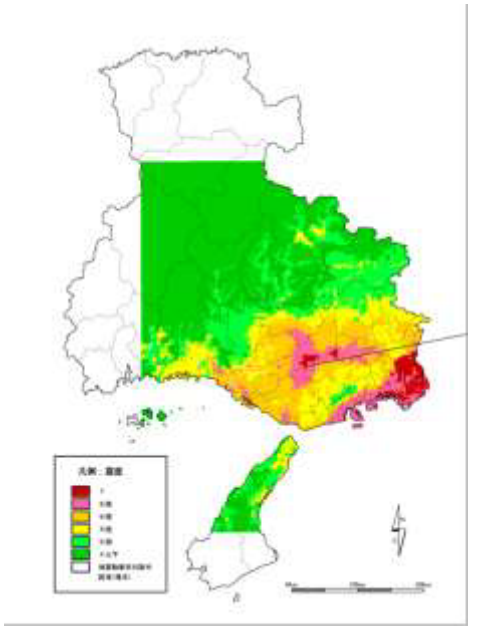
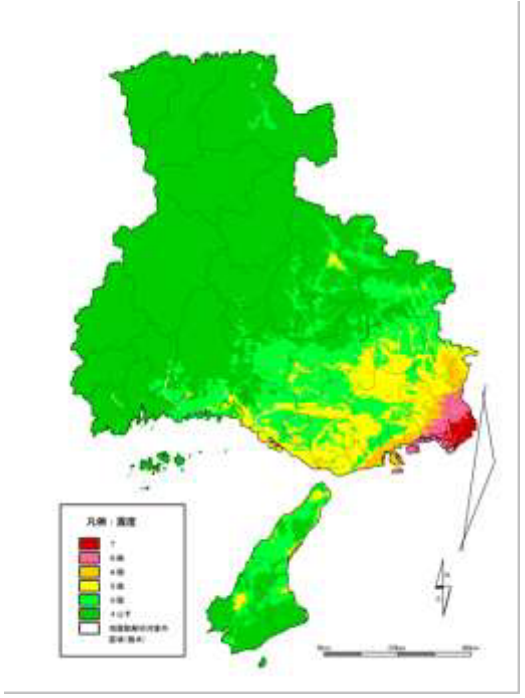
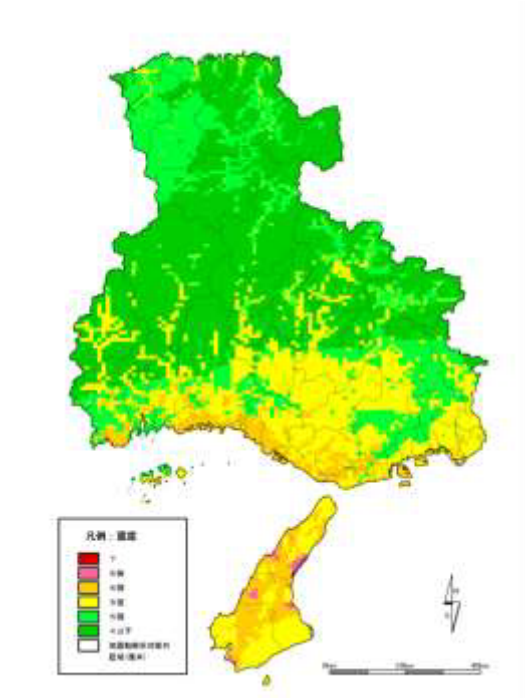
ロ及びハ又はハに準ずる施設

頁	新 計 画 案 (変更後)						現 計 画 (変更前)				
	社会福祉施設	児童福祉施設	のがみっこくらぶ	宝塚市野上2丁目3番38号	○	○		市立養護老人ホーム福寿荘	安倉西3丁目1番5号	86-3096	86-7929
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚まどか園	宝塚市美座2丁目2番2号	○			ショートステイむーのおうち(リヴェール宝塚)	山本丸橋3丁目13番1号	80-0251	80-0351
	社会福祉施設	高齢者施設	ケアヴィラ宝塚	宝塚市亀井町10番51号	○			安士夢ホーム1・2	安倉南1丁目7番20号	87-7276	87-7276
	社会福祉施設	高齢者施設	コミュニティ宝塚	宝塚市美座2丁目14番12号	○			株式会社HMT	伊子志3丁目13番6号	73-9355	73-9350
	社会福祉施設	高齢者施設	結いホーム宝塚	宝塚市弥生町2番1号	○			ななくさ育成園	東洋町3番15号	26-7481	26-7482
	社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚	宝塚市安倉南2丁目10番22号	○			二 学校法人 宝塚厚生幼稚園	旭町1丁目2番35号	86-3028	86-3028
	社会福祉施設	高齢者施設	ホームホスピス宝塚つ・む・ぐの家	宝塚市宮の町5番19号	○			市立長尾南幼稚園	山本南2丁目10番1号	89-0210	82-4011
	社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家GH宝塚山本	宝塚市山本丸橋1丁目16番3号	○			学校法人めぐみ学園 めぐみ学園幼稚園 本館	小林3丁目7番45号	72-6151	72-9870
	社会福祉施設	高齢者施設	ベストスマイル山本丸橋	宝塚市山本丸橋1丁目14番1号	○			学校法人宝塚ふたば学園 宝塚ふたば幼稚園	星の荘6番18号	84-7773	84-7769
	社会福祉施設	高齢者施設	リアンレーヴ宝塚	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番22号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	やさしい手 ライブガーデン宝塚	宝塚市泉町1番22号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	宝塚市安倉西3丁目1番5号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	なごみの家 宝塚旭町	宝塚市旭町2丁目12番21号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	めぐみの里	宝塚市小林4丁目7番37-1号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚II	宝塚市安倉南2丁目5番26号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	グランダ逆瀬川宝塚	宝塚市伊子志2丁目8番2号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	サニーライフ宝塚	宝塚市福井町3番23号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	hanare 宝塚(ハナレ) metoo 宝塚(メイト)	宝塚市福井町3番33号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家仁川	宝塚市鹿塩2丁目13番19号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家S宝塚小林	宝塚市中野町9番28号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	ほたるの里 宝塚南口	宝塚市南口1丁目2番19号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家中山寺	宝塚市今里町1番15号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	エイジフリーハウス宝塚中山	宝塚市今里町1番38号	○						
	社会福祉施設	高齢者施設	夢御殿山	宝塚市御殿山1丁目3番3号		○					
	社会福祉施設	高齢者施設	プレゼンメゾン宝塚山本	宝塚市平井3丁目15番24号		○					
	社会福祉施設	高齢者施設	トラストガーデン宝塚	宝塚市花屋敷つつじガ丘4番11号		○					
	社会福祉施設	高齢者施設	サンシティ宝塚	宝塚市宝梅2丁目6番26号		○					
	社会福祉施設	高齢者施設	エクセレント宝塚ガーデンヒルズ	宝塚市平井5丁目4番1号	○	○					
	社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号	○	○					
	社会福祉施設	高齢者施設	宅老所 光明の家	宝塚市光明町29番29号	○						

※網掛け施設については、0.5m以上の浸水が予想される区域に立地している。

頁	新 計 画 案 (変更後)					現 計 画 (変更前)	
	社会福祉施設	高齢者施設	オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護支援事業所	宝塚市小浜3丁目12番23号	○		
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚すみれ栄光園・ケアハウス宝塚	宝塚市弥生町2番2号	○		
	社会福祉施設	高齢者施設	ライフケアサービスこころ	宝塚市泉町7番8号	○		
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚ちどり	宝塚市亀井町10番30号	○		
	社会福祉施設	高齢者施設	介護老人保健施設ステップハウス宝塚	宝塚市小浜4丁目5番6号	○		
	社会福祉施設	高齢者施設	グループホームはる逆瀬川	宝塚市伊子志3丁目15番52号	○		
	社会福祉施設	高齢者施設	彩那テラス中山寺	宝塚市三笠町6番21号	○		
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚エデンの園	宝塚市ゆずり葉台3丁目1番1号		○	
	社会福祉施設	高齢者施設	花屋敷栄光園	宝塚市切畑字長尾山5番321号		○	
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中6丁目1番2号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立末成幼稚園	宝塚市末成町1番2号	○		
	学校施設	学校施設	学校法人喜多川記念学園 宝塚南口幼稚園	宝塚市南口2丁目4番4号	○		
	学校施設	学校施設	学校法人宝塚ふたば学園 宝塚ふたば幼稚園	宝塚市星の荘6番18号	○		
	学校施設	学校施設	学校法人宝塚厚生幼稚園	宝塚市旭町1丁目2番35号	○		
	学校施設	学校施設	認定こども園 自然幼稚園	宝塚市川面5丁目15番9号	○		
	学校施設	学校施設	認定こども園 めぐみ学園幼稚園	宝塚市小林3丁目7番45号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾幼稚園	宝塚市山手台東1丁目3番1号		○	
	学校施設	学校施設	学校法人宝塚武庫山幼稚園	宝塚市武庫山1丁目1番17号		○	
	学校施設	学校施設	宝塚市立美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立末広小学校	宝塚市末広町3番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立末成小学校	宝塚市末成町1番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立光明小学校	宝塚市光明町8番40号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号	○		
	学校施設	学校施設	関西学院初等部	宝塚市武庫川町6番27号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号	○		

頁	新 計 画 案 (変更後)					現 計 画 (変更前)	
	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立養護学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号	○		
	学校施設	学校施設	宝塚市立逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号		○	
	学校施設	学校施設	学校法人聖心女子学院 小林聖心女子学院	宝塚市塔の町3番113号		○	
	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号		○	
	学校施設	学校施設	宝塚市立御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号		○	
	学校施設	学校施設	宝塚市立宝梅中学校	宝塚市宝梅3丁目4番20号		○	
	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号		○	
	学校施設	学校施設	(旧) 宝塚市立中山五月台小学校	宝塚市中山五月台7丁目4番1号		○	
	学校施設	学校施設	宝塚市立山手台小学校	宝塚市山手台西3丁目1番1号		○	
	医療施設	医療施設	宝塚市立病院	宝塚市小浜4丁目5番1号	○		
	医療施設	医療施設	ザ・タカラヅカテラス (サンタクルス)	宝塚市武庫川町6番22号	○		
	医療施設	医療施設	医療法人愛心会 東宝塚さとう病院	宝塚市長尾町2番1号	○		
	医療施設	医療施設	双愛整形外科	宝塚市末広町2番8号	○		
	医療施設	医療施設	宝塚第一病院	宝塚市向月町19番5号	○		
	医療施設	医療施設	宝塚リハビリテーション病院	宝塚市鶴の荘22番2号	○		
	医療施設	医療施設	宝塚磯病院	宝塚市伊子志4丁目3番1号	○		
	医療施設	医療施設	平野マタニティクリニック	宝塚市山本東3丁目14番5号	○		
	医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル (森迫脳神経外科)	宝塚市平井5丁目1番8号	○		
	医療施設	医療施設	医療法人それいゆ会こだま病院	宝塚市御殿山1丁目3番2号		○	
	医療施設	医療施設	医療法人回生会 宝塚病院	宝塚市野上2丁目1番2号		○	

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
60	<p><u>(1-7 全図削除)</u></p>	<p><u>1-7 震度分布図</u></p> <p><u>1-7-1 直下型地震 (M6.9)</u></p>  <p><u>1-7-2 有馬-高槻断層帯地震 (M7.7)</u></p>  <p><u>1-7-3 上町断層帯地震 (M7.5)</u></p>  <p><u>1-7-4 南海トラフ地震 (M8.4)</u></p> 
64	<p><u>1-7 たからづか防災マップ</u> (図略)</p>	<p><u>1-8 たからづか防災マップ</u> (図略)</p>
66	<p><u>1-8 主な大規模事故災害</u> (各表略)</p>	<p><u>1-9 主な大規模事故災害</u> (各表略)</p>

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																														
75	第2部 市民参加による防災まちづくり	第2部 市民参加による防災まちづくり																																																																														
80	2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿 <u>(令和4年4月1日現在)</u>	2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿 <u>(令和3年5月1日現在)</u>																																																																														
	1 会長 宝塚市長 山崎晴恵	1 会長 宝塚市長 山崎晴恵																																																																														
	2 委員	2 委員																																																																														
	(1) 第3条第5項第1号に基づく委員	(1) 第3条第5項第1号に基づく委員																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)</td> <td>澤田昌利</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長</td> <td>光永健男</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>神戸地方気象台次長</td> <td>川上幸則</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)	澤田昌利	外部	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光永健男	外部	神戸地方気象台次長	川上幸則	外部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)</td> <td>三浦晃</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長</td> <td>光永健男</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>神戸地方気象台次長</td> <td>川上幸則</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)	三浦晃	外部	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光永健男	外部	神戸地方気象台次長	川上幸則	外部																																																						
委員職名	氏名	備考																																																																														
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)	澤田昌利	外部																																																																														
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光永健男	外部																																																																														
神戸地方気象台次長	川上幸則	外部																																																																														
委員職名	氏名	備考																																																																														
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官(兵庫県担当)	三浦晃	外部																																																																														
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光永健男	外部																																																																														
神戸地方気象台次長	川上幸則	外部																																																																														
	(2) 第3条第5項第2号に基づく委員	(2) 第3条第5項第2号に基づく委員																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局長</td> <td>和泉秀樹</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	兵庫県阪神北県民局長	和泉秀樹	外部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局長</td> <td>坂本哲也</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	兵庫県阪神北県民局長	坂本哲也	外部																																																																		
委員職名	氏名	備考																																																																														
兵庫県阪神北県民局長	和泉秀樹	外部																																																																														
委員職名	氏名	備考																																																																														
兵庫県阪神北県民局長	坂本哲也	外部																																																																														
	(3) 第3条第5項第3号に基づく委員	(3) 第3条第5項第3号に基づく委員																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県宝塚警察署長</td> <td>田村隆清</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	兵庫県宝塚警察署長	田村隆清	外部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県宝塚警察署長</td> <td>岡本修</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	兵庫県宝塚警察署長	岡本修	外部																																																																		
委員職名	氏名	備考																																																																														
兵庫県宝塚警察署長	田村隆清	外部																																																																														
委員職名	氏名	備考																																																																														
兵庫県宝塚警察署長	岡本修	外部																																																																														
	(4) 第3条第5項第4号に基づく委員	(4) 第3条第5項第4号に基づく委員																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市副市長</td> <td>井上輝俊</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市企画経営部長</td> <td>土屋智子</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市行財政改革担当部長</td> <td>古家健志</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市市民交流部長</td> <td>上田健</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市総務部長</td> <td>近成克広</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市都市安全部長</td> <td>池澤伸夫</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市危機管理監</td> <td>大谷英次</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市都市整備部長</td> <td>濱田一二三</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市健康福祉部長</td> <td>藤本宜則</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市子ども未来部長</td> <td>西垣早百合</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市環境部長</td> <td>立花誠</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市産業文化部長</td> <td>政処剛史</td> <td>内部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	宝塚市副市長	井上輝俊	内部	宝塚市企画経営部長	土屋智子	内部	宝塚市行財政改革担当部長	古家健志	内部	宝塚市市民交流部長	上田健	内部	宝塚市総務部長	近成克広	内部	宝塚市都市安全部長	池澤伸夫	内部	宝塚市危機管理監	大谷英次	内部	宝塚市都市整備部長	濱田一二三	内部	宝塚市健康福祉部長	藤本宜則	内部	宝塚市子ども未来部長	西垣早百合	内部	宝塚市環境部長	立花誠	内部	宝塚市産業文化部長	政処剛史	内部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市副市長</td> <td>井上輝俊</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市企画経営部長</td> <td>吉田康彦</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市行財政改革担当部長</td> <td>古家健志</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市市民交流部長</td> <td>上田健</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市総務部長</td> <td>近成克広</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市都市安全部長</td> <td>築田敏弘</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市危機管理監</td> <td>石橋豊</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市都市整備部長</td> <td>尾崎和之</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市健康福祉部長</td> <td>赤井稔</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市子ども未来部長</td> <td>土屋智子</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市環境部長</td> <td>立花誠</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市産業文化部長</td> <td>福永孝雄</td> <td>内部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	宝塚市副市長	井上輝俊	内部	宝塚市企画経営部長	吉田康彦	内部	宝塚市行財政改革担当部長	古家健志	内部	宝塚市市民交流部長	上田健	内部	宝塚市総務部長	近成克広	内部	宝塚市都市安全部長	築田敏弘	内部	宝塚市危機管理監	石橋豊	内部	宝塚市都市整備部長	尾崎和之	内部	宝塚市健康福祉部長	赤井稔	内部	宝塚市子ども未来部長	土屋智子	内部	宝塚市環境部長	立花誠	内部	宝塚市産業文化部長	福永孝雄	内部
委員職名	氏名	備考																																																																														
宝塚市副市長	井上輝俊	内部																																																																														
宝塚市企画経営部長	土屋智子	内部																																																																														
宝塚市行財政改革担当部長	古家健志	内部																																																																														
宝塚市市民交流部長	上田健	内部																																																																														
宝塚市総務部長	近成克広	内部																																																																														
宝塚市都市安全部長	池澤伸夫	内部																																																																														
宝塚市危機管理監	大谷英次	内部																																																																														
宝塚市都市整備部長	濱田一二三	内部																																																																														
宝塚市健康福祉部長	藤本宜則	内部																																																																														
宝塚市子ども未来部長	西垣早百合	内部																																																																														
宝塚市環境部長	立花誠	内部																																																																														
宝塚市産業文化部長	政処剛史	内部																																																																														
委員職名	氏名	備考																																																																														
宝塚市副市長	井上輝俊	内部																																																																														
宝塚市企画経営部長	吉田康彦	内部																																																																														
宝塚市行財政改革担当部長	古家健志	内部																																																																														
宝塚市市民交流部長	上田健	内部																																																																														
宝塚市総務部長	近成克広	内部																																																																														
宝塚市都市安全部長	築田敏弘	内部																																																																														
宝塚市危機管理監	石橋豊	内部																																																																														
宝塚市都市整備部長	尾崎和之	内部																																																																														
宝塚市健康福祉部長	赤井稔	内部																																																																														
宝塚市子ども未来部長	土屋智子	内部																																																																														
宝塚市環境部長	立花誠	内部																																																																														
宝塚市産業文化部長	福永孝雄	内部																																																																														
	(5) 第3条第5項第5号に基づく委員	(5) 第3条第5項第5号に基づく委員																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市教育長</td> <td>五十嵐孝</td> <td>内部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	宝塚市教育長	五十嵐孝	内部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市教育長</td> <td>森恵実子</td> <td>内部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	宝塚市教育長	森恵実子	内部																																																																		
委員職名	氏名	備考																																																																														
宝塚市教育長	五十嵐孝	内部																																																																														
委員職名	氏名	備考																																																																														
宝塚市教育長	森恵実子	内部																																																																														
	(6) 3条第5項第6号に基づく委員	(6) 3条第5項第6号に基づく委員																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市消防長</td> <td>山中毅</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市消防団長</td> <td>辰家宏弥</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	宝塚市消防長	山中毅	内部	宝塚市消防団長	辰家宏弥	外部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市消防長</td> <td>山中毅</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市消防団長</td> <td>辰家宏弥</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	宝塚市消防長	山中毅	内部	宝塚市消防団長	辰家宏弥	外部																																																												
委員職名	氏名	備考																																																																														
宝塚市消防長	山中毅	内部																																																																														
宝塚市消防団長	辰家宏弥	外部																																																																														
委員職名	氏名	備考																																																																														
宝塚市消防長	山中毅	内部																																																																														
宝塚市消防団長	辰家宏弥	外部																																																																														
	(7) 第3条第5項第7号に基づく委員	(7) 第3条第5項第7号に基づく委員																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長</td> <td>平井達也</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー</td> <td>小森浩治</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長</td> <td>中村和弘</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td> <td>立和名成利</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td> <td>赤澤正輝</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平井達也	外部	大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小森浩治	外部	関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中村和弘	外部	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長</td> <td>平井達也</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネジャー</td> <td>川邊亮介</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長</td> <td>中村和弘</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長</td> <td>立和名成利</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長</td> <td>赤澤正輝</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平井達也	外部	大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネジャー	川邊亮介	外部	関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中村和弘	外部	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部																																										
委員職名	氏名	備考																																																																														
西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平井達也	外部																																																																														
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小森浩治	外部																																																																														
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中村和弘	外部																																																																														
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部																																																																														
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部																																																																														
委員職名	氏名	備考																																																																														
西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平井達也	外部																																																																														
大阪ガス株式会社兵庫導管部導管計画チーム マネジャー	川邊亮介	外部																																																																														
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中村和弘	外部																																																																														
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部																																																																														
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部																																																																														

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																																
	<p>(8) 第3条第5項第8号に基づく委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授</td> <td>馬場 美智子</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 第3条第5項第9号に基づく委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市自治会ネットワーク会議 代表</td> <td>松村 孝三</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宝塚市医師会会長</td> <td>栗田 義博</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td> <td>島内 裕太郎</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宝塚市薬剤師会理事</td> <td>近山 透</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長</td> <td>福本 芳博</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長</td> <td>宇都宮 秀市</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市民生委員・児童委員連合会会長</td> <td>福住 美壽</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>プラザ・コム こむ1会代表</td> <td>榎本 匡笑</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動家</td> <td>檜垣 彰子</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市上下水道事業管理者</td> <td>福永 孝雄</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市議会事務局長</td> <td>津田 裕司</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市教育委員会事務局管理部長</td> <td>高田 輝夫</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市病院経営統括部参事(経営改善担当)</td> <td>島 廣 弘 二</td> <td>内部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場 美智子	外部	委員職名	氏名	備考	宝塚市自治会ネットワーク会議 代表	松村 孝三	外部	一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田 義博	外部	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	島内 裕太郎	外部	一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山 透	外部	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本 芳博	外部	一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀市	外部	宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住 美壽	外部	プラザ・コム こむ1会代表	榎本 匡笑	外部	ボランティア活動家	檜垣 彰子	外部	宝塚市上下水道事業管理者	福永 孝雄	内部	宝塚市議会事務局長	津田 裕司	内部	宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田 輝夫	内部	宝塚市病院経営統括部 参事(経営改善担当)	島 廣 弘 二	内部	<p>(8) 第3条第5項第8号に基づく委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授</td> <td>馬場 美智子</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 第3条第5項第9号に基づく委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝塚市自治会ネットワーク会議 議長</td> <td>竹谷 泰二</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宝塚市医師会会長</td> <td>栗田 義博</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長</td> <td>島内 裕太郎</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宝塚市薬剤師会理事</td> <td>近山 透</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長</td> <td>福本 芳博</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長</td> <td>宇都宮 秀市</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市民生委員・児童委員連合会会長</td> <td>福住 美壽</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>プラザ・コム こむ1会代表</td> <td>榎本 匡笑</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>肢体障害者</td> <td>檜垣 彰子</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市上下水道事業管理者</td> <td>森 増夫</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市議会事務局長</td> <td>酒井 勝宏</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市教育委員会事務局管理部長</td> <td>村上 真二</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>宝塚市病院経営統括部部長</td> <td>島 廣 弘 二</td> <td>内部</td> </tr> </tbody> </table>	委員職名	氏名	備考	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場 美智子	外部	委員職名	氏名	備考	宝塚市自治会ネットワーク会議 議長	竹谷 泰二	外部	一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田 義博	外部	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	島内 裕太郎	外部	一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山 透	外部	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本 芳博	外部	一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀市	外部	宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住 美壽	外部	プラザ・コム こむ1会代表	榎本 匡笑	外部	肢体障害者	檜垣 彰子	外部	宝塚市上下水道事業管理者	森 増夫	内部	宝塚市議会事務局長	酒井 勝宏	内部	宝塚市教育委員会事務局管理部長	村上 真二	内部	宝塚市病院経営統括部 部長	島 廣 弘 二	内部
委員職名	氏名	備考																																																																																																
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場 美智子	外部																																																																																																
委員職名	氏名	備考																																																																																																
宝塚市自治会ネットワーク会議 代表	松村 孝三	外部																																																																																																
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田 義博	外部																																																																																																
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	島内 裕太郎	外部																																																																																																
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山 透	外部																																																																																																
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本 芳博	外部																																																																																																
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀市	外部																																																																																																
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住 美壽	外部																																																																																																
プラザ・コム こむ1会代表	榎本 匡笑	外部																																																																																																
ボランティア活動家	檜垣 彰子	外部																																																																																																
宝塚市上下水道事業管理者	福永 孝雄	内部																																																																																																
宝塚市議会事務局長	津田 裕司	内部																																																																																																
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高田 輝夫	内部																																																																																																
宝塚市病院経営統括部 参事(経営改善担当)	島 廣 弘 二	内部																																																																																																
委員職名	氏名	備考																																																																																																
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場 美智子	外部																																																																																																
委員職名	氏名	備考																																																																																																
宝塚市自治会ネットワーク会議 議長	竹谷 泰二	外部																																																																																																
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田 義博	外部																																																																																																
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	島内 裕太郎	外部																																																																																																
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山 透	外部																																																																																																
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本 芳博	外部																																																																																																
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀市	外部																																																																																																
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住 美壽	外部																																																																																																
プラザ・コム こむ1会代表	榎本 匡笑	外部																																																																																																
肢体障害者	檜垣 彰子	外部																																																																																																
宝塚市上下水道事業管理者	森 増夫	内部																																																																																																
宝塚市議会事務局長	酒井 勝宏	内部																																																																																																
宝塚市教育委員会事務局管理部長	村上 真二	内部																																																																																																
宝塚市病院経営統括部 部長	島 廣 弘 二	内部																																																																																																
82	2-2 宝塚市の自主防災体制	2-2 宝塚市の自主防災体制																																																																																																
83	2-2-2 宝塚市防災資器材 交付要綱 <u>(要綱内容省略)</u>	2-2-2 宝塚市防災資器材 助成要綱 <u>(要綱内容省略)</u>																																																																																																
103	第3部 市の非常時組織及び車両・資材等	第3部 市の非常時組織及び車両・資材等																																																																																																
106	3-1 災害対策本部 3-1-2 宝塚市災害対策本部設置要綱 ※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略	3-1 災害対策本部 3-1-2 宝塚市災害対策本部設置要綱 ※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略																																																																																																
122	3-1-3 宝塚市災害警戒本部設置要綱 ※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略	3-1-3 宝塚市災害警戒本部設置要綱 ※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略																																																																																																
	3-2~3-8 略	3-2~3-8 略																																																																																																
158	3-9 災害時ボランティア制度 3-9-1、3-9-2 略 【新協定の追加】 3-9-3 災害時のボランティア支援に関する協定書(宝塚ライオンズクラブ) <u>(協定内容省略)</u> 3-9-4 災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書(株式会社阪急交通社) <u>(協定内容省略)</u>	3-9 災害時ボランティア制度 3-9-1、3-9-2 略 【新協定の追加】																																																																																																
165	第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制	第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制																																																																																																
171	4-3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況 4-3-1 気象情報の種類と発表基準 (1) 略 (2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低	4-3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況 4-3-1 気象情報の種類と発表基準 (1) 略 (2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、																																																																																																

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																				
174	<p>地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が<u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</u>等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p>	<p>土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>危険度分布</u>」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p>																				
	<p>(3) <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</u>等 <u>キキクル等の種類と概要</u></p>	<p>(3) <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u> <u>警報の危険度分布等の種類と概要</u></p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 394 528 426">種 類</th> <th data-bbox="528 394 1531 426">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 426 528 825"> <u>土砂キキクル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</u> </td> <td data-bbox="528 426 1531 825"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 825 528 1003"> <u>浸水キキクル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u> </td> <td data-bbox="528 825 1531 1003"> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1003 528 1392"> <u>洪水キキクル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u> </td> <td data-bbox="528 1003 1531 1392"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1392 528 1541"> <u>流域雨量指数の予測値</u> </td> <td data-bbox="528 1392 1531 1541"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>土砂キキクル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<u>浸水キキクル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>	<u>洪水キキクル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 394 1857 426">種 類</th> <th data-bbox="1857 394 2828 426">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 426 1857 783"> <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> <u>（土砂キキクル）</u> </td> <td data-bbox="1857 426 2828 783"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 783 1857 930"> <u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u> <u>（浸水キキクル）</u> </td> <td data-bbox="1857 783 2828 930"> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 930 1857 1255"> <u>洪水警報の危険度分布</u> <u>（洪水キキクル）</u> </td> <td data-bbox="1857 930 2828 1255"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1255 1857 1472"> <u>流域雨量指数の予測値</u> </td> <td data-bbox="1857 1255 2828 1472"> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> <u>（土砂キキクル）</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、 	<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u> <u>（浸水キキクル）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<u>洪水警報の危険度分布</u> <u>（洪水キキクル）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>
種 類	概 要																					
<u>土砂キキクル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																					
<u>浸水キキクル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>																					
<u>洪水キキクル</u> <u>（洪水警報の危険度分布）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																					
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>																					
種 類	概 要																					
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> <u>（土砂キキクル）</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、 																					
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u> <u>（浸水キキクル）</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>																					
<u>洪水警報の危険度分布</u> <u>（洪水キキクル）</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																					
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>																					
175	<p>(4)、(5) 略 (6) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</u>で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>(4)、(5) 略 (6) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町<u>村</u>長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</u>で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>																				

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																						
176	<p>(7) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の宝塚市において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p> <p>(以下「大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)」については「<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>」に変更する。</p> <p>(8) 略</p>	<p>(7) 記録的短時間大雨情報 <u>兵庫県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p>(以下「<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</u>」については「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」に変更する。</p> <p>(8) 略</p>																						
176	<p>(9) 火災気象通報 ①～③ 略 ④ 大雨特別警報基準(土砂災害、浸水害：宝塚市) <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。(注)発表にあたっては、降水量などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をしている。</u></p> <p>(1) 確率値を用いた<u>大雨特別警報(浸水害)の発表基準</u> 令和4年3月24日現在</p> <table border="1" data-bbox="296 814 1335 924"> <thead> <tr> <th colspan="3">50年に一度の値(宝塚市)</th> </tr> <tr> <th>48時間降水量(mm)</th> <th>3時間降水量(mm)</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>444</td> <td>169</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1) 50年に一度の値は、各市町村にかかる5km格子の値の平均値をとったものである。</u> <u>(注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。</u> <u>(注3) 50年に一度の値を用いた大雨特別警報は、50年に一度の値以上となる5km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害がすでに発生しているおそれが高い市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値以上となる5km格子が出現することのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。</u></p> <p>(2) 指数を用いた<u>大雨特別警報(土砂災害)の発表基準</u> 令和2年7月30日現在</p> <table border="1" data-bbox="320 1264 836 1339"> <thead> <tr> <th>土壌雨量指数(宝塚市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>294～333※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1km格子毎に値が異なる。 <u>(注) 大雨特別警報(土砂災害)は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。</u></p>	50年に一度の値(宝塚市)			48時間降水量(mm)	3時間降水量(mm)	土壌雨量指数	444	169	260	土壌雨量指数(宝塚市)	294～333※	<p>(9) 火災気象通報 ①～③ 略 ④ 大雨特別警報基準(土砂災害、浸水害：宝塚市) <u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。</u></p> <p>(1) 確率値を用いた<u>指標(発表条件)(土砂災害、浸水害)</u> <u>台風や集中豪雨により、降水量・土壌雨量指数が「50年に一度の値」以上となる5km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想されるなか、危険度分布で宝塚市に最大の危険度が出現している場合に発表される。ただし、3時間降水量について「まとまって出現」とは、150mm以上となった格子を対象とする。</u> <u>宝塚市で「50年に一度の値」以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。いずれも宝塚市にかかる5km格子の値の平均をとったもの。</u></p> 令和4年3月24日現在 <table border="1" data-bbox="1632 1054 2671 1163"> <thead> <tr> <th colspan="3">50年に一度の値(宝塚市)</th> </tr> <tr> <th>48時間降水量(mm)</th> <th>3時間降水量(mm)</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>444</td> <td>169</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指数を用いた<u>指標(発表条件)(土砂災害)</u> <u>土壌雨量指数が基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。</u></p> 令和2年7月30日現在 <table border="1" data-bbox="1656 1335 2172 1411"> <thead> <tr> <th>土壌雨量指数(宝塚市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>294～333※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1km格子毎に値が異なる。</p>	50年に一度の値(宝塚市)			48時間降水量(mm)	3時間降水量(mm)	土壌雨量指数	444	169	260	土壌雨量指数(宝塚市)	294～333※
50年に一度の値(宝塚市)																								
48時間降水量(mm)	3時間降水量(mm)	土壌雨量指数																						
444	169	260																						
土壌雨量指数(宝塚市)																								
294～333※																								
50年に一度の値(宝塚市)																								
48時間降水量(mm)	3時間降水量(mm)	土壌雨量指数																						
444	169	260																						
土壌雨量指数(宝塚市)																								
294～333※																								
191	<p>4-5 災害時の広報 4-5-1、4-5-2 略</p>	<p>4-5 災害時の広報 4-5-1、4-5-2 略</p>																						
195	<p>4-5-3 災害発生時の広報文例</p> <table border="1" data-bbox="225 1600 1329 1864"> <tr> <td> [例文2] 地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合) ※ 2-1 地震発生直後から30分後位の場合 (前文略) ● こちらは、宝塚市役所です。 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。 (以下文略) </td> </tr> </table> <p>(以下類似広報文例において「地震は収まりました。」については削除する。)</p>	[例文2] 地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合) ※ 2-1 地震発生直後から30分後位の場合 (前文略) ● こちらは、宝塚市役所です。 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。 (以下文略)	<p>4-5-3 災害発生時の広報文例</p> <table border="1" data-bbox="1555 1600 2659 1864"> <tr> <td> [例文2] 地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合) ※ 2-1 地震発生直後から30分後位の場合 (前文略) ● こちらは、宝塚市役所です。<u>地震はおさまりました。</u> 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。 (以下文略) </td> </tr> </table> <p>(以下類似広報文例において「<u>地震は収まりました。</u>」については削除する。)</p>	[例文2] 地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合) ※ 2-1 地震発生直後から30分後位の場合 (前文略) ● こちらは、宝塚市役所です。 <u>地震はおさまりました。</u> 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。 (以下文略)																				
[例文2] 地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合) ※ 2-1 地震発生直後から30分後位の場合 (前文略) ● こちらは、宝塚市役所です。 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。 (以下文略)																								
[例文2] 地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合) ※ 2-1 地震発生直後から30分後位の場合 (前文略) ● こちらは、宝塚市役所です。 <u>地震はおさまりました。</u> 皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。 (以下文略)																								

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																																																																														
225	第5部 相互協力・広域応援受入体制 5-2 消防相互応援に関する協定書 5-2-1～5-2-8 略	<u>【掲載個所を移動し、番号付与】</u>																																																																																																																																														
265	<u>5-2-9</u> 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（建物火災）に関する覚書 <u>(覚書の内容省略)</u>	<u>5-2-9</u> 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書 <u>(覚書の内容省略)</u>																																																																																																																																														
275	<u>5-2-10</u> 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書 <u>(覚書の内容省略)</u> 5-2- <u>11</u> ～5-2- <u>24</u> (内容変更なし：略)	5-2- <u>10</u> ～5-2- <u>23</u> (内容変更なし：略)																																																																																																																																														
369	第6部 個別対策項目別関係資料 6-1 略	第6部 個別対策項目別関係資料 6-1 略																																																																																																																																														
402	6-2 避難・救出対策、 <u>支援協力</u> 等に関する事項 6-2- <u>1</u> 警戒区域の設定権限者 (内容変更なし：略) 6-2- <u>2</u> 避難所等 6-2- <u>2-1</u> 指定避難所等	6-2 避難・救出対策等に関する事項 6-2- <u>16</u> 警戒区域の設定権限者 (表略) 6-2- <u>1</u> 避難所等 6-2- <u>1-1</u> 指定避難所等																																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th rowspan="2">避難所等</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">電話</th> <th rowspan="2">FAX</th> <th colspan="2">収容可能人数(人)</th> <th rowspan="2">浸水想定 区域内</th> <th rowspan="2">土砂災害警 戒区域内</th> </tr> <tr> <th>体育館のみ</th> <th>施設全部利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">第1地区～第5地区 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6地区</td> <td>指 定</td> <td><u>中山台小学校</u></td> <td>中山桜台4丁目25-1</td> <td>88-6492</td> <td>82-2104</td> <td>330</td> <td>2,587</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(旧)中山五月台小学校</u></td> <td>中山五月台7丁目4-1</td> <td>89-5412</td> <td>82-2105</td> <td>326</td> <td>2,223</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山手台小学校</td> <td>山手台西3丁目1-1</td> <td>88-5322</td> <td>88-5519</td> <td>613</td> <td>2,569</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>予 備 避 難 所</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">第7地区 略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内	体育館のみ	施設全部利用	第1地区～第5地区 略									第6地区	指 定	<u>中山台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	88-6492	82-2104	330	2,587			<u>(旧)中山五月台小学校</u>	中山五月台7丁目4-1	89-5412	82-2105	326	2,223	◎		山手台小学校	山手台西3丁目1-1	88-5322	88-5519	613	2,569	○		以下略								予 備 避 難 所	略							第7地区 略									<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th rowspan="2">避難所等</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">電話</th> <th rowspan="2">FAX</th> <th colspan="2">収容可能人数(人)</th> <th rowspan="2">浸水想定 区域内</th> <th rowspan="2">土砂災害警 戒区域内</th> </tr> <tr> <th>体育館のみ</th> <th>施設全部利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">第1地区～第5地区 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6地区</td> <td>指 定</td> <td><u>中山桜台小学校</u></td> <td>中山桜台4丁目25-1</td> <td>88-6492</td> <td>82-2104</td> <td>330</td> <td>2,587</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中山五月台小学校</td> <td>中山五月台7丁目4-1</td> <td>89-5412</td> <td>82-2105</td> <td>326</td> <td>2,223</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山手台小学校</td> <td>山手台西3丁目1-1</td> <td>88-5322</td> <td>88-5519</td> <td>613</td> <td>2,569</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>予 備 避 難 所</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">第7地区 略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内	体育館のみ	施設全部利用	第1地区～第5地区 略									第6地区	指 定	<u>中山桜台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	88-6492	82-2104	330	2,587			中山五月台小学校	中山五月台7丁目4-1	89-5412	82-2105	326	2,223	◎		山手台小学校	山手台西3丁目1-1	88-5322	88-5519	613	2,569	○		以下略								予 備 避 難 所	略							第7地区 略								
地区	避難所等						所在地	電話			FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内																																																																																																																																	
		体育館のみ	施設全部利用																																																																																																																																													
第1地区～第5地区 略																																																																																																																																																
第6地区	指 定	<u>中山台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	88-6492	82-2104	330	2,587																																																																																																																																									
		<u>(旧)中山五月台小学校</u>	中山五月台7丁目4-1	89-5412	82-2105	326	2,223	◎																																																																																																																																								
		山手台小学校	山手台西3丁目1-1	88-5322	88-5519	613	2,569	○																																																																																																																																								
		以下略																																																																																																																																														
	予 備 避 難 所	略																																																																																																																																														
第7地区 略																																																																																																																																																
地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害警 戒区域内																																																																																																																																								
					体育館のみ	施設全部利用																																																																																																																																										
第1地区～第5地区 略																																																																																																																																																
第6地区	指 定	<u>中山桜台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	88-6492	82-2104	330	2,587																																																																																																																																									
		中山五月台小学校	中山五月台7丁目4-1	89-5412	82-2105	326	2,223	◎																																																																																																																																								
		山手台小学校	山手台西3丁目1-1	88-5322	88-5519	613	2,569	○																																																																																																																																								
		以下略																																																																																																																																														
	予 備 避 難 所	略																																																																																																																																														
第7地区 略																																																																																																																																																
	6-2- <u>2-2</u> 避難地 (内容変更なし：略)	6-2- <u>1-4</u> 避難地 (表略)																																																																																																																																														
	6-2- <u>2-3</u> 指定緊急避難場所、自主避難場所 (1)指定緊急避難場所	6-2- <u>1-5</u> 指定緊急避難場所、自主避難場所 (1)指定緊急避難場所																																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>指定緊急避難場所</th> <th>所在地</th> <th>指定避難所</th> <th>避難地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">第1地区～第5地区 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6地区</td> <td><u>中山台小学校</u></td> <td>中山桜台4丁目25-1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(旧)中山五月台小学校</u></td> <td>中山五月台7丁目4-1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山手台小学校</td> <td>山手台西3丁目1-1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">第7地区 略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地	第1地区～第5地区 略					第6地区	<u>中山台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	○		<u>(旧)中山五月台小学校</u>	中山五月台7丁目4-1	○		山手台小学校	山手台西3丁目1-1	○		以下略				第7地区 略					<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>指定緊急避難場所</th> <th>所在地</th> <th>指定避難所</th> <th>避難地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">第1地区～第5地区 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6地区</td> <td><u>中山桜台小学校</u></td> <td>中山桜台4丁目25-1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山五月台小学校</td> <td>中山五月台7丁目4-1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山手台小学校</td> <td>山手台西3丁目1-1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">第7地区 略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地	第1地区～第5地区 略					第6地区	<u>中山桜台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	○		中山五月台小学校	中山五月台7丁目4-1	○		山手台小学校	山手台西3丁目1-1	○		以下略				第7地区 略																																																																																		
地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地																																																																																																																																												
第1地区～第5地区 略																																																																																																																																																
第6地区	<u>中山台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	○																																																																																																																																													
	<u>(旧)中山五月台小学校</u>	中山五月台7丁目4-1	○																																																																																																																																													
	山手台小学校	山手台西3丁目1-1	○																																																																																																																																													
	以下略																																																																																																																																															
第7地区 略																																																																																																																																																
地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地																																																																																																																																												
第1地区～第5地区 略																																																																																																																																																
第6地区	<u>中山桜台小学校</u>	中山桜台4丁目25-1	○																																																																																																																																													
	中山五月台小学校	中山五月台7丁目4-1	○																																																																																																																																													
	山手台小学校	山手台西3丁目1-1	○																																																																																																																																													
	以下略																																																																																																																																															
第7地区 略																																																																																																																																																

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																												
	<p>(2)自主避難場所 特に大型で非常に強い台風が本市を通過するような場合などで、早めの避難を希望する市民等の自主避難者を受け入れるために一時的に開設する避難所で各地区に複数箇所設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>自主避難場所</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">第1地区～第5地区 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>中山台小学校</td> <td>中山桜台4丁目 25-1</td> <td>88-6492</td> <td>82-2104</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>中山五月台中学校</td> <td>中山五月台4丁目20-1</td> <td>88-7512</td> <td>89-0759</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>コミュニティセンターひばり</td> <td>長尾台1-1</td> <td>072-774-9191</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">第7地区 略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	自主避難場所	所在地	電話	F A X	第1地区～第5地区 略					6	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	82-2104	6	中山五月台中学校	中山五月台4丁目20-1	88-7512	89-0759	6	コミュニティセンターひばり	長尾台1-1	072-774-9191		第7地区 略					<p>(2)自主避難場所 特に大型で非常に強い台風が本市を通過するような場合などで、早めの避難を希望する市民等の自主避難者を受け入れるために一時的に開設する避難所で各地区に複数箇所設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>自主避難場所</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">第1地区～第5地区 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>中山桜台小学校</td> <td>中山桜台4丁目 25-1</td> <td>88-6492</td> <td>82-2104</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>中山五月台中学校</td> <td>中山五月台4丁目20-1</td> <td>88-7512</td> <td>89-0759</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>コミュニティセンターひばり</td> <td>長尾台1-1</td> <td>072-774-9191</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">第7地区 略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	自主避難場所	所在地	電話	F A X	第1地区～第5地区 略					6	中山桜台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	82-2104	6	中山五月台中学校	中山五月台4丁目20-1	88-7512	89-0759	6	コミュニティセンターひばり	長尾台1-1	072-774-9191		第7地区 略				
地区	自主避難場所	所在地	電話	F A X																																																										
第1地区～第5地区 略																																																														
6	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	82-2104																																																										
6	中山五月台中学校	中山五月台4丁目20-1	88-7512	89-0759																																																										
6	コミュニティセンターひばり	長尾台1-1	072-774-9191																																																											
第7地区 略																																																														
地区	自主避難場所	所在地	電話	F A X																																																										
第1地区～第5地区 略																																																														
6	中山桜台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	82-2104																																																										
6	中山五月台中学校	中山五月台4丁目20-1	88-7512	89-0759																																																										
6	コミュニティセンターひばり	長尾台1-1	072-774-9191																																																											
第7地区 略																																																														
418	6-2- 2-4 届出避難所 (内容変更なし：略)	6-2- 1-6 届出避難所 (内容変更なし：略)																																																												
420	6-2- 2-5 末広中央公園概要 (内容変更なし：略)	6-2- 1-7 末広中央公園概要 (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 2-6 川西市学校施設の避難所利用に関する事項 (内容変更なし：略)	6-2- 1-2 川西市学校施設の避難所利用に関する事項 (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 2-7 災害時における避難者の受け入れに関する覚書（伊丹市、西宮市） (内容変更なし：略)	6-2- 1-3 災害時における避難者の受け入れに関する覚書（伊丹市、西宮市） (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 2-8 災害時における避難所開設に関する覚書（兵庫県立高等学校4校） (内容変更なし：略)	6-2- 6 災害時における避難所開設に関する覚書（兵庫県立高等学校4校） (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 2-9 災害発生時における避難所開設に関する協定書（川西市、学校法人雲雀丘学園） (内容変更なし：略)	6-2- 7 災害発生時における避難所開設に関する協定書（川西市、学校法人雲雀丘学園） (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 2-10 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（各福祉法人等） (内容変更なし：略)	6-2- 9 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（各福祉法人等） (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 2-11 宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定書（各福祉法人等） (内容変更なし：略)	6-2- 10 宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定書（各福祉法人等） (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 2-12 高齢者・障害者等の避難行動の特徴と配慮したい項目 (内容変更なし：略)	6-2- 1-8 高齢者・障害者等の避難行動の特徴と配慮したい項目 (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 3 避難情報発令の実施責任者 (内容変更なし：略)	6-2- 15 避難情報発令の実施責任者 (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 4 避難所等の開設時の留意事項 (内容変更なし：略)	6-2- 17 避難所等の開設時の留意事項 (内容変更なし：略)																																																												
	6-2- 5 避難所等の運営上の留意事項 (内容変更なし：略)	6-2- 18 避難所等の運営上の留意事項 (内容変更なし：略)																																																												

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
457	<p>6-2-6 要配慮者等救援対策の概要 1 災害発生初期の緊急措置 (1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 避難所における要配慮者専用スペースの確保</u></p> <p>ア 暑さ・寒さ対策が十分とられること。 イ 可能な限り少人数部屋であること。 ウ トイレになるべく近い場所であること。 エ 避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること。 オ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと。 カ 周囲の生活音・刺激に敏感な知的障害者・精神障害者に対し、可能な限り、これらの生活音・刺激を遮断できる避難場所を提供すること。</p> <p><u>(4) 避難所等における応急的な設備の補修、設置</u> 表略</p> <p><u>(5) 福祉避難所の開設準備</u></p> <p>ア 協定施設と開設に向けた協議 イ 要配慮者のトリアージ ウ 福祉避難所移送者名簿の提供 エ 物資、資機材の確認</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第二期応急ケア対策計画の実施 (1)、(2) 略 (3) 福祉避難所等の要配慮者に関する措置計画の検討・実施</p> <p>ア <u>入所施設・通所施設</u>に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。 イ 略 ウ 障害者支援施設、老人病院等に関しては引き続き入所が必要な者は、必要な手続きを取り、また退所・院が可能になった者については、仮設住宅の提供その他退院後必要なケアサービスについて引き継ぎを行う。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>6-2-7 市内の主な観光・集客施設等とその付近の避難所等 (内容変更なし：略)</p>	<p>6-2-14 要配慮者等救援対策の概要 1 災害発生初期の緊急措置 (1)、(2) 略 (3) <u>福祉避難所の確保</u></p> <p>ア 市内デイサービスセンターへの特別入所 イ 市内介護老人保健施設への特別入所 ウ 市内特別養護老人ホーム等への特別受入要請 エ 県への他市町村内要配慮者利用施設への特別入所措置支援の要請 オ 県への市外要配慮者利用施設等への特別受入のあっせん要請 カ 市施設のうち福祉避難所の指定・確保 (ベッドが置ける施設) キ 養護学校等の福祉避難所指定</p> <p><u>(4) 避難所における要配慮者専用スペースの確保</u></p> <p>ア 暑さ・寒さ対策が十分とられること。 イ 可能な限り少人数部屋であること。 ウ トイレになるべく近い場所であること。 エ 避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること。 オ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと。 カ <u>福祉避難所への移送措置をとること。</u> キ 周囲の生活音・刺激に敏感な知的障害者・精神障害者に対し、可能な限り、これらの生活音・刺激を遮断できる避難場所を提供すること。</p> <p><u>(5) 避難所等における応急的な設備の補修、設置</u> 表略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第二期応急ケア対策計画の実施 (1)、(2) 略 (3) 福祉避難所等の要配慮者に関する措置計画の検討・実施</p> <p>ア <u>デイサービスセンター、介護老人保健施設</u>に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。 イ 略 ウ <u>通所施設</u>に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。 エ 障害者支援施設、老人病院等に関しては引き続き入所が必要な者は、必要な手続きを取り、また退所・院が可能になった者については、仮設住宅の提供その他退院後必要なケアサービスについて引き継ぎを行う。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>6-2-1-9 市内の主な観光・集客施設等とその付近の避難所等 (内容変更なし：略)</p>

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)
	<p>6-2-8 土砂災害及び水害危険区域における避難所等収容計画 (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-9 災害時における応急対策業務に関する協定書 (県建設業協会) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-10 安倉地区福祉エリア防災相互応援協定 6-2-10-1 安倉地区福祉エリア防災相互応援協定 6-2-10-2 安倉地区福祉エリア防災相互応援要綱 (いずれも内容変更なし：略)</p> <p>6-2-11 ペット避難等の災害時支援協力に関する協定 (市内の一部のゴルフ場) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-12 原子力災害発生時における広域避難受入れ (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-13 災害時における支援協力に関する協定</p> <p>6-2-13-1 災害時における相互協力に関する協定書 (宝塚郵便局) 6-2-13-2 災害時における相互協力に関する協定書 用語解説 (いずれも内容変更なし：略)</p> <p>6-2-13-3 災害時支援協力に関する協定 (宝塚市ゴルフ場協議会) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-13-4 災害時における応急対策業務に関する協定書 (社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部ほか) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-13-5 災害救助犬の出動に関する協定書 (特定非営利活動法人日本レスキュー協会) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-13-6 災害時における応急対策業務 (放置車両排除) に関する協定書 (有限会社ナカムラオートほか) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-13-7 宝塚市大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書 (内容変更なし：略)</p> <p>【新協定の追加】 <u>6-2-13-8 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定 (兵庫県自動車整備振興会阪神支部)</u> (協定内容省略)</p> <p>6-2-13-9 災害時における無人航空機における無償協力に関する協定 (ABCステンレス株式会社ほか) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-14 包括連携協定 6-2-14-1 宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書 (内容変更なし：略)</p> <p>【新協定の追加】 <u>6-2-14-2 宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書</u> (協定内容省略)</p> <p>【新協定の追加】 <u>6-2-14-3 宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書</u> (協定内容省略)</p>	<p>6-2-2 土砂災害及び水害危険区域における避難所等収容計画 (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-3 災害時における応急対策業務に関する協定書 (県建設業協会) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-4 安倉地区福祉エリア防災相互応援協定 6-2-4-1 安倉地区福祉エリア防災相互応援協定 6-2-4-2 安倉地区福祉エリア防災相互応援要綱 (いずれも内容変更なし：略)</p> <p>6-2-19 ペット避難等の災害時支援協力に関する協定 (市内の一部のゴルフ場) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-20 原子力災害発生時における広域避難受入れ (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-5 災害時における相互協力に関する協定 <u>(宝塚郵便局)</u></p> <p>6-2-5-1 災害時における相互協力に関する協定書 (宝塚郵便局) 6-2-5-2 災害時における相互協力に関する協定書 用語解説 (いずれも内容変更なし：略)</p> <p>6-2-2-8 災害時支援協力に関する協定 (宝塚市ゴルフ場協議会) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-11 災害時における応急対策業務に関する協定書 (社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部ほか) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-12 災害救助犬の出動に関する協定書 (特定非営利活動法人日本レスキュー協会) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-13 災害時における応急対策業務 (放置車両排除) に関する協定書 (有限会社ナカムラオートほか) (内容変更なし：略)</p> <p>6-7-8 宝塚市大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書 (内容変更なし：略)</p> <p>【新協定の追加】</p> <p>6-7-10 災害時における無人航空機における無償協力に関する協定 (ABCステンレス株式会社ほか) (内容変更なし：略)</p> <p>6-2-11 宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書 (内容変更なし：略)</p> <p>【新協定の追加】</p> <p>【新協定の追加】</p>

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																																																																																																																								
	<p>【新協定の追加】 <u>6-2-14-4 宝塚市とネットヨタ神戸株式会社との包括連携協定書</u> (協定内容省略)</p> <p>6-3~6-6 略</p> <p>6-7 食品等物資供給対策に関する事項 6-7-1~6-7-4 略</p> <p><u>6-7-5 災害時における輸送の協力に関する協定</u> <u>6-7-5-1 日本通運(株)伊丹川西支店他2社</u> (内容変更なし:略)</p>	<p>【新協定の追加】</p> <p>6-3~6-6 略</p> <p>6-7 食品等物資供給対策に関する事項 6-7-1~6-7-4 略</p> <p><u>6-7-5 災害時における輸送の協力に関する協定</u> (日本通運(株)伊丹川西支店他2社) (内容変更なし:略)</p>																																																																																																																																																																								
529	<p>【新協定の追加】 <u>6-7-5-2 ヤマト運輸株式会社リテール事業本部阪神主管支店</u> (協定内容省略)</p>	<p>【新協定の追加】</p>																																																																																																																																																																								
564	<p><u>6-7-7 災害時における支援協力に関する協定書</u> (セツカートン株式会社) (内容変更なし:略)</p> <p>6-7-8 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン) (内容変更なし:略)</p> <p>6-7-9 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書 (一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部) (内容変更なし:略)</p> <p>6-8、6-9 略</p>	<p><u>6-7-7 災害時における支援協力に関する協定書</u> 6-7-7-1 災害時における支援協力に関する協定書 (セツカートン株式会社) (内容変更なし:略)</p> <p>6-7-7-2 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン) (内容変更なし:略)</p> <p>6-7-8 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書 (一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部) (内容変更なし:略)</p> <p>6-8、6-9 略</p>																																																																																																																																																																								
621	<p>6-9-2 市内の指定文化財 (1) 所有者別指定文化財一覧表 (変更分のみ記載)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者又は管理者</th> <th>所在地</th> <th>指定</th> <th>種別</th> <th>物件名</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中山寺</td> <td rowspan="3">中山寺2丁目11-1</td> <td>国</td> <td>彫</td> <td>木造十一面観音菩薩立像</td> <td>M37. 2.18</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>彫</td> <td>木造脇侍十一面観音立像2軀</td> <td>S41. 3.22</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>史</td> <td>中山寺白鳥塚古墳</td> <td>S35. <u>3.31</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">清荒神清澄寺</td> <td rowspan="2">米谷字清シ1</td> <td>国</td> <td>絵</td> <td>絹本着色千手観音菩薩像</td> <td>M37. 2.18</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>絵</td> <td>絹本着色釈迦三尊像・良全筆 <u>3幅</u></td> <td>S50. 6.12</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">八幡神社</td> <td rowspan="4">波豆字谷田東掛1</td> <td>国</td> <td><u>建</u></td> <td>八幡神社本殿</td> <td>T 4. 3.26</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>建</u></td> <td>石造鳥居</td> <td>S37. 7.16</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>建</u></td> <td>五輪塔</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td><u>建</u></td> <td>宝篋印塔</td> <td>S59. 3.30</td> </tr> <tr> <td>普明寺</td> <td>波豆字向井山</td> <td>市</td> <td>建</td> <td>笠塔婆 <u>2基</u></td> <td>S46.11. 3</td> </tr> <tr> <td>売布神社 他</td> <td>売布山手1-1</td> <td>市</td> <td>天</td> <td><u>社叢</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>中山荘園</td> <td>県</td> <td>考</td> <td>四区画袈裟襷文銅鐸2口</td> <td>S53. 3.17</td> </tr> <tr> <td>八坂神社</td> <td>平井2丁目346</td> <td>市</td> <td>建</td> <td>八坂神社本殿 <u>付棟札1枚</u></td> <td>S51. 3.30</td> </tr> <tr> <td>素盞鳴命神社</td> <td>高司2丁目160</td> <td>県</td> <td>建</td> <td>素盞鳴神社本殿付相殿2棟</td> <td>S61. 3.25</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>大原野字上西</td> <td>市</td> <td><u>建</u></td> <td>阿弥陀石龕</td> <td>S59. 3.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>建=建造物 絵=絵画 彫=彫刻 工=工芸 書=書跡 考=考古資料 民=民俗文化財 史=史跡 天=天然記念物 歴=歴史資料</p>	所有者又は管理者	所在地	指定	種別	物件名	指定年月日	中山寺	中山寺2丁目11-1	国	彫	木造十一面観音菩薩立像	M37. 2.18	県	彫	木造脇侍十一面観音立像2軀	S41. 3.22	県	史	中山寺白鳥塚古墳	S35. <u>3.31</u>	清荒神清澄寺	米谷字清シ1	国	絵	絹本着色千手観音菩薩像	M37. 2.18	国	絵	絹本着色釈迦三尊像・良全筆 <u>3幅</u>	S50. 6.12	八幡神社	波豆字谷田東掛1	国	<u>建</u>	八幡神社本殿	T 4. 3.26	県	<u>建</u>	石造鳥居	S37. 7.16	県	<u>建</u>	五輪塔	〃	市	<u>建</u>	宝篋印塔	S59. 3.30	普明寺	波豆字向井山	市	建	笠塔婆 <u>2基</u>	S46.11. 3	売布神社 他	売布山手1-1	市	天	<u>社叢</u>	〃	個人	中山荘園	県	考	四区画袈裟襷文銅鐸2口	S53. 3.17	八坂神社	平井2丁目346	市	建	八坂神社本殿 <u>付棟札1枚</u>	S51. 3.30	素盞鳴命神社	高司2丁目160	県	建	素盞鳴神社本殿付相殿2棟	S61. 3.25	個人	大原野字上西	市	<u>建</u>	阿弥陀石龕	S59. 3.30	<p>6-9-2 市内の指定文化財 (1) 所有者別指定文化財一覧表 (変更分のみ記載)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者又は管理者</th> <th>所在地</th> <th>指定</th> <th>種別</th> <th>物件名</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中山寺</td> <td rowspan="3">中山寺2丁目11-1</td> <td>国</td> <td>彫</td> <td>木造十一面観音立像</td> <td>M37. 2.18</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>彫</td> <td>木造脇侍十一面観音菩薩2軀</td> <td>S41. 3.22</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>史</td> <td>中山寺白鳥塚古墳</td> <td>S35. <u>5.12</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">清荒神清澄寺</td> <td rowspan="2">米谷字清シ1</td> <td>国</td> <td>絵</td> <td>絹本着色千手観音菩薩像</td> <td>M37. 2.18</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>絵</td> <td>絹本着色釈迦三尊像・良全筆</td> <td>S50. 6.12</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">八幡神社</td> <td rowspan="4">波豆字谷田東掛1</td> <td>国</td> <td><u>考</u></td> <td>八幡神社本殿</td> <td>T 4. 3.26</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>考</u></td> <td>石造鳥居</td> <td>S37. 7.16</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>考</u></td> <td>五輪塔</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td><u>考</u></td> <td>宝篋印塔</td> <td>S59. 3.30</td> </tr> <tr> <td>普明寺</td> <td>波豆字向井山</td> <td>市</td> <td>建</td> <td>笠塔婆</td> <td>S46.11. 3</td> </tr> <tr> <td>売布神社 他</td> <td>売布山手1-1</td> <td>市</td> <td>天</td> <td><u>自然林</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>中山荘園</td> <td>県</td> <td>考</td> <td>四区袈裟襷文銅鐸2口</td> <td>S53. 3.17</td> </tr> <tr> <td>八坂神社</td> <td>平井2丁目346</td> <td>市</td> <td>建</td> <td>八坂神社本殿</td> <td>S51. 3.30</td> </tr> <tr> <td>素盞鳴神社</td> <td>高司2丁目160</td> <td>県</td> <td>建</td> <td>素盞鳴神社本殿付相殿2棟</td> <td>S61. 3.25</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>大原野字上西</td> <td>市</td> <td><u>考</u></td> <td>阿弥陀石龕</td> <td>S59. 3.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>建=建造物 絵=絵画 彫=彫刻 工=工芸 書=書跡 考=考古資料 民=民俗文化財 史=史跡 天=天然記念物 歴=歴史資料</p>	所有者又は管理者	所在地	指定	種別	物件名	指定年月日	中山寺	中山寺2丁目11-1	国	彫	木造十一面観音立像	M37. 2.18	県	彫	木造脇侍十一面観音菩薩2軀	S41. 3.22	県	史	中山寺白鳥塚古墳	S35. <u>5.12</u>	清荒神清澄寺	米谷字清シ1	国	絵	絹本着色千手観音菩薩像	M37. 2.18	国	絵	絹本着色釈迦三尊像・良全筆	S50. 6.12	八幡神社	波豆字谷田東掛1	国	<u>考</u>	八幡神社本殿	T 4. 3.26	県	<u>考</u>	石造鳥居	S37. 7.16	県	<u>考</u>	五輪塔	〃	市	<u>考</u>	宝篋印塔	S59. 3.30	普明寺	波豆字向井山	市	建	笠塔婆	S46.11. 3	売布神社 他	売布山手1-1	市	天	<u>自然林</u>	〃	個人	中山荘園	県	考	四区袈裟襷文銅鐸2口	S53. 3.17	八坂神社	平井2丁目346	市	建	八坂神社本殿	S51. 3.30	素盞鳴神社	高司2丁目160	県	建	素盞鳴神社本殿付相殿2棟	S61. 3.25	個人	大原野字上西	市	<u>考</u>	阿弥陀石龕	S59. 3.30
所有者又は管理者	所在地	指定	種別	物件名	指定年月日																																																																																																																																																																					
中山寺	中山寺2丁目11-1	国	彫	木造十一面観音菩薩立像	M37. 2.18																																																																																																																																																																					
		県	彫	木造脇侍十一面観音立像2軀	S41. 3.22																																																																																																																																																																					
		県	史	中山寺白鳥塚古墳	S35. <u>3.31</u>																																																																																																																																																																					
清荒神清澄寺	米谷字清シ1	国	絵	絹本着色千手観音菩薩像	M37. 2.18																																																																																																																																																																					
		国	絵	絹本着色釈迦三尊像・良全筆 <u>3幅</u>	S50. 6.12																																																																																																																																																																					
八幡神社	波豆字谷田東掛1	国	<u>建</u>	八幡神社本殿	T 4. 3.26																																																																																																																																																																					
		県	<u>建</u>	石造鳥居	S37. 7.16																																																																																																																																																																					
		県	<u>建</u>	五輪塔	〃																																																																																																																																																																					
		市	<u>建</u>	宝篋印塔	S59. 3.30																																																																																																																																																																					
普明寺	波豆字向井山	市	建	笠塔婆 <u>2基</u>	S46.11. 3																																																																																																																																																																					
売布神社 他	売布山手1-1	市	天	<u>社叢</u>	〃																																																																																																																																																																					
個人	中山荘園	県	考	四区画袈裟襷文銅鐸2口	S53. 3.17																																																																																																																																																																					
八坂神社	平井2丁目346	市	建	八坂神社本殿 <u>付棟札1枚</u>	S51. 3.30																																																																																																																																																																					
素盞鳴命神社	高司2丁目160	県	建	素盞鳴神社本殿付相殿2棟	S61. 3.25																																																																																																																																																																					
個人	大原野字上西	市	<u>建</u>	阿弥陀石龕	S59. 3.30																																																																																																																																																																					
所有者又は管理者	所在地	指定	種別	物件名	指定年月日																																																																																																																																																																					
中山寺	中山寺2丁目11-1	国	彫	木造十一面観音立像	M37. 2.18																																																																																																																																																																					
		県	彫	木造脇侍十一面観音菩薩2軀	S41. 3.22																																																																																																																																																																					
		県	史	中山寺白鳥塚古墳	S35. <u>5.12</u>																																																																																																																																																																					
清荒神清澄寺	米谷字清シ1	国	絵	絹本着色千手観音菩薩像	M37. 2.18																																																																																																																																																																					
		国	絵	絹本着色釈迦三尊像・良全筆	S50. 6.12																																																																																																																																																																					
八幡神社	波豆字谷田東掛1	国	<u>考</u>	八幡神社本殿	T 4. 3.26																																																																																																																																																																					
		県	<u>考</u>	石造鳥居	S37. 7.16																																																																																																																																																																					
		県	<u>考</u>	五輪塔	〃																																																																																																																																																																					
		市	<u>考</u>	宝篋印塔	S59. 3.30																																																																																																																																																																					
普明寺	波豆字向井山	市	建	笠塔婆	S46.11. 3																																																																																																																																																																					
売布神社 他	売布山手1-1	市	天	<u>自然林</u>	〃																																																																																																																																																																					
個人	中山荘園	県	考	四区袈裟襷文銅鐸2口	S53. 3.17																																																																																																																																																																					
八坂神社	平井2丁目346	市	建	八坂神社本殿	S51. 3.30																																																																																																																																																																					
素盞鳴神社	高司2丁目160	県	建	素盞鳴神社本殿付相殿2棟	S61. 3.25																																																																																																																																																																					
個人	大原野字上西	市	<u>考</u>	阿弥陀石龕	S59. 3.30																																																																																																																																																																					

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																																																																								
	(2) 国登録有形文化財一覧表	(2) 国登録有形文化財一覧表																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人聖心女子学院</td> <td>小林聖心女子学院本館</td> <td>塔の町125</td> <td>H11. 6. 7</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>山田家住宅 <u>主屋</u></td> <td>南口2-12-37</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>高添家住宅洋館・和館・土蔵・木土門</td> <td>雲雀丘山手1丁目</td> <td>H28. <u>11. 29</u></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>栗原家住宅 主屋</td> <td>雲雀丘1丁目</td> <td>H31. 3. 29</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>日下家住宅 主屋</td> <td><u>雲雀丘1丁目</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>〃 表門</td> <td><u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>〃 中門</td> <td><u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>〃 東門</td> <td><u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	所有者	名称	所在地	登録年月日	学校法人聖心女子学院	小林聖心女子学院本館	塔の町125	H11. 6. 7	宝塚市	山田家住宅 <u>主屋</u>	南口2-12-37	〃	個人	高添家住宅洋館・和館・土蔵・木土門	雲雀丘山手1丁目	H28. <u>11. 29</u>	個人	栗原家住宅 主屋	雲雀丘1丁目	H31. 3. 29	個人	日下家住宅 主屋	<u>雲雀丘1丁目</u>	〃	個人	〃 表門	<u>〃</u>	〃	個人	〃 中門	<u>〃</u>	〃	個人	〃 東門	<u>〃</u>	〃	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人聖心女子学院</td> <td>小林聖心女子学院本館</td> <td>塔の町125</td> <td>H11. 6. 7</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>山田家住宅</td> <td>南口2-12-37</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>高添家住宅洋館・和館・土蔵・木土門</td> <td>雲雀丘山手1丁目</td> <td>H28. <u>11. 28</u></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>栗原家住宅 主屋</td> <td>雲雀丘1丁目</td> <td>H31. 3. 29</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>日下家住宅 主屋</td> <td><u>切畑字長尾山</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>〃 表門</td> <td><u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>〃 中門</td> <td><u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>〃 東門</td> <td><u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	所有者	名称	所在地	登録年月日	学校法人聖心女子学院	小林聖心女子学院本館	塔の町125	H11. 6. 7	宝塚市	山田家住宅	南口2-12-37	〃	個人	高添家住宅洋館・和館・土蔵・木土門	雲雀丘山手1丁目	H28. <u>11. 28</u>	個人	栗原家住宅 主屋	雲雀丘1丁目	H31. 3. 29	個人	日下家住宅 主屋	<u>切畑字長尾山</u>	〃	個人	〃 表門	<u>〃</u>	〃	個人	〃 中門	<u>〃</u>	〃	個人	〃 東門	<u>〃</u>	〃
所有者	名称	所在地	登録年月日																																																																							
学校法人聖心女子学院	小林聖心女子学院本館	塔の町125	H11. 6. 7																																																																							
宝塚市	山田家住宅 <u>主屋</u>	南口2-12-37	〃																																																																							
個人	高添家住宅洋館・和館・土蔵・木土門	雲雀丘山手1丁目	H28. <u>11. 29</u>																																																																							
個人	栗原家住宅 主屋	雲雀丘1丁目	H31. 3. 29																																																																							
個人	日下家住宅 主屋	<u>雲雀丘1丁目</u>	〃																																																																							
個人	〃 表門	<u>〃</u>	〃																																																																							
個人	〃 中門	<u>〃</u>	〃																																																																							
個人	〃 東門	<u>〃</u>	〃																																																																							
所有者	名称	所在地	登録年月日																																																																							
学校法人聖心女子学院	小林聖心女子学院本館	塔の町125	H11. 6. 7																																																																							
宝塚市	山田家住宅	南口2-12-37	〃																																																																							
個人	高添家住宅洋館・和館・土蔵・木土門	雲雀丘山手1丁目	H28. <u>11. 28</u>																																																																							
個人	栗原家住宅 主屋	雲雀丘1丁目	H31. 3. 29																																																																							
個人	日下家住宅 主屋	<u>切畑字長尾山</u>	〃																																																																							
個人	〃 表門	<u>〃</u>	〃																																																																							
個人	〃 中門	<u>〃</u>	〃																																																																							
個人	〃 東門	<u>〃</u>	〃																																																																							
	(3) 略	(3) 略																																																																								
630	6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項 6-10-1~6-10-8 略	6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項 6-10-1~6-10-8 略																																																																								
663	6-10-9 災害復興住宅資金、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の内容 1 略 2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） (1) 略 (2) 制度の特色 ア 地震・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象 イ 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付 ウ 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付の受取りが可能 エ 兵庫県が条例に基づき実施する制度	6-10-9 災害復興住宅資金、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の内容 1 略 2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） (1) 略 (2) 制度の特色 ア 地震・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象 イ 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額支給 ウ 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付の受取りが可能 エ 兵庫県が条例に基づいて実施する住宅再建共済制度																																																																								
	(3) <u>共済給付</u>	(3) <u>内容</u>																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本体制度 【半壊以上を対象とする制度】</th> <th>付加制度 【準半壊を対象とする制度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊又は半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準半壊で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> </tr> <tr> <td>マンション共用部分再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準半壊で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○準半壊でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊を対象とする制度】	住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊又は半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	マンション共用部分再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○準半壊でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>すべての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む。)</th> <th>マンションの共用部分(1棟単位)</th> <th>住戸に存する家財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入者</td> <td>住宅の所有者</td> <td>マンションの管理者等</td> <td>住宅の所有者</td> </tr> <tr> <td>対象災害</td> <td colspan="3">暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害</td> </tr> <tr> <td>共済負担金</td> <td>1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))</td> <td>年額2,400円/戸×住戸数(月額200円/戸×月数×住戸数)</td> <td>1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))</td> </tr> <tr> <td>共済給付金</td> <td colspan="3">住宅再建共済と家財再建共済があります。(家財の場合は床上浸水を含む)</td> </tr> <tr> <td>再建等給付金</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全壊・大規模半壊・半壊</th> <th>準半壊</th> <th>全壊・大規模半壊・半壊</th> <th>準半壊</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>600万円(注)</td> <td>25万円</td> <td>300万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)</td> <td>12万5千円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数を上限)</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全壊で補修</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>200万円</td> <td>25万円</td> <td>100万円×加入時の住戸数</td> <td>12万5千円×加入時の住戸</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	すべての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む。)	マンションの共用部分(1棟単位)	住戸に存する家財	加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅の所有者	対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害			共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数(月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))	共済給付金	住宅再建共済と家財再建共済があります。(家財の場合は床上浸水を含む)			再建等給付金	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全壊・大規模半壊・半壊</th> <th>準半壊</th> <th>全壊・大規模半壊・半壊</th> <th>準半壊</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>600万円(注)</td> <td>25万円</td> <td>300万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)</td> <td>12万5千円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数を上限)</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table>		全壊・大規模半壊・半壊	準半壊	全壊・大規模半壊・半壊	準半壊			600万円(注)	25万円	300万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)	12万5千円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数を上限)	＝					補修	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全壊で補修</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>200万円</td> <td>25万円</td> <td>100万円×加入時の住戸数</td> <td>12万5千円×加入時の住戸</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>		全壊で補修						200万円	25万円	100万円×加入時の住戸数	12万5千円×加入時の住戸	50万円											
区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊を対象とする制度】																																																																								
住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊又は半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 																																																																								
マンション共用部分再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○準半壊でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 																																																																								
対象	すべての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む。)	マンションの共用部分(1棟単位)	住戸に存する家財																																																																							
加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅の所有者																																																																							
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害																																																																									
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数(月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))																																																																							
共済給付金	住宅再建共済と家財再建共済があります。(家財の場合は床上浸水を含む)																																																																									
再建等給付金	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全壊・大規模半壊・半壊</th> <th>準半壊</th> <th>全壊・大規模半壊・半壊</th> <th>準半壊</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>600万円(注)</td> <td>25万円</td> <td>300万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)</td> <td>12万5千円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数を上限)</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table>		全壊・大規模半壊・半壊	準半壊	全壊・大規模半壊・半壊	準半壊			600万円(注)	25万円	300万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)	12万5千円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数を上限)	＝																																																													
	全壊・大規模半壊・半壊	準半壊	全壊・大規模半壊・半壊	準半壊																																																																						
	600万円(注)	25万円	300万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)	12万5千円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数を上限)	＝																																																																					
補修	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全壊で補修</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>200万円</td> <td>25万円</td> <td>100万円×加入時の住戸数</td> <td>12万5千円×加入時の住戸</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>		全壊で補修						200万円	25万円	100万円×加入時の住戸数	12万5千円×加入時の住戸	50万円																																																													
	全壊で補修																																																																									
	200万円	25万円	100万円×加入時の住戸数	12万5千円×加入時の住戸	50万円																																																																					

頁	新 計 画 案 (変更後)	現 計 画 (変更前)																					
668 の後	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 174 427 472">家財再建共済制度</td> <td data-bbox="427 174 884 472"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊又は半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td> <td data-bbox="884 174 1451 472">=</td> </tr> </table>	家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊又は半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	=	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1555 174 1626 533" rowspan="3">給付金</td> <td data-bbox="1626 174 1911 247">大規模半壊で補修</td> <td data-bbox="1911 174 2071 247">100万円</td> <td data-bbox="2071 174 2288 247">50万円×加入時の住戸数</td> <td data-bbox="2288 174 2623 247">35万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 247 1911 321">半壊で補修</td> <td data-bbox="1911 247 2071 321">50万円</td> <td data-bbox="2071 247 2288 321">25万円×加入時の住戸数</td> <td data-bbox="2288 247 2623 321">25万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 321 1911 394">床上浸水の認定</td> <td data-bbox="1911 321 2071 394">=</td> <td data-bbox="2071 321 2288 394">=</td> <td data-bbox="2288 321 2623 394">15万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 394 1626 533">居住確保給付金</td> <td colspan="4" data-bbox="1626 394 2623 533"> 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害を受けたとき建築・購入・補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合 10万円 </td> </tr> </table>	給付金	大規模半壊で補修	100万円	50万円×加入時の住戸数	35万円	半壊で補修	50万円	25万円×加入時の住戸数	25万円	床上浸水の認定	=	=	15万円	居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害を受けたとき建築・購入・補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合 10万円			
	家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊又は半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	=																				
給付金	大規模半壊で補修	100万円	50万円×加入時の住戸数	35万円																			
	半壊で補修	50万円	25万円×加入時の住戸数	25万円																			
	床上浸水の認定	=	=	15万円																			
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害を受けたとき建築・購入・補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合 10万円																						
<p>(注) 1 住宅再建共済制度</p> <p>(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。</p> <p>(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。</p> <p>(ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。</p> <p>(イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。</p> <p>2 マンション共用部分再建共済制度</p> <p>県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。</p> <p>3 家財再建共済制度</p> <p>賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。</p> <p>(4) 請求方法</p> <p>加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に請求する。</p> <p>(5) 請求期間</p> <p>原則として、自然災害が発生した日から5年以内</p> <p>6-10-10~6-10-12 略</p> <p>【新協定の追加】</p> <p>6-10-13 災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書 (協定内容省略)</p> <p>【新協定の追加】</p> <p>6-10-14 災害時における連携協力に関する協定書 (兵庫県弁護士会) (協定内容省略)</p> <p>(以下全略)</p>	<p>※給付対象拡充(一部損壊)については平成26年8月1日より施行</p> <p>[注] 1 県外での建築・購入の場合、給付額は300万円となる。</p> <p>2 賃貸住宅等については、その所有者が加入できるが、以下の制約あり。</p> <p>(1) 再建等給付金は、兵庫県外での建築・購入は給付対象外</p> <p>(2) 居住確保給付金は、給付対象外</p> <p>給付申請時には、市が発行した「り災証明書」の写し、登記事項証明書等の写しが必要となる。</p> <p>6-10-10~6-10-12 略</p> <p>【新協定の追加】</p> <p>【新協定の追加】</p> <p>(以下全略)</p>																						

令和3年度（2021年度）末地域防災計画進行管理計画

令和4年4月作成

1 「進行管理計画」の策定目的

本市における災害予防施策の実施に当たっては、宝塚市地域防災計画本編第1部の「防災ビジョン」に基づき、同第2部の災害予防計画に位置づけた個別計画を、社会情勢や本市の財政状況等を踏まえながら段階的に実現していくことが必要である。

これらの個別計画項目に基づく施策・事業等の実施にあたっては、項目ごとに、本市総合計画の計画期間を「期間のめやす」として定めており、これを施策実施の指標として取り組んできたが、この進捗を評価・管理する仕組みが十分とはいえない状況にあった。

このため、平成26年度（2014年度）から導入した「宝塚市地域防災計画の進行管理計画」においては、市の総合計画の進捗管理（基本計画及び実施計画（第6次総合計画からは基本計画及び地域ごとのまちづくり計画）等と整合を図りながら、別途作成する進行管理表において毎年度、災害予防計画に規定する個別計画項目の実施状況の評価を行い、災害予防計画全体の進捗状況を把握することで、本市の都市防災力の現状を確認するとともに、計画における災害予防施策上の今後の課題を抽出することとした。あわせて、更なる都市防災力の向上を図るため、この現状や課題を踏まえながら、継続して実施する施策、強化する施策、新たに取り組む施策などを明確にし、次年度における都市防災力の強化に向けた目標指標を定めることとする。

なお、令和2年（2020年）3月に策定した「宝塚市地域強靱化計画」において、8項目の「事前に備えるべき目標」を達成するための具体的な取り組みとして、災害予防計画の160項目（再掲を除く場合は94項目）の個別計画を設定していることから、この目標の進捗状況についても関連して評価を行うことができることとなっている。

2 進行管理計画の作成手順

1) 進行管理計画表の作成

- ・ 庁内各部局及び外部関係機関において所管する個別計画の計画内容の更新及び進捗状況等を評価する。
- ・ これらをエクセルにより「進行管理計画表」として取りまとめる。
- ・ 評価指標は以下のとおりとする。

（令和3年度（2021年度）から第6次宝塚市総合計画がスタートしているため評価指標の年度区分が以下のように変化している。）

【H28（2016）～R2（2020）：第5次宝塚市総合計画後期計画期間】

A	第5次総合計画の後期計画に定める期間（H28～R2）に達成する計画
B	第5次総合計画後の概ね5年間（R3～R7）に達成する計画
C	達成がR8以降の見込みとなる計画

【R3（2021）計画以降：第6次宝塚市総合計画計画期間】

A	第6次総合計画の前期計画に定める期間（R3～R7）に達成する計画
B	第6次総合計画の後期計画に定める期間（R8～R12）に達成する計画
C	達成がR13以降の見込みとなる計画

◎：既に事務・事業・施策等が完了した計画、現在実施中で今後も継続する計画

※表中Hは平成年度、Rは令和年度を示す。

2) 「進行管理計画」の作成

(1) 「評価総括表」の作成

○1) の評価表の当該年度計画及び当該年度末見込みと次年度（新年度）の計画についての総括表作成

- ・各年度の評価指標の状況が比較できるように総括表を作成し、考察を行う。

(2) 令和3年度（2021年度）末における災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

○令和3年度（2021年度）地域防災計画の災害予防計画における主要な個別計画の令和3年度（2021年度）末の進捗状況等を評価

- ・令和2年度（2020年度）末に作成した進行管理計画において、1年後の令和3年度（2021年度）計画（R3計画）の進捗状況を踏まえながら、令和3年度（2021年度）末の各項目の進捗状況について、個別具体の施策・事業等の実施状況に基づき進捗を評価する。

(3) 令和4年度（2022年度）の目標及び期待する効果を設定

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

- ・令和4年度（2022年度）計画（R4計画）において◎（継続中）、Aに位置づける主要な個別計画施について、実施を予定する施策・事業等の目標を設定する。

○災害予防計画全体を推進するために期待する効果の設定

- ・同じく、R4計画における主要な個別計画の進捗により災害予防計画全体の推進に期待する効果を示す。

(4) その他

○これらの評価、目標設定については、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。

3 令和3年度（2022年度）未進行管理計画

1) 進行管理計画表の作成

○末尾の「資料—1：令和3年度（2021年度）未 進行管理計画表（抜粋例）」参照

2) 令和3年度（2021年度）未進行管理計画の作成

(1) 「令和3年度（2021年度）未評価総括表」の作成

○上記1)の「進行管理計画表」の各年度の評価・見込み及び計画は以下のとおりとなった。

	H25 未評価 (H26 当初)	H26 未評価	H27 未評価	H28 未評価	H29 未評価	H30 未評価	R1 未評価	R2 未評価	R3未 見込み	R4 計画
◎	169	193	197	221	226	281	287	291	298	298
A	40	32	32	47	42	38	36	39	38	38
B	53	48	48	19	19	19	18	7	8	8
C	31	30	30	24	24	25	21	23	19	19
評価 なし	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—
項目 削除	—	—	—	—	—	6	2	2		
合計	293	303	307	311	311	363	362	362	363	363
うち 新	—	10	4	—	—	52	1	2	1	1

【R3未見込み及びR4計画評価についての考察】

①個別計画数

- ・令和3年度（2021年度）未見込み個別計画数については、下記の通り前年度から1項目が追加となっており、全計画項目数363項目となっている。
- ・また、令和4年度（2022年度）計画においても同じ項目数で同じ評価となっている。

（増加した項目）

ア) 災害対応業務マニュアルの活用

- ・なお、平成30年度（2018年度）未見込み個別計画数が大きく増加しているのは、前述したように、旧計画の第5編（大規模事故災害対策計画）の災害予防計画の個別計画項目を含めた結果、全体で52項目増加となった。

（実際は、既に事業が完了する等で従前計画6項目を削除し、旧5編の個別計画

58項目を追加した差し引き数となっている。)

②R3 末見込み及びR4 計画における個別計画の進捗度（R2 末評価との相違から）

ア)「◎」評価

- ・「◎」評価は7項目増加し298項目で全体363項目の約82%となっている。
- ・「市民・事業所・民間団体等との協力体制づくり」において関係事業者との災害時支援協定の締結等により「路線バス・タクシー事業者等公共交通輸送業者との連携強化」及び「宅配業者・新聞販売所・牛乳販売所等との連携強化」の2項目を「A→◎」に、また昨年度はじめて、「評価なし」とした2項目（緑地保全、土砂災害対策関連）について調整の結果一昨年度の評価「◎」に戻すこととなった。このほか「大規模地震発生時における応急教育対策用カリキュラムの作成」が「B→◎」に、「空地の集積・平坦化の推進」及び「病院等の災害時飲料用貯水槽兼用受水槽の整備」の2項目が「C→◎」、新規追加項目の「災害対応業務マニュアルの活用」が「◎」評価となっている。
- ・一方で、「市役所周辺地区の整備」について一部事業の延伸等により「◎→A」とした。

イ)「A」評価

- ・「A」評価は1項目減の38項目で全体の約11%となっている。
- ・上記ア)において「A→◎」が2項目、「◎→A」が1項目となっていることから、この差異の結果である。

ウ)「B」評価

- ・「B」評価は1項目増加し8項目で約2%となっている。
- ・ア)に記載した「B→◎」で1項目減、事業等の進捗見込みの見直し等で、「本部代替設置施設の整備」及び「商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備」が「C→B」となりこの差異の結果である。

エ)「C」評価

- ・「C」評価は4項目の減の19項目で約5%となっている。
- ・ア)において記載したように「C→◎」が2項目、エ)において記載したように「C→B」が2項目となっている結果である。

(2) 令和3年度（2021年度）末の災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

1) 当該年度の災害予防計画における主要な個別計画の進捗状況等を評価

- ・災害予防計画全体については、施策・事業の大きな転換はないものの、「◎」及び「A」評価の合計が約92.5%となっており、その中でも主要な施策については以下のように、前年度に引き続き概ね着実に進捗していると評価できる。

【都市防災力の向上に向けた主要な施策】

①市における防災体制の整備充実

- 市の災害対策拠点機能の強化を図るため、現市庁舎に隣接した新たな防災拠点施設の建設に取り組んでおり、新庁舎については令和4年（2022年）12月の竣工を目指して整備が進捗している。
 - 地域防災計画・水防計画・危機管理指針等に基づく防災施策の確実な実施に向けて、各種の防災・危機管理マニュアル・指針の作成、防災訓練や防災セミナーの開催等による危機管理体制の構築、各部署における災害発生時の迅速な体制構築の取り組みなどにより防災体制の整備充実を図っている。
 - 新型コロナウイルス感染症蔓延下における自然災害の発生に備えた、市民等への関連情報の提供、避難対策の拡充、市職員の研修・訓練実施等を図っている。
- （ただし、コロナ禍において、関係機関等が集合する形式での市の総合防災訓練や、例年実施している阪神7市1町合同防災訓練については中止を余儀なくされている。）
- 伊丹市・西宮市と本市境界地域における住民の避難の安全確保をめざし、「災害時における避難者の相互受け入れに関する覚書」を締結し、近隣自治体との連携強化を図っている。

②情報の収集・伝達体制の強化

- すみれ防災スピーカーの全市の整備が完了し、全市一斉又は地域の特性に応じた個別の情報発信が可能となった。
- すみれ防災スピーカーの活用に加え、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、あんしん防災システム、安心メール及び緊急速報メール、防災ラジオ、フェニックス防災システムさらにはFacebook、twitter等のSNSの活用により防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達に努めている。
- 防災マップについては、計画規模降雨に基づく洪水浸水想定区域に加えて、想定最大規模降雨に基づく同区域を掲載し、紙面を拡大して「マイ避難カード」の作成を推奨するなど防災情報を刷新することで、洪水・土砂災害・風水害に平常時から備える取組を市民等に啓発するとともに、市のHPにWeb版のマップを掲載するなどにより、情報提供の強化に努めている。
- 災害対応の効率化を目的として、令和2年度（2020年度）に防災情報システムを導入した。このシステムは、災害情報システムと被災者生活再建支援システムとの2つから構成しており、災害情報システムは市民からの通報への対応状況の管理や避難所管理、物資管理などを支援するシステムで、被災者生活再建支援システムは家屋被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援金の支給などを支援するシステムとなっており、令和3年度（2021年度）はこの円滑な活用に向けた研修を実施した。
- 令和3年度（2021年度）の総合防災訓練は、先に記したように、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、参加者が密になる例年の実地訓練に代

えて、令和4年（2022年）1月に「1.17 たからづかシェイクアウト一斉訓練」を、また、令和4年（2022年）3月に「職員参集訓練と協定市応援要請訓練」に絞って実施した。

③災害時における各機関、広域、民間事業者等との連携強化

- 災害対策関連機関や広域の自治体、生活物資の供給・運搬等にかかる民間事業者、各福祉事業者など災害時における受援・支援体制構築のために多様な協定の締結等を進めている。
- 令和3年度（2021年度）は、行政境における避難者の相互支援に係る西宮市との覚書締結のほか、包括連携協定を総合警備保障株式会社ほか2者と、災害時のボランティア支援に関する協定を宝塚ライオンズクラブほか1者と、物資輸送等の支援協力に関する協定をヤマト運輸株式会社と、災害時における被災者への法的支援に関する協定を兵庫県弁護士会と締結するなどにより、各関係機関における防災・減災対策全般への支援・協力の強化・拡大に努めている。

④公共施設の整備、耐震化の推進

- 広域大規模災害の際の重要な輸送路となる新名神高速道路が開通し、中国自動車道とともに市域内で2ルートの国土軸が完成し、広域との連携機能が向上したことをはじめ、市内の幹線道路網の整備を推進するとともに、水道、ガス電気、電話等のライフラインの安全性の向上を促進している。
- 市内全小中学校、幼稚園、特別支援学校の耐震化が完了し、その他の公共施設についても、一部施設の耐震化事業実施により令和3年度（2021年度）末では全公共施設の95.7%が耐震性を有する施設となり、引き続き耐震性向上に向け事業の継続に努める。

⑤住民の安全な避難の実施

- 各指定避難所の運営については、一部地域において地域住民と学校が連携して「避難所運営マニュアル」の作成を行っており、一部地域ではマニュアルに基づき小学校区における地域ごとの避難訓練の実施に努めている。今後、他の避難所においてもそれぞれの特性を踏まえたマニュアルの作成について地域と学校が協力して取り組んで行くよう啓発して行く。
- 指定避難所における設備や備品等の充実、避難所開設体制の強化、災害時の生活物資確保のための民間事業者との物資供給協定の締結など安全な避難を確保する取組に努めている。
- 市立小・中学校の耐震化等の改修時にバリアフリー化やトイレ改修などへも配慮した整備を目指している。
- また、新型コロナウイルス感染症蔓延下における避難者の安全避難を確保す

るための資機材の充実、避難所配備職員の研修・訓練を実施している。

- ・平成 27 年度（2015 年度）に、地域の協力を得て、自治会館等の住民に身近な共同施設を「届出避難所」に認定して物資等の支援を行う制度を創設しており、令和 3 年度（2021 年度）末では 27 施設を登録した。

⑥要配慮者、避難行動要支援者対策の実施

- ・災害時要援護支援マニュアル等の作成、要配慮者名簿の作成及び一部地域への提供を行った。
- ・福祉法人等の経営する福祉施設を災害時に「福祉避難所」として活用するための協定の締結を進めており、令和 3 年度（2021 年度）末で 24 施設を指定している。

【地域防災力の向上に向けた主要な施策】

- ・令和 3 年度（2021 年度）は令和 2 年度（2020 年度）に引き続き新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域における諸活動も大幅に低下しており、住民の交流そのものが制約される中で地域の防災力向上に向けた具体的な取り組みについても制約せざるを得ない状況となっている。
- ・このような中で、地域の防災力の維持・向上にむけて、前年度に引き続き以下の活動を実施している。

①大規模災害に対応できる消防協力体制の確立

- ・地域における消防体制を強化するため、大規模災害発生時に消防本部及び消防団の活動を支援する「宝塚市消防サポート隊」とともに災害発生時に企業として協力いただける「宝塚市消防サポート隊協力事業所」を平成 28 年度から推進（現在 39 事業所が登録）しており、災害発生時には各事業所から可能な範囲で様々な協力を得ることで、消防本部、消防団、自主防災組織、女性防火クラブに加え、強固な連携協力体制を構築している。
- ・「宝塚市消防サポート隊」については、隊員研修や宝塚市メールマガジンシステムを用いた災害時招集伝達訓練を実施したほか、1.17 たからづかシェイクアウト訓練へ参加するなどにより、消防本部との連携強化を図った。
- ・「消防サポート隊協力事業所」についても、災害時招集伝達訓練を実施し、登録事業所の防災意識向上と消防本部との協力体制強化を図った。

②自主防災組織等の結成の促進

- ・自主防災組織の未結成地域に対して、引き続き結成について働きかけを行うとともに、既存の組織については、自主防災組織リーダー研修会等の開催により、組織内のリーダー育成を主眼に、防災知識や技能が習得できるよう図った。

- ・既存の自主防災組織等の活性化と地域防災力のさらなる向上を図るため、防災訓練や防災行事等の活動を行う自主防災組織に対して必要な資材・物品を提供・助成した。
- ・地域と、そこに存する福祉施設が災害発生時にお互いに連携して協力しあう「相互応援協定」の締結を推進した結果、これまでに21の施設と28の地域（自主防災組織等）で協定が結ばれたことで、互助・共助を中心とした、地域の安全の向上を図った。

③防災知識の醸成、防災リーダーの育成

- ・防災学習会等により防災意識を醸成するとともに、ひょうご防災リーダー講座等を活用して地域の防災リーダーの育成を図っている。
- ・令和3年度（2021年度）は受講者が18名であり、過去からの延べ人数が204名となるなど、地域における防災意識の高まりが見られる状況にある。
- ・また、受講を終えた防災リーダーの活用を図るため、防災学習等を実施する地域の要請に応じて、同リーダーを「宝塚市防災アドバイザー」として派遣している。

④「地区防災計画」の作成促進

- ・自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員等に対し、地区防災計画制度の周知を図るなか、以前から福祉関係者のほか行政、消防、警察などの関係機関も参加し大規模な防災訓練の取組をしていた一つの地域が、内閣府の地区防災計画モデル地区に選定され、地区防災計画の地元案を作成し、平成28年度宝塚市地域防災計画に計画提案がなされたことを受け、はじめての「地区防災計画」が規定された。
- ・令和3年度（2021年度）は、新規1地区（すみれが丘地区）、改定1地区（中山台地区）において「地区防災計画」の地元案が作成され、地域防災計画に定めることを求める地元提案がなされた。
- ・他の地区においても計画策定の機運が生まれているなどから、計画策定を支援する制度の活用などにより、この促進に努めた。

⑤要配慮者、避難行動要支援者の支援の実施

- ・要配慮者・避難行動要支援者の災害時における支援実施のため、宝塚市災害時要援護者避難行動支援マニュアルに則り、対象者の名簿を作成し、民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織などの地域組織などへ、災害時の避難支援の取り組みを啓発しており、一部地域においては、平常時に防災訓練など実施している。
- ・介護保険システムにおいて要介護認定者情報を、また、障害福祉情報支援システムにおいても障害者手帳所持者等の情報を保有し、災害時には随時活用

している。

- なお、消防本部では、自主防災組織の協力による「避難行動要支援者」に関する情報収集、安全確保や避難支援に関する取り組みをサポートしている。

⑥地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進

- 毎年、各小学校区単位で（一部は複数の小学校区合同で）地域住民の主体的な防災訓練が実施され、市においてもこの活動を支援している。

⑦学校、保育所等における防災意識の醸成

- 市内公立特別支援学校で、防災教育を年間指導計画に位置づけるとともに、全ての学校で地震を想定した避難訓練の実施や阪神・淡路大震災の追悼行事等を通じて防災意識の醸成を図っている。
- 各保育所、各児童館・子ども館、子ども発達支援センター、地域児童育成会では、年間計画をたて消防署と連携を図るなどにより、火災・地震からの防災訓練を実施している。

⑧洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における避難確保計画策定等の促進

- 平成 29 年 6 月に改正された水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき標記内の区域の要配慮者施設において災害の発生に備えて入居者が安全に避難するための「避難確保計画」の作成及び計画に基づく「訓練実施」が義務付けられるとともに、市町村がこの支援を行うこととされていることを受け、対象施設を抽出し、計画の策定等を促進している。

2】未実施及び未達成の施策や新たに取り組むべき施策などの課題抽出

- 災害予防計画の 363 個別項目のうち約 7%にあたる 27 項目が「B」または「C」評価となっている。これらについては進行管理計画制度を導入した平成 26 年度（2014 年度）から評価に進捗が見られないものが多く、今後も同様の評価が続くことが危惧されることから、これら個別計画の問題点を抽出するとともに、計画の必要性や内容そのもの見直しなども含め検討していくことが今後の課題と思われる。

- 以下、このような問題を抱える主な個別計画を列記する。

①公共施設の防災機能の整備充実に関する個別計画

- 大規模災害発生時又は地域での局地的な災害発生時の地域の防災拠点となるよう「地域ステーション整備事業」及び「地区防災拠点整備事業」を位置づけているが、各施設に整備する施設及び設備についての具体的な計画はなく、また、これら機能を発揮するための人員の計画的な配備についても、現状では困難な状況にある。

- 本部代替設置施設（消防本部（第一位）、教育総合センター（第二位）、スポーツセンター（第三位））における、現状での代替機能が不十分との各施設管理者の認識であり、現在進めている本庁舎における防災機能の拡充に加えて、これらの代替施設の機能整備の在り方を明確にしていくことが必要である。
- 上下水道施設の耐震化、上水道のバックアップ施設の整備、都市ガス施設の耐震化などについては相当の時間・経費を要する。

②まちの「防災ブロック化」の推進に係る個別計画

- 「たからづか都市計画マスタープラン」において、河川や幹線道路沿道建築物の不燃化を促進することで、防災帯を構築し、まちの「防災ブロック化」を推進することを個別計画に規定しているが、現実的には個人の財産権を制限することに繋がることから、政策的に施策を実施することは非常に困難な状況にある。（類似計画複数あり）

③民間施設の耐震化等の促進に係る個別計画

- 公共施設の耐震化を進めると同時に、民間の建築物の耐震化を促進するため、耐震判定制度などの啓発に努めているが、活用が遅滞している状況にある。

④要配慮者、避難行動要支援者の支援の実施に係る個別計画

- 一定地域においては、積極的な地元姿勢がみられ、支援組織数が増加傾向にあるものの、その他の地域では、防災学習には積極的であっても、要配慮者の取組まで拡大することに躊躇される事案が見られるため、この取組の浸透には相当の時間と努力が必要と考えられる。

⑤指定避難所等の機能の整備・拡充に係る個別計画

- 指定避難所に位置づけている小・中学校全てに空き教室を避難施設として有効利用するなどの「住」環境整備はできていない。
- 今後、避難所ごとの運営マニュアルの策定が必要であり、このマニュアルの策定にあわせてこれらの機能の整備についても検討して行く必要がある。（8小中学校で地域によるマニュアル作成済み）
- この整備・拡充の際には、現在および将来の新型コロナウイルス感染症からの安全避難を視野に入れた取り組みも考慮する必要がある。
- 総合福祉センター及びその他の福祉避難所における避難者の「住」環境の整備については、それぞれの施設の平常時の運営状況や施設の構造等の特性等からこの対応についての困難性がある。
- 安全避難を確保するための避難所等の周辺整備や避難路周辺の不燃化・緑化の促進については、経費の問題はもちろん市民や事業者等の理解と協力が不可欠であり、実現には相当の時間を要するものと思われる。

(3) 新年度（令和4年度（2022年度））の目標及び期待する効果を設定

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

- ・災害予防計画全体については、令和3年度（2021年度）に引き続き、以下の施策を着実に進捗していくこととする。

【都市防災力の向上に向けた主要な施策】

- ①防災拠点の早期整備と市における防災体制の充実・強化
- ②すみれ防災スピーカーや防災システムの着実な運用と情報の収集・伝達手段の多様化
- ③災害時における各機関、広域、民間事業者等との連携強化
- ④公共施設の整備、耐震化の推進
- ⑤住民の安全な避難の実施
- ⑥要配慮者、避難行動要支援者対策の実施
- ⑦災害時の受援・支援体制の強化
- ⑧宝塚市地域強靱化計画の推進

【地域防災力の向上に向けた主要な施策】

- ①自主防災組織等の地域防災組織結成促進
- ②防災知識の醸成、防災リーダーの育成
- ③「地区防災計画」の作成促進
- ④要配慮者、避難行動要支援者の支援体制の充実促進
- ⑤地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進
- ⑥避難所運営マニュアル作成、自主的な同運営訓練の促進
 - ・まちづくり協議会等の地元組織による各指定避難所の「避難所運営マニュアル」の作成を促進するとともに「自助」、「共助」による地域住民の主体的な避難所運営訓練を強化・促進する。
- ⑦浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設における避難確保計画等の作成の促進

【災害予防計画の推進等により期待する効果】

○令和4年度（2022年度）計画における「都市防災力向上」のための個別計画及び「地域防災力向上」のための個別計画に基づく所施策・事業等の推進又は促進により、期待する主な効果として次の6点を挙げる。

- ①防災拠点施設の整備、公共施設等の耐震性の向上、道路ネットワーク・ライフラインの機能の強化による都市防災力の向上

- ②多様な ICT の活用による迅速で確実な情報の収集・伝達機能の充実
- ③関係機関、各自治体、多様な民間機関等との連携による引き出しの多い防災機能の拡充
- ④市民等との連携による「自助」「共助」「公助」の役割の相互認識と協働体制の構築
- ⑤全ての関係者が平常時から備えができる防災意識の醸成、マニュアル等の整備、自主的な防災訓練の実施・促進
- ⑥宝塚市地域強靱化計画に基づく「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」の創造

○これらの評価、目標設定については、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。

資料一1：令和3年度（2021年度）末 進行管理計画表（抜粋例）

令和3年度宝塚市地域防災計画 本編 第2部災害予防計画 ※昨年度の進行管理計画照会后に防災会議により変更のあった箇所については赤字で表記			前計画にお ける最終 評価		H30末～R2末見込み評価及びR3計画評価（前年度評価依頼分）・R3末見込み及びR4計画（今回計画評価依頼分）							
各対策項目（章・節）	個別計画 ■は従前計画第5編（大規模事故災害対策計画）の項目	主担当	H30当初 計画	H30末 見込	R1末 見込	R2末 見込	①R3末 見込み		③評価及び見込み概要（評価・見込みについての説明、課題等） ※記載内容は昨年度照会時の回答の取りまとめ結果	②R4 計画		④実施計画、予算等への反 映要否
							◎	○		◎	○	
(4) 山地災害・土石流等防止対策の 推進	ア 山地災害危険地区の安全化 □森林整備事業に基づき治山工事を計画的に推進 □山地災害危険地区の周知及び警戒避難体制の確立等の 災害軽減防止策の実施	都市安全部 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(都市安全部 北部整備課) ・関係機関と連携し、災害の軽減防止に努めていく。	◎	◎	—
	イ 土石流危険渓流の安全化 □砂防ダム及び流路工等の砂防関係工事の推進 □危険区域内居住者宅への警戒又は避難を行うべき基準兩 量の設定、避難所等の周知、警戒事項の徹底等安全確保の ための啓発活動	都市安全部 県	C	C	◎	◎	◎	◎	(都市安全部 公園河川課) ・県治山部局との合同/パトロールの実施および事業要望を行っている。 ●今年度の地域防災計画見直し時、法的要請もないことから記載の内容は実施して いないとの理由で削除の回答をしましたが、記載内容は当該の所掌範囲でないため 項目を存続するのであれば担当部局の進捗について記載すべきと考えます。	◎	◎	— 公園河川課から今回の照会 で計画項目の青字箇所の削 除意見
(5) 土砂災害対策の充実	ア 土砂災害警戒区域等の指定促進と市民への周知 □県との連携による土砂災害警戒区域等の指定が必要な箇 所への指定促進及び該当箇所周辺住民等への指定の趣旨、 必要性、効果等の周知 □土砂災害警戒区域に対する危険度調査の実施及び水害 危険予想箇所（山崖崩れ）の指定	都市安全部 県	A	A	A	A	A	A	(都市安全部 公園河川課) ・兵庫県が土砂災害特別警戒区域の指定をH29R30年度から順次行っており、R元年 度で市内全域の指定が完了した。 ・指定に伴う水害危険予想箇所の追加・修正を行った。 ●指定案の閲覧等の告示行為はH29年度に実施されていますが、指定はH30年であ るため修正します。	A	A	—
			—	—	—	—	◎	(都市安全部 総合防災課) ・防災マップ（WEB版含む）の更新を行った。 ・出前講座等で土砂災害についての講座を実施した。	◎			
	イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の実施 □土砂災害警戒区域ごとの情報収集伝達方法、避難所等の 設定等の警戒避難体制の整備及び市民への周知	都市安全部	◎	◎	◎	—	◎	◎	(都市安全部 公園河川課) ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の水害危険予想箇所については、地域 防災計画に定められた巡視警戒に関する基本方針に基づき巡視警戒を行っている。 ※昨年の進行管理計画時には「総合防災課の事務と考える（公園河川課）」との回答 があったが、協議の結果総合防災課においても意見を付すこととして、計画項目を存 続することとなったことから、R1年度の回答を記載している。	◎	◎	—
			—	—	—	—	◎	(都市安全部 総合防災課) ・防災マップ（WEB版含む）の更新を行った。 ・出前講座等で土砂災害についての講座を実施した。	◎			
	ウ 土砂災害関連情報等の収集・伝達 □県や気象台等から提供される土砂災害に関連する気象情 報・各種警報等の的確な把握 □避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備・更新 □防災ラジオ、安心メール、SNS及び防災行政無線等を活用 した、必要な地域への情報伝達体制の整備	都市安全部	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(都市安全部 総合防災課) ・気象台及び兵庫県の提供する各種情報を活用した土砂災害対策（体制整備、避難 勧告等の発令、市民等への情報提供など）を講じるため、平成27年度には関係計画 及びマニュアルの更新を行った。	◎	◎	—
(6) 警戒・安全避難意識の醸成	ア 地区防災計画・地域版防災マップの活用 □個別の土砂災害警戒区域等の対象住民への地区防災計 画及び地域版防災マップの作成・活用の促進	都市安全部	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(都市安全部 総合防災課) ・平成25年度に策定した「地域版防災マップ作成補助金制度要綱」及び平成26年度 に策定した「地区防災計画作成マニュアル」により地区防災計画や地域版防災マップ の作成を促進している。この中で、土砂災害への備えや安全な避難対策についても、 地域特性を踏まえた取組を行うこととしている。	◎	◎	—
	イ 防災学習会や防災訓練等の実施 □土砂災害への警戒、土砂災害警戒区域等指定状況、安全 な避難方法等に関する防災学習会や防災訓練の定期的な実 施	都市安全部	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(都市安全部 総合防災課) ・地域の自主的な取り組みを支援し、地区防災計画の策定を促進するため、出前講 座や防災学習会を開催しており、毎年、地域ごとに防災訓練も実施している。	◎	◎	—

宝塚市水防計画変更前後対照表 (案)

令和4年度(2022年度)

宝塚市

資料4

変更前後対照表 ※関係機関・団体等の代表者、連絡先、電話番号等の変更、資機材備蓄量・過年度降雨量等のデータについては省略

頁	現 計 画 (変更後)	新 計 画 (変更前)																																																						
2	<p>宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略)</p> <p>別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の長等各級責任者となる職員のみやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">同 警 戒 本 部 員</td> <td rowspan="14">略</td> <td>□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td> <td rowspan="14">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td>□企画政策課長</td> </tr> <tr> <td>□市民相談課長</td> </tr> <tr> <td>□総務課長</td> </tr> <tr> <td>□建設室課長(公共交通担当)</td> </tr> <tr> <td>□高齢福祉課長</td> </tr> <tr> <td>□子ども政策課長</td> </tr> <tr> <td>□環境政策課長</td> </tr> <tr> <td>□商工勤労課長</td> </tr> <tr> <td>□教育委員会教育企画課長</td> </tr> <tr> <td>□教育委員会学校教育課長</td> </tr> <tr> <td>□市立病院経営統括部課長</td> </tr> <tr> <td>□上下水道局経営管理部長</td> </tr> <tr> <td>□上下水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td>□上下水道局工務課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	略	略	第1警戒体制	警戒副本部長	警戒副本部長補佐	同 警 戒 本 部 員	略	□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制	□企画政策課長	□市民相談課長	□総務課長	□建設室課長(公共交通担当)	□高齢福祉課長	□子ども政策課長	□環境政策課長	□商工勤労課長	□教育委員会教育企画課長	□教育委員会学校教育課長	□市立病院経営統括部課長	□上下水道局経営管理部長	□上下水道局総務課長	□上下水道局工務課長	<p>宝塚市災害警戒本部設置要綱 (本文略)</p> <p>別表 災害警戒本部の要員 災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の長等各級責任者となる職員のみやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時職名</th> <th>事務分掌</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部長</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">略</td> <td rowspan="3">第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長補佐</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">同 警 戒 本 部 員</td> <td rowspan="14">略</td> <td>□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)</td> <td rowspan="14">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td>□政策推進課長</td> </tr> <tr> <td>□市民相談課長</td> </tr> <tr> <td>□総務課長</td> </tr> <tr> <td>□地域福祉課長</td> </tr> <tr> <td>□子ども政策課長</td> </tr> <tr> <td>□環境政策課長</td> </tr> <tr> <td>□商工勤労課長</td> </tr> <tr> <td>□教育委員会教育企画課長</td> </tr> <tr> <td>□市立病院経営統括部課長</td> </tr> <tr> <td>□上下水道局経営管理部長</td> </tr> <tr> <td>□上下水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td>□上下水道局工務課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時職名	事務分掌	体制	警戒本部長	略	略	第1警戒体制	警戒副本部長	警戒副本部長補佐	同 警 戒 本 部 員	略	□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制	□政策推進課長	□市民相談課長	□総務課長	□地域福祉課長	□子ども政策課長	□環境政策課長	□商工勤労課長	□教育委員会教育企画課長	□市立病院経営統括部課長	□上下水道局経営管理部長	□上下水道局総務課長	□上下水道局工務課長
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																																					
警戒本部長	略	略	第1警戒体制																																																					
警戒副本部長																																																								
警戒副本部長補佐																																																								
同 警 戒 本 部 員	略	□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制																																																					
		□企画政策課長																																																						
		□市民相談課長																																																						
		□総務課長																																																						
		□建設室課長(公共交通担当)																																																						
		□高齢福祉課長																																																						
		□子ども政策課長																																																						
		□環境政策課長																																																						
		□商工勤労課長																																																						
		□教育委員会教育企画課長																																																						
		□教育委員会学校教育課長																																																						
		□市立病院経営統括部課長																																																						
		□上下水道局経営管理部長																																																						
		□上下水道局総務課長																																																						
□上下水道局工務課長																																																								
区分	平常時職名	事務分掌	体制																																																					
警戒本部長	略	略	第1警戒体制																																																					
警戒副本部長																																																								
警戒副本部長補佐																																																								
同 警 戒 本 部 員	略	□宝塚市災害警戒本部設置要綱による (職場待機・巡視等による警戒を行う体制)	第2警戒体制																																																					
		□政策推進課長																																																						
		□市民相談課長																																																						
		□総務課長																																																						
		□地域福祉課長																																																						
		□子ども政策課長																																																						
		□環境政策課長																																																						
		□商工勤労課長																																																						
		□教育委員会教育企画課長																																																						
		□市立病院経営統括部課長																																																						
		□上下水道局経営管理部長																																																						
		□上下水道局総務課長																																																						
		□上下水道局工務課長																																																						
		7		<p>第4章 防災指令及び水防警報 1～3 略</p> <p>4 兵庫県水防本部長が発令する水防指令及び兵庫県(阪神北県民局長)が発表する水防警報、氾濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の通知 対象河川:一級河川:淀川水系猪名川(国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域以外の河川) 二級河川:武庫川水系武庫川</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県民局長発表の水防警報の基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防警報河川</th> <th rowspan="2">猪 名 川</th> <th colspan="2">武 庫 川</th> </tr> <tr> <th>武田尾温泉から 生瀬橋上流まで</th> <th>生瀬橋下流から 所管区域(*)まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準水位局</td> <td>多田院</td> <td>武田尾</td> <td>生瀬</td> </tr> <tr> <td>1号(待機)</td> <td>4.2m</td> <td>3.1m</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>2号(準備)</td> <td>4.7m</td> <td>4.0m</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>3号(出動)</td> <td>5.2m</td> <td>4.9m</td> <td>3.2m</td> </tr> <tr> <td>4号(解除)</td> <td>4.2m</td> <td>3.1m</td> <td>1.8m</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報河川	猪 名 川	武 庫 川		武田尾温泉から 生瀬橋上流まで	生瀬橋下流から 所管区域(*)まで	基準水位局	多田院	武田尾	生瀬	1号(待機)	4.2m	3.1m	1.8m	2号(準備)	4.7m	4.0m	2.5m	3号(出動)	5.2m	4.9m	3.2m	4号(解除)	4.2m	3.1m	1.8m	<p>第4章 防災指令及び水防警報 1～3 略</p> <p>4 兵庫県水防本部長が発令する水防指令及び兵庫県(阪神北県民局長)が発表する水防警報、氾濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の通知 対象河川:一級河川:淀川水系猪名川(国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域以外の河川) 二級河川:武庫川水系武庫川</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県民局長発表の水防警報の基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防警報河川</th> <th rowspan="2">猪 名 川</th> <th colspan="2">武 庫 川</th> </tr> <tr> <th>武田尾温泉から 生瀬橋上流まで</th> <th>生瀬橋下流から 所管区域(*)まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準水位局</td> <td>多田院</td> <td>武田尾</td> <td>生瀬</td> </tr> <tr> <td>1号(待機)</td> <td>4.2m</td> <td>3.1m</td> <td>1.8m</td> </tr> <tr> <td>2号(準備)</td> <td>4.7m</td> <td>4.0m</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>3号(出動)</td> <td>5.2m</td> <td>4.9m</td> <td>3.2m</td> </tr> <tr> <td>4号(解除)</td> <td>4.7m</td> <td>4.0m</td> <td>2.5m</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報河川	猪 名 川	武 庫 川		武田尾温泉から 生瀬橋上流まで	生瀬橋下流から 所管区域(*)まで	基準水位局	多田院	武田尾	生瀬	1号(待機)	4.2m	3.1m	1.8m	2号(準備)	4.7m	4.0m	2.5m	3号(出動)	5.2m	4.9m	3.2m	4号(解除)	4.7m	4.0m
水防警報河川	猪 名 川	武 庫 川																																																						
		武田尾温泉から 生瀬橋上流まで	生瀬橋下流から 所管区域(*)まで																																																					
基準水位局	多田院	武田尾	生瀬																																																					
1号(待機)	4.2m	3.1m	1.8m																																																					
2号(準備)	4.7m	4.0m	2.5m																																																					
3号(出動)	5.2m	4.9m	3.2m																																																					
4号(解除)	4.2m	3.1m	1.8m																																																					
水防警報河川	猪 名 川	武 庫 川																																																						
		武田尾温泉から 生瀬橋上流まで	生瀬橋下流から 所管区域(*)まで																																																					
基準水位局	多田院	武田尾	生瀬																																																					
1号(待機)	4.2m	3.1m	1.8m																																																					
2号(準備)	4.7m	4.0m	2.5m																																																					
3号(出動)	5.2m	4.9m	3.2m																																																					
4号(解除)	4.7m	4.0m	2.5m																																																					

頁	現 計 画 (変更後)											新 計 画 (変更前)											
	番号	溜池名	管理団体名	所在地	満水面積 (ha)	貯水量 (m³)	堤長 (m)	堤高 (m)	危険区域及び被害予想		危険度	番号	溜池名	管理団体名	所在地	満水				危険区域及び被害予想		危険度	
13	第6章 水防区域等 1 水害危険予想箇所 (1)、(2) 略											第6章 水防区域等 1 水害危険予想箇所 (1)、(2) 略											
15	(3) 特に警戒を要するため池 規模・構造・環境等からみて、漏水・決壊等のおそれがある溜池。											(3) 特に警戒を要するため池 規模・構造・環境等からみて、漏水・決壊等のおそれがある溜池。											
	1	下の池	川面財産区	御殿山2丁目528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸	B	1	下の池	川面財産区	御殿山2丁目528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸	B	
	2	下池	上佐曾利自治会	香合新田字柳ヶ谷9	不明	3,000	40	3.6	漏水	耕地約4.3ha 家屋2戸	B	2	丁ノ裏池(上)	丁ノ裏池水利組合	大原野字丁ノ裏	0.3	15,000	20	4.7	堤体断面の変形	耕地約5.5ha 家屋1戸 市道100m	B	
	3	欠附池	下佐曾利自治会	下佐曾利字欠附9	不明	2,000	50	2.7	堤体越流	耕地約3.5ha 家屋2戸	A	3	丁ノ裏池(下)	丁ノ裏池水利組合	大原野字丁ノ裏	0.3		20	4.2	堤体断面の変形	耕地約5.5ha 家屋1戸 市道100m	B	
	4	皿池	下佐曾利自治会	下佐曾利西川33	不明	2,000	60	5.0	堤体越流	耕地約4.3ha 家屋1戸	B	4	井手池	境野水利組合	境野字井手	0.03	350	35	1.8	漏水	耕地約1.3ha 家屋2戸 県市道410m	B	
	5	ナバガ谷池	長谷水利管理組合	長谷字サル山8-1奥	不明	3,000	29	5.2	堤体越流	耕地約6.0ha	B												
	6	大山ノ池	個人	大原野字大山6	不明	1,000	38	2.0	堤体越流	耕地約16.1ha 家屋3戸	B												
	7	丁ノ裏池下	上池水利管理組合	大原野字丁ノ裏1	0.3	15,000	20	4.2	堤体断面変形	耕地約5.5ha 家屋1戸	B												
	8	丁ノ裏池上	上池水利管理組合	大原野字丁ノ裏4	0.3	15,000	20	4.7	堤体断面変形	耕地約5.5ha 家屋1戸	B												
	9	鎌倉ワケ中ノ池	個人	大原野字福蔵39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋4戸	B												
	10	チョウゴ池	東部地域改善実行組合	大原野字林49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約6.9ha 家屋11戸	A												
	11	口中山池	玉瀬農会	玉瀬字口中山5	不明	1,000	20	4.8	堤体越流	耕地約1.8ha	A												

頁	現 計 画 (変更後)											新 計 画 (変更前)																																																																																								
35	12	安場上池	個人	大原野字安場23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約1.4ha	B																																																																																									
	番号	溜池名	管理団体名	所在地	満水面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	危険区域及び被害予想 予想される危険		被害予想区域 と戸数	危険度																																																																																								
	13	安場東池	個人	大原野字安場7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面変 形	耕地不明 家屋1戸	B																																																																																									
	14	岩坪上池	個人	大原野字岩坪43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋2戸	B																																																																																									
	15	坂山南池	個人	大原野字坂山27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋1戸	B																																																																																									
	16	八坂掛池	個人	波豆字八坂掛16	不明	700	52	2.3	堤体断面変 形 堤体越流	耕地不明 家屋1戸	B																																																																																									
	17	新開上池	個人	玉瀬字新開7	不明	100	10	1.0	堤体断面変 形 堤体越流	耕地不明 家屋2戸	B																																																																																									
16	(4) 宅地危険箇所 造成工事不完全・石垣の不安定・法面保護の不安定等により、宅地の区画・形質が変化しおそれのある宅地。											(4) 宅地危険箇所 造成工事不完全・石垣の不安定・法面保護の不安定等により、宅地の区画・形質が変化しおそれのある宅地。																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>宅地の所在</th> <th>状況</th> <th>予想される危険</th> <th>危険度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1~5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>中筋山手1丁目</td> <td>石積擁壁に亀裂</td> <td>家屋損壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>花屋敷つつじガ丘</td> <td>自然崖の崩落</td> <td>崖面前壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>花屋敷荘園1丁目</td> <td>自然崖の崩落</td> <td>崖面前壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>平井山荘</td> <td>石積み・コンクリート擁壁 (H=3.6m) にはらみ</td> <td>石積崩壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>野上6丁目</td> <td>石積擁壁に亀裂</td> <td>石積崩壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>紅葉ガ丘</td> <td>石積擁壁の崩壊 (H=7mL=10m)</td> <td>石積崩壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>											No.	宅地の所在	状況	予想される危険	危険度	1~5 略					6	中筋山手1丁目	石積擁壁に亀裂	家屋損壊	A	7	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A	8	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A	9	平井山荘	石積み・コンクリート擁壁 (H=3.6m) にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A	10	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A	11	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7mL=10m)	石積崩壊 家屋倒壊	A	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>宅地の所在</th> <th>状況</th> <th>予想される危険</th> <th>危険度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1~5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>長寿ガ丘</td> <td>石垣のはらみ</td> <td>建物の崩壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>中筋山手1丁目</td> <td>石積擁壁に亀裂</td> <td>家屋損壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>花屋敷つつじガ丘</td> <td>自然崖の崩落</td> <td>崖面前壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>花屋敷荘園1丁目</td> <td>自然崖の崩落</td> <td>崖面前壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>平井山荘</td> <td>石積み・コンクリート擁壁 (H=3.6m) にはらみ</td> <td>石積崩壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>野上6丁目</td> <td>石積擁壁に亀裂</td> <td>石積崩壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>紅葉ガ丘</td> <td>石積擁壁の崩壊 (H=7mL=10m)</td> <td>石積崩壊 家屋倒壊</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>					No.	宅地の所在	状況	予想される危険	危険度	1~5 略					6	長寿ガ丘	石垣のはらみ	建物の崩壊	A	7	中筋山手1丁目	石積擁壁に亀裂	家屋損壊	A	8	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A	9	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A	10	平井山荘	石積み・コンクリート擁壁 (H=3.6m) にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A	11	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A	12	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7mL=10m)	石積崩壊 家屋倒壊
No.	宅地の所在	状況	予想される危険	危険度																																																																																																
1~5 略																																																																																																				
6	中筋山手1丁目	石積擁壁に亀裂	家屋損壊	A																																																																																																
7	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A																																																																																																
8	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A																																																																																																
9	平井山荘	石積み・コンクリート擁壁 (H=3.6m) にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A																																																																																																
10	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A																																																																																																
11	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7mL=10m)	石積崩壊 家屋倒壊	A																																																																																																
No.	宅地の所在	状況	予想される危険	危険度																																																																																																
1~5 略																																																																																																				
6	長寿ガ丘	石垣のはらみ	建物の崩壊	A																																																																																																
7	中筋山手1丁目	石積擁壁に亀裂	家屋損壊	A																																																																																																
8	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A																																																																																																
9	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	崖面前壊 家屋倒壊	A																																																																																																
10	平井山荘	石積み・コンクリート擁壁 (H=3.6m) にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A																																																																																																
11	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A																																																																																																
12	紅葉ガ丘	石積擁壁の崩壊 (H=7mL=10m)	石積崩壊 家屋倒壊	A																																																																																																
(5) 略											(5) 略																																																																																									

頁	現 計 画 (変更後)	新 計 画 (変更前)																																																						
17	<p>(6) 山崖くずれ等による宅地危険箇所 自然崖くずれ・崖面の崩壊等により、家屋倒壊・土砂流入のおそれのある宅地。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>宅地の所在</th> <th>状 況</th> <th>予想され る危険</th> <th>危険度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1~5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>売布4丁目外</td> <td>土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域</td> <td>崖面崩壊 家屋損壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(以下表略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	宅地の所在	状 況	予想され る危険	危険度	1~5 略					6	売布4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	(以下表略)					<p>(6) 山崖くずれ等による宅地危険箇所 自然崖くずれ・崖面の崩壊等により、家屋倒壊・土砂流入のおそれのある宅地。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>宅地の所在</th> <th>状 況</th> <th>予想され る危険</th> <th>危険度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1~5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>売布山手4丁目外</td> <td>土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域</td> <td>崖面崩壊 家屋損壊</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(以下表略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	宅地の所在	状 況	予想され る危険	危険度	1~5 略					6	売布山手4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A	(以下表略)																		
No.	宅地の所在	状 況	予想され る危険	危険度																																																				
1~5 略																																																								
6	売布4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A																																																				
(以下表略)																																																								
No.	宅地の所在	状 況	予想され る危険	危険度																																																				
1~5 略																																																								
6	売布山手4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A																																																				
(以下表略)																																																								
27	<p>第7章 観測・監視及び報告 2 河川堤防の監視 (1)~(3) 略 (4) 排水路水門の監視</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>設 置 場 所</th> <th>開閉責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀井町1番地先 小林浄水場西側</td> <td>藪内 勝也</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>売布3丁目9番地先</td> <td>宝塚 市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>売布1丁目4番地先</td> <td>宝塚 市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調査中</td> <td>調査中</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>調査中</td> <td>調査中</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平井7丁目 阪急車庫</td> <td>尾仲 博道</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>御殿山2丁目 元市民会館前</td> <td>安庭 定幸</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>山本野里1丁目 山本4号雨水幹線</td> <td>宝塚市 上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	No.	設 置 場 所	開閉責任者	1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	藪内 勝也	2	売布3丁目9番地先	宝塚 市	3	売布1丁目4番地先	宝塚 市	4	調査中	調査中	5	調査中	調査中	6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道	7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 定幸	8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局	<p>第7章 観測・監視及び報告 2 河川堤防の監視 (1)~(3) 略 (4) 排水路水門の監視</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>設 置 場 所</th> <th>開閉責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>亀井町1番地先 小林浄水場西側</td> <td>藪内 勝也</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>売布3丁目9番地先</td> <td>宝塚 市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>売布1丁目4番地先</td> <td>宝塚 市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安倉北1丁目谷池北</td> <td>坂西 勲平</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>小浜4丁目5番地先 (市立病院東側)</td> <td>坂西 勲平</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平井7丁目 阪急車庫</td> <td>尾仲 博道</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>御殿山2丁目 元市民会館前</td> <td>安庭 定幸</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>山本野里1丁目 山本4号雨水幹線</td> <td>宝塚市 上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	No.	設 置 場 所	開閉責任者	1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	藪内 勝也	2	売布3丁目9番地先	宝塚 市	3	売布1丁目4番地先	宝塚 市	4	安倉北1丁目谷池北	坂西 勲平	5	小浜4丁目5番地先 (市立病院東側)	坂西 勲平	6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道	7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 定幸	8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局
No.	設 置 場 所	開閉責任者																																																						
1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	藪内 勝也																																																						
2	売布3丁目9番地先	宝塚 市																																																						
3	売布1丁目4番地先	宝塚 市																																																						
4	調査中	調査中																																																						
5	調査中	調査中																																																						
6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道																																																						
7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 定幸																																																						
8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局																																																						
No.	設 置 場 所	開閉責任者																																																						
1	亀井町1番地先 小林浄水場西側	藪内 勝也																																																						
2	売布3丁目9番地先	宝塚 市																																																						
3	売布1丁目4番地先	宝塚 市																																																						
4	安倉北1丁目谷池北	坂西 勲平																																																						
5	小浜4丁目5番地先 (市立病院東側)	坂西 勲平																																																						
6	平井7丁目 阪急車庫	尾仲 博道																																																						
7	御殿山2丁目 元市民会館前	安庭 定幸																																																						
8	山本野里1丁目 山本4号雨水幹線	宝塚市 上下水道局																																																						
35	<p>・別表1 災害対策本部の構成 (変更箇所抜粋)</p> <pre> graph TD A[本部長 市長] --- B[副本部長 副市長 危機管理監] B --- C[本部総務部門] B --- D[副本部長補佐 理事] C --- E[災対都市安全部：本部班] C --- F[災対企画経営部：秘書班、企画庶務班、 財政会計班、調査班、<u>広報班</u>] C --- G[災対市民交流部：予備避難所班] </pre>	<p>・別表1 災害対策本部の構成 (変更箇所抜粋)</p> <pre> graph TD A[本部長 市長] --- B[副本部長 副市長 危機管理監] B --- C[本部総務部門] C --- D[災対都市安全部：本部班] C --- E[災対企画経営部：秘書班、企画庶務班、 財政会計班、調査班] C --- F[災対市民交流部：<u>広報班</u>、予備避難所班] </pre>																																																						

頁	現 計 画 (変更後)	新 計 画 (変更前)																																																																				
36	<p>別表2 宝塚市消防隊水防計画編成</p> <p>(1) 水防活動に係る災害対策本部設置時の部隊編成及び業務分担 (消防本部)</p> <p>ア略</p> <p>イ水防隊の部隊編成 (表内「部」、「隊別」略)</p> <table border="1" data-bbox="210 378 1222 1087"> <thead> <tr> <th>文 担 区 分</th> <th colspan="2">業 務 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管 理 隊 消 防 次 長 (部隊 指揮調 整担 当)</td> <td>指揮支援班 (救急救助課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>情報管制班 (情報管制課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広報班 (予防課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)</td> <td>連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>調達・記録担当 (<u>財政担当係長</u>)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防団担当 (消防団担当係長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 一 大 隊 長</td> <td>第2中隊長 (当務警防統括課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3中隊長 (休務警防統括課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>西消防 署長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	文 担 区 分	業 務 区 分		管 理 隊 消 防 次 長 (部隊 指揮調 整担 当)	指揮支援班 (救急救助課長)	略	略	情報管制班 (情報管制課長)	略	略	広報班 (予防課長)	略	略	総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)	連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)	略	略	調達・記録担当 (<u>財政担当係長</u>)	略	略	消防団担当 (消防団担当係長)	略	略	第 一 大 隊 長	第2中隊長 (当務警防統括課長)	略	略	第3中隊長 (休務警防統括課長)	略	略	西消防 署長				<p>別表2 宝塚市消防隊水防計画編成</p> <p>(1) 水防活動に係る災害対策本部設置時の部隊編成及び業務分担 (消防本部)</p> <p>ア略</p> <p>イ水防隊の部隊編成 (表内「部」、「隊別」略)</p> <table border="1" data-bbox="1540 378 2552 1087"> <thead> <tr> <th>文 担 区 分</th> <th colspan="2">業 務 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管 理 隊 消 防 次 長 (部隊 指揮調 整担 当)</td> <td>指揮支援班 (救急救助課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>情報管制班 (情報管制課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広報班 (予防課長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)</td> <td>連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>調達・記録担当 (<u>経理担当係長</u>) (<u>政策推進担当係長</u>)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防団担当 (消防団担当係長)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 一 大 隊 長</td> <td>第2中隊長 (当務警防統括課長) (<u>当務統括司令</u>)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3中隊長 (休務警防統括課長) (<u>休務統括司令</u>)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>西消防 署長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	文 担 区 分	業 務 区 分		管 理 隊 消 防 次 長 (部隊 指揮調 整担 当)	指揮支援班 (救急救助課長)	略	略	情報管制班 (情報管制課長)	略	略	広報班 (予防課長)	略	略	総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)	連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)	略	略	調達・記録担当 (<u>経理担当係長</u>) (<u>政策推進担当係長</u>)	略	略	消防団担当 (消防団担当係長)	略	略	第 一 大 隊 長	第2中隊長 (当務警防統括課長) (<u>当務統括司令</u>)	略	略	第3中隊長 (休務警防統括課長) (<u>休務統括司令</u>)	略	略	西消防 署長			
文 担 区 分	業 務 区 分																																																																					
管 理 隊 消 防 次 長 (部隊 指揮調 整担 当)	指揮支援班 (救急救助課長)	略	略																																																																			
	情報管制班 (情報管制課長)	略	略																																																																			
	広報班 (予防課長)	略	略																																																																			
	総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)	連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)	略	略																																																																		
調達・記録担当 (<u>財政担当係長</u>)		略	略																																																																			
消防団担当 (消防団担当係長)		略	略																																																																			
第 一 大 隊 長	第2中隊長 (当務警防統括課長)	略	略																																																																			
	第3中隊長 (休務警防統括課長)	略	略																																																																			
西消防 署長																																																																						
文 担 区 分	業 務 区 分																																																																					
管 理 隊 消 防 次 長 (部隊 指揮調 整担 当)	指揮支援班 (救急救助課長)	略	略																																																																			
	情報管制班 (情報管制課長)	略	略																																																																			
	広報班 (予防課長)	略	略																																																																			
	総務班 (総務課長) (政策推進担当課長)	連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)	略	略																																																																		
調達・記録担当 (<u>経理担当係長</u>) (<u>政策推進担当係長</u>)		略	略																																																																			
消防団担当 (消防団担当係長)		略	略																																																																			
第 一 大 隊 長	第2中隊長 (当務警防統括課長) (<u>当務統括司令</u>)	略	略																																																																			
	第3中隊長 (休務警防統括課長) (<u>休務統括司令</u>)	略	略																																																																			
西消防 署長																																																																						
48	<p>・資料2 宝塚市防災会議委員名簿 (変更箇所抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="210 1207 1504 1948"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>宝塚市長</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第1号に基づく委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第2号に基づく委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第3号に基づく委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第4号に基づく委員</td> <td>宝塚市 副市長 宝塚市 企画経営部長 宝塚市 <u>財務担当部長</u> 宝塚市 市民交流部長 宝塚市 総務部長 宝塚市 都市安全部長 宝塚市 危機管理監 宝塚市 都市整備部長 宝塚市 健康福祉部長 宝塚市 子ども未来部長 宝塚市 環境部長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員 職 名	会長	宝塚市長	第3条第5項第1号に基づく委員	略	第3条第5項第2号に基づく委員	略	第3条第5項第3号に基づく委員	略	第3条第5項第4号に基づく委員	宝塚市 副市長 宝塚市 企画経営部長 宝塚市 <u>財務担当部長</u> 宝塚市 市民交流部長 宝塚市 総務部長 宝塚市 都市安全部長 宝塚市 危機管理監 宝塚市 都市整備部長 宝塚市 健康福祉部長 宝塚市 子ども未来部長 宝塚市 環境部長	<p>・資料2 宝塚市防災会議委員名簿 (変更箇所抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1540 1207 2834 1948"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>宝塚市長</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第1号に基づく委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第2号に基づく委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第3号に基づく委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第5項第4号に基づく委員</td> <td>宝塚市 副市長 宝塚市 企画経営部長 宝塚市 <u>行財政改革担当部長</u> 宝塚市 市民交流部長 宝塚市 総務部長 宝塚市 都市安全部長 宝塚市 危機管理監 宝塚市 都市整備部長 宝塚市 健康福祉部長 宝塚市 子ども未来部長 宝塚市 環境部長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員 職 名	会長	宝塚市長	第3条第5項第1号に基づく委員	略	第3条第5項第2号に基づく委員	略	第3条第5項第3号に基づく委員	略	第3条第5項第4号に基づく委員	宝塚市 副市長 宝塚市 企画経営部長 宝塚市 <u>行財政改革担当部長</u> 宝塚市 市民交流部長 宝塚市 総務部長 宝塚市 都市安全部長 宝塚市 危機管理監 宝塚市 都市整備部長 宝塚市 健康福祉部長 宝塚市 子ども未来部長 宝塚市 環境部長																																												
区 分	委 員 職 名																																																																					
会長	宝塚市長																																																																					
第3条第5項第1号に基づく委員	略																																																																					
第3条第5項第2号に基づく委員	略																																																																					
第3条第5項第3号に基づく委員	略																																																																					
第3条第5項第4号に基づく委員	宝塚市 副市長 宝塚市 企画経営部長 宝塚市 <u>財務担当部長</u> 宝塚市 市民交流部長 宝塚市 総務部長 宝塚市 都市安全部長 宝塚市 危機管理監 宝塚市 都市整備部長 宝塚市 健康福祉部長 宝塚市 子ども未来部長 宝塚市 環境部長																																																																					
区 分	委 員 職 名																																																																					
会長	宝塚市長																																																																					
第3条第5項第1号に基づく委員	略																																																																					
第3条第5項第2号に基づく委員	略																																																																					
第3条第5項第3号に基づく委員	略																																																																					
第3条第5項第4号に基づく委員	宝塚市 副市長 宝塚市 企画経営部長 宝塚市 <u>行財政改革担当部長</u> 宝塚市 市民交流部長 宝塚市 総務部長 宝塚市 都市安全部長 宝塚市 危機管理監 宝塚市 都市整備部長 宝塚市 健康福祉部長 宝塚市 子ども未来部長 宝塚市 環境部長																																																																					

頁	現 計 画 (変更後)	新 計 画 (変更前)
	宝塚市 産業文化部長	宝塚市 産業文化部長
	第3条第5項第5号に基づく委員 略	第3条第5項第5号に基づく委員 略
	第3条第5項第6号に基づく委員 略	第3条第5項第6号に基づく委員 略
	第3条第5項第7号に基づく委員 表内前略 <u>大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部</u> <u>導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー</u> 表内以下略	第3条第5項第7号に基づく委員 表内前略 <u>大阪ガス株式会社 兵庫導管部 導管計画チーム マネージャー</u> 表内以下略
	第3条第5項第8号に基づく委員 略	第3条第5項第8号に基づく委員 略
	第3条第5項第9号に基づく委員 宝塚市自治会ネットワーク会議代表 中略 <u>ボランティア活動家</u> 中略 宝塚市病院経営統括部参事 (経営改善担当)	第3条第5項第9号に基づく委員 宝塚市自治会ネットワーク会議世話役 中略 肢体障害者 中略 宝塚市病院経営統括部長

54

資料5 浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等

(1) 略

(2) 要配慮者関連施設

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地
社会福祉施設	障害者施設	<u>さざんかグループホーム</u> <u><あじさいホーム></u>	宝塚市安倉中5丁目20番31号
社会福祉施設	障害者施設	<u>さざんかグループホーム</u> <u><安土夢ホーム1・2></u>	宝塚市安倉南1丁目7番20号
社会福祉施設	障害者施設	<u>ハート・ウォーム (株式会社HMT)</u>	宝塚市伊子志3丁目13番6号
社会福祉施設	障害者施設	<u>ななくさ育成園</u>	宝塚市東洋町3番15号
社会福祉施設	障害者施設	<u>はんしん自立の家</u>	宝塚市美幸町11番16号
社会福祉施設	障害者施設	<u>春夏秋冬ハートフル</u>	宝塚市高松町16番13号
社会福祉施設	障害者施設	<u>カーネーション</u>	宝塚市南口2丁目1番39号
社会福祉施設	障害者施設	<u>ケアホーム花みづ木</u>	宝塚市安倉南2丁目3番16号
社会福祉施設	障害者施設	<u>わおん えがおの家</u>	宝塚市南ひばりガ丘1丁目4番9号
社会福祉施設	障害者施設	<u>自立の家きらら</u>	宝塚市中州1丁目5番22号
社会福祉施設	障害者施設	<u>さざんかグループホーム</u> <u><安倉のぞみホーム></u>	宝塚市安倉中2丁目13番7号
社会福祉施設	障害者施設	<u>宝塚いくせい会「安倉ホーム」</u>	宝塚市安倉中2丁目12番3号
社会福祉施設	障害者施設	<u>Sun (One's 合同会社)</u>	宝塚市安倉中5丁目22番10号
社会福祉施設	障害者施設	<u>ケアステーション・ヴィヴィ</u>	宝塚市伊子志2丁目8番18号
社会福祉施設	障害者施設	<u>宝塚いくせい会「来夢」</u>	宝塚市安倉中2丁目5番16号
社会福祉施設	障害者施設	<u>ケアホーム ライムの木</u>	宝塚市亀井町9番44号

資料5 浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等

(1) 略

(2) 要配慮者関連施設

施設の種類	施設名称	所在地	連絡先	連絡先 FAX番号
消 防 法 施 行 令 別 表 第 1 ハ ビ リ テ ィ サ ー シ ン タ ー に 準 ず る 施 設	イ 双愛整形外科	末広町2番8号	77-5551	77-8733
	宝塚機病院	伊子志4丁目3番1号	62-6638	62-6637
	医療法人尚和会宝塚第一病院	向月町19番5号	84-8811	87-9606
	東宝塚さとう病院	長尾町2番1号	88-2200	88-5081
	SANTACRUZ The Maternity Resort Takarazuka	武庫川町6番22号	83-1188	83-1150
	ロ オアシス宝塚 (JA 兵庫六甲小 近ふれあい会館)	小浜3丁目12番23号	84-9281	86-5075
	ハ 宝塚ちどり	亀井町10番30号	73-0880	73-0890
	ふれあい あさひ	旭町1丁目14番18号	81-8242	81-8242
	又 デイサービス笑楽 宝塚(ティ エドゥール宝塚)	宮の町3番23号	85-5810	85-5811
	ハ 宝リハビリデイサービス(吉村 ビル)	小浜2丁目2番1号	84-3533	84-3544
	リハビリデイサービス塚本	鶴の荘9番3号	84-2321	84-2321
	ボラリスデイサービスセンタ ー安倉	安倉南2丁目10番9号	24-1777	24-1794
	こころリハビリセンター宝塚 南	安倉南2丁目15番19号	81-1782	81-1783
	ツクイ宝塚安倉	安倉南3丁目2番9号	85-3220	85-3221
	音楽リハビリデイサービス こころ	福井町14番18号	69-7786	69-7786
	池ノ島デイサービスセンター	泉町6番33号	87-1360	83-2426
	ナチュラル(宝塚すみれメディ カルビル)	中筋8丁目13番5号3F	89-6781	89-6851
	宝塚医療生協ひだまり会館(デ イサービスひだまり)	高松町5番12号	76-4770	77-3051

頁	現 計 画 (変更後)				新 計 画 (変更前)				
	社会福祉施設	障害者施設	ラウ安倉中	宝塚市安倉中4丁目14番14号		サンシティ宝塚(本館)	宝梅2丁目6番26号	76-5757	72-6671
	社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林 コスモスホーム中野	宝塚市中野町22番2号		都市型保育園ポポラー宝塚あくら園(岡本ビル)	安倉南1丁目24番11号	83-1080	83-1085
	社会福祉施設	障害者施設	あ・ぷり安倉荘(NPO法人あ・ぷり)	宝塚市安倉南2丁目11番3号		近畿中央ヤクルト東宝塚センター	安倉南4丁目1番16号	81-3030	81-3030
	社会福祉施設	障害者施設	みんなの家(NPO法人阪神・障害者人権ネットワーク)	宝塚市安倉南2丁目17番3号		宝塚ちいさなCOCORO	中筋8丁目12番40号	89-6000	89-6003
	社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム(えむつーびる)	宝塚市高司2丁目17番33号		社会福祉法人あひる福祉会あひる保育園	安倉西3丁目1番7号	86-3309	86-3310
	社会福祉施設	障害者施設	ドリーム南ひばりガ丘	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番6-203号		社会福祉法人あひる福祉会第二あひる保育園	安倉中6丁目6番19号	85-4416	85-4417
	社会福祉施設	障害者施設	ショートステイむーのおうち	宝塚市山本丸橋4丁目7番3-1号		社会福祉法人すみれ福祉会伊子志保育園	伊子志2丁目15番31号	71-1591	76-3316
	社会福祉施設	障害者施設	ライフエール宝塚向月町	宝塚市向月町20番9号		すみかキッズたからづか	高司2丁目20番6号	69-6772	69-6775
	社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ	宝塚市光明町26番16号		パティントンハウス	山本丸橋2丁目10番	88-3591	88-2972
	社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林	宝塚市大吹町1番31号		社会福祉法人あひる福祉会山本南保育園	山本南1丁目33番5号	88-3111	82-2123
	社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム(スインスィアフナコシ)	宝塚市小林5丁目5番30号		やまぼうし保育園	中筋7丁目73番3号	82-2271	82-2272
	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<すずらんホーム>	宝塚市口谷西1丁目9番5号		宝塚じあい保育園	売布1丁目17番7号	26-8881	26-8882
	社会福祉施設	障害者施設	こむの事業所	宝塚市売布東の町12番9号		社会福祉法人宝塚ひよこ福祉会 宝塚ひよこ保育園	美座2丁目5番7号	86-2757	86-2758
	社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ<ひまわりガールズ>	宝塚市高司1丁目8番25号		ホープライン	旭町2丁目3番3号	51-5100	51-5100
	社会福祉施設	障害者施設	希望の家ワークセンター	宝塚市安倉西3丁目1番5号		ウィッシュ児童デイサービス美座	美座2丁目22番16号	80-7933	80-7936
	社会福祉施設	障害者施設	みんと(有限会社輝きケアサポート)	宝塚市亀井町10番74号		山本たんぽぽホーム(グリーンハイツ阪上)	山本丸橋1丁目5番30号404.405	89-7709	89-7709
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号		Job Kids(ラ・宝塚)	泉町14番10号	78-8466	78-8465
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立米谷保育所	宝塚市今里町1番1号		ワンフラー宝塚	安倉中5丁目18番36号	26-8240	26-8241
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立平井保育所	宝塚市平井6丁目3番35号		オルゴールKids'	口谷西1丁目21番10号	80-7947	80-7948
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚ひよこ福祉会宝塚ひよこ保育園	宝塚市美座2丁目5番7号		さくらんぼキッズ	山本南1丁目33番23号	26-8888	91-6111
	社会福祉施設	児童福祉施設	第二あひる保育園	宝塚市安倉中6丁目6番19号		きしゃぼっぽ 宝塚	泉町24番17号	69-7223	69-7223
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人 宝塚さくら保育園	宝塚市高松町13番2号		宝塚めふらザ	売布東の町12番17号	85-3868	87-8299
	社会福祉施設	児童福祉施設	すみかキッズたからづか	宝塚市高司2丁目20番6号		こむの事業所	売布東の町12番9号	87-8330	26-7834
	社会福祉施設	児童福祉施設	キンダーキッズインターナショナルスクール宝塚校	宝塚市栄町3丁目5番4号		NPO法人阪神・障害者人権ネットワーク(みんなの家)	安倉南2丁目17番3号	84-5111	86-1356
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会丸橋保育園	宝塚市山本丸橋4丁目22番2号		ドリーム南ひばりガ丘(エーヴィヒ島中II)	南ひばりガ丘2丁目9番6号	072-741-7871	072-759-0339
	社会福祉施設	児童福祉施設	パティントンハウス	宝塚市山本丸橋2丁目10番		特定非営利法人ワーク友愛小浜	小浜2丁目1番30号	81-5956	81-5956
	社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園分園	宝塚市長尾町2番14号		宝塚育成事業所	安倉西4丁目1番7号	86-9283	86-9886
	社会福祉施設	児童福祉施設	クリア・サン保育園	宝塚市山本丸橋2丁目117番		宝塚市立安倉南身体障害者支援センター・安倉児童館	安倉南1丁目2番1号	(身)86-1734 (児)86-1762	86-1641
	社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園	宝塚市中筋7丁目73番3号		NPO法人とことこ あいえるせんたー逆瀬	伊子志3丁目14番59号 プリメロイトビル101	20-1006	20-1006

頁	現 計 画 (変更後)				新 計 画 (変更前)				
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚じあい保育園	宝塚市売布1丁目17番7号		希望の家ワークセンター	安倉西3丁目1番5号	87-0141	84-0738
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 山本南保育園	宝塚市山本南1丁目33番5号		輝きケアサポート	亀井町10番74号	73-7713	73-7723
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会 伊子志保育園	宝塚市伊子志2丁目15番31号		NPO法人あ・ぱり PAL-TORISHMA(パルトリシ)	安倉南2丁目11番3号	84-8840	83-0813 84-8140
	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 あひる保育園	宝塚市安倉西3丁目1番7号		こころ&つばさ(ブライトマンシヨン)	光明町26番16号	0798-53-2307	0798-53-3830
	社会福祉施設	児童福祉施設	BL-Kids宝塚学園	宝塚市小林3丁目13番37号		SUNハート生活介護(ライフイン宝塚Ⅲ)	星の柱18番1号	81-7337	81-7338
	社会福祉施設	児童福祉施設	はなみずき保育園分園	宝塚市南口1丁目7番21号		NPO法人あ・ぱり さんきゅう	金井町2丁目2番	84-8840	83-0813 84-8140
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園 分園	宝塚市山本野里2丁目9番11号		宝塚さざんかの家	安倉西3丁目1番5号	84-8700	81-5265
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝山保育園	宝塚市山本東3丁目7番19号		宝塚あしたば園(通所)	安倉西3丁目1番7号	87-8252	87-8635
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光保育園	宝塚市山本東2丁目6番21号		宝塚けやきの里	安倉西4丁目1番1号	81-9161	81-9162
	社会福祉施設	児童福祉施設	近畿中央ヤクルト東宝塚センター	宝塚市安倉南4丁目1番16号		安倉のぞみホーム	安倉中2丁目13番7号	84-1660	54-1660
	社会福祉施設	児童福祉施設	キッズルーム リトルペア	宝塚市湯本町4番25号		なな☆てんとう安倉想作館	安倉中5丁目12番4号	51-0362	51-0362
	社会福祉施設	児童福祉施設	保育ルーム宝塚ちいさなCOCORO	宝塚市中筋8丁目12番40号		One's 合同会社 sin	安倉中5丁目22番10号	87-3737	87-3737
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚いろのま園	宝塚市旭町3丁目9番1号		宝塚くるみの里(宝塚あしたば園分室)	安倉南1丁目9番41号	84-5091	84-5092
	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚あくら園	宝塚市安倉南1丁目24番11号		ケアステーションヴィヴィ	伊子志2丁目8番18号	69-7582	69-7583
	社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号		共生苑	安倉西3丁目1番8号	26-8308	26-8309
	社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号		特定非営利活動法人ワーク友愛	安倉西3丁目1番8号	86-1335	86-1335
	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号		宝塚すみれ栄光園 ケアハウス宝塚	弥生町2番2号	85-3656 85-3706	85-3562
	社会福祉施設	児童福祉施設	英光宝塚駅南保育園	宝塚市湯本町9番18号		フォーユー宝塚	安倉南2丁目10番22号	85-3131	85-3132
	社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西2丁目1番2号		ベストスマイル山本丸橋	山本丸橋1丁目14番1号	88-8822	88-8852
	社会福祉施設	児童福祉施設	野上あゆみ保育園	宝塚市野上2丁目3番38号		やさしい手 ライブガーデン宝塚	泉町1番22号	86-5495	86-5494
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司4丁目4番55号		コミュニティ宝塚	美座2丁目14番12号	81-2161	81-2161
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町8番40号		ケアヴィラ宝塚	亀井町10番51号	71-6510	71-6503
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町1番1号		宝塚まどか園	美座2丁目22番2号	83-1175	83-1176
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町3番1号		そんぼの家宝塚山本(アミーユ宝塚山本)	山本丸橋1丁目16番3号	82-5550	82-5560
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座2丁目6番1号		なごみの家	旭町2丁目12番21号	86-0800	86-0802
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中6丁目1番1号		チャームスイート宝塚売布	売布4丁目1番25号	85-3515	85-3516
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北5丁目1番1号		結いホーム宝塚	弥生町2番1号	84-1165	84-1170
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾南小学校地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号		市立養護老人ホーム福寿荘	安倉西3丁目1番5号	86-3096	86-7929
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号		ショートステイむーのおうち(リヴェール宝塚)	山本丸橋3丁目13番1号	80-0251	80-0351
						安土夢ホーム1・2	安倉南1丁目7番20号	87-7276	87-7276
						株式会社HMT	伊子志3丁目13番6号	73-9355	73-9350
						ななくさ育成園	東洋町3番15号	26-7481	26-7482
					消防 及 び ハ 又 は ハ に 準 ず る 施 設	学校法人 宝塚厚生幼稚園	旭町1丁目2番35号	86-3028	86-3028

頁	現 計 画 (変更後)				新 計 画 (変更前)				
	社会福祉施設	児童福祉施設	はなみきっずクラブ	宝塚市南口1丁目7番21号		市立長尾南幼稚園	山本南2丁目10番1号	89-0210	82-4011
	社会福祉施設	児童福祉施設	みるくっくキッズクラブ逆瀬川	宝塚市中州1丁目3-31道上ビル101号室		学校法人めぐみ学園 めぐみ学園幼稚園 本館	小林3丁目7番45号	72-6151	72-9870
	社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ山本	宝塚市平井5丁目1番43-2号		学校法人宝塚ふたば学園 宝塚ふたば幼稚園	星の荘6番18号	84-7773	84-7769
	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光放課後児童クラブ	宝塚市山本東2丁目6番21	※網掛け施設については、0.5m以上の浸水が予想される区域に立地している。 (以下全略)				
	社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ長尾南	宝塚市山本南1丁目33番25号					
	社会福祉施設	児童福祉施設	丸橋っ子くらぶ	宝塚市山本丸橋4丁目81-1 シャルマンロード206号					
	社会福祉施設	児童福祉施設	のがみっこくらぶ	宝塚市野上2丁目3番38号					
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚まどか園	宝塚市美座2丁目22番2号					
	社会福祉施設	高齢者施設	ケアヴィラ宝塚	宝塚市亀井町10番51号					
	社会福祉施設	高齢者施設	コミュニティ宝塚	宝塚市美座2丁目14番12号					
	社会福祉施設	高齢者施設	結いホーム宝塚	宝塚市弥生町2番1号					
	社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚	宝塚市安倉南2丁目10番22号					
	社会福祉施設	高齢者施設	ホームホスピス宝塚つ・む・ぐの家	宝塚市宮の町5番19号					
	社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家GH宝塚山本	宝塚市山本丸橋1丁目16番3号					
	社会福祉施設	高齢者施設	ベストスマイル山本丸橋	宝塚市山本丸橋1丁目14番1号					
	社会福祉施設	高齢者施設	リアンレーヴ宝塚	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番22号					
	社会福祉施設	高齢者施設	やさしい手 ライフガーデン宝塚	宝塚市泉町1番22号					
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	宝塚市安倉西3丁目1番5号					
	社会福祉施設	高齢者施設	なごみの家 宝塚旭町	宝塚市旭町2丁目12番21号					
	社会福祉施設	高齢者施設	めぐみの里	宝塚市小林4丁目7番37-1号					
	社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚Ⅱ	宝塚市安倉南2丁目5番26号					
	社会福祉施設	高齢者施設	グランダ逆瀬川宝塚	宝塚市伊子志2丁目8番2号					
	社会福祉施設	高齢者施設	サニーライフ宝塚	宝塚市福井町32番23号					
	社会福祉施設	高齢者施設	hanare 宝塚(ハナレ) metoo 宝塚(メイ ト)	宝塚市福井町32番33号					
	社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家口川	宝塚市鹿塩2丁目13番19号					
	社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家S宝塚小林	宝塚市中野町9番28号					
	社会福祉施設	高齢者施設	ほたるの里 宝塚南口	宝塚市南口1丁目2番19号					
	社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家中山寺	宝塚市今里町1番15号					
	社会福祉施設	高齢者施設	エイジフリーハウス宝塚中山	宝塚市今里町1番38号					

頁	現 計 画 (変更後)				新 計 画 (変更前)			
	社会福祉施設	高齢者施設	エクセレント宝塚ガーデンヒルズ	宝塚市平井5丁目4番1号				
	社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号				
	社会福祉施設	高齢者施設	宅老所 光明の家	宝塚市光明町29番29号				
	社会福祉施設	高齢者施設	オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護支援事業所	宝塚市小浜3丁目12番23号				
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚すみれ栄光園・ケアハウス宝塚	宝塚市弥生町2番2号				
	社会福祉施設	高齢者施設	ライフケアサービスこころ	宝塚市泉町7番8号				
	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚ちどり	宝塚市亀井町10番30号				
	社会福祉施設	高齢者施設	介護老人保健施設ステップハウス宝塚	宝塚市小浜4丁目5番6号				
	社会福祉施設	高齢者施設	グループホームはる逆瀬川	宝塚市伊子志3丁目15番52号				
	社会福祉施設	高齢者施設	彩那テラス中山寺	宝塚市三笠町6番21号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中6丁目1番2号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立未成幼稚園	宝塚市未成町1番2号				
	学校施設	学校施設	学校法人喜多川記念学園 宝塚南口幼稚園	宝塚市南口2丁目4番4号				
	学校施設	学校施設	学校法人宝塚ふたば学園 宝塚ふたば幼稚園	宝塚市星の荘6番18号				
	学校施設	学校施設	学校法人宝塚厚生幼稚園	宝塚市旭町1丁目2番35号				
	学校施設	学校施設	認定こども園 自然幼稚園	宝塚市川面5丁目15番9号				
	学校施設	学校施設	認定こども園 めぐみ学園幼稚園	宝塚市小林3丁目7番45号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立未広小学校	宝塚市未広町3番1号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立未成小学校	宝塚市未成町1番1号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立光明小学校	宝塚市光明町8番40号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号				
	学校施設	学校施設	関西学院初等部	宝塚市武庫川町6番27号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号				
	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号				

頁	現 計 画 (変更後)				新 計 画 (変更前)
	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号	
	学校施設	学校施設	宝塚市立高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号	
	学校施設	学校施設	宝塚市立南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号	
	学校施設	学校施設	宝塚市立養護学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号	
	医療施設	医療施設	宝塚市立病院	宝塚市小浜4丁目5番1号	
	医療施設	医療施設	ザ・タカラツカテラス (サンタクルス)	宝塚市武庫川町6番22号	
	医療施設	医療施設	医療法人愛心会 東宝塚さとう病院	宝塚市長尾町2番1号	
	医療施設	医療施設	双愛整形外科	宝塚市末広町2番8号	
	医療施設	医療施設	宝塚第一病院	宝塚市向月町19番5号	
	医療施設	医療施設	宝塚リハビリテーション病院	宝塚市鶴の荘22番2号	
	医療施設	医療施設	宝塚機病院	宝塚市伊子志4丁目3番1号	
	医療施設	医療施設	平野マタニティクリニック	宝塚市山本東3丁目14番5号	
	医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)	宝塚市平井5丁目1番8号	
	(以下全略)				

令和 4 年度 (2022 年度)
宝塚市国民保護協議会資料

令和 4 年 (2022 年) 5 月 2 4 日

宝 塚 市

国民保護協議会資料 目次

I 委員名簿（敬称略）	1
II 宝塚市国民保護計画（令和4年度(2022年度)）見直しについて（諮問事項）	3
1 計画策定及び見直し目的.....	3
2 宝塚市国民保護計画案の主な見直し箇所と内容.....	3

I 委員名簿（敬称略）

1 会 長 宝塚市長 山 崎 晴 恵

2 委 員

(1) 法 40 条第 4 項第 1 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）	澤 田 昌 利	外部
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	光 永 健 男	外部
神戸地方気象台次長	川 上 幸 則	外部

(2) 法第 40 条第 4 項第 2 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
陸上自衛隊第 3 6 普通科連隊第 1 中隊長	島 内 裕太郎	外部

(3) 法第 40 条第 4 項第 3 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県宝塚警察署長	田 村 隆 清	外部
兵庫県阪神北県民局長	和 泉 秀 樹	外部

(4) 法第 40 条第 4 項第 4 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部

(5) 法第 40 条第 4 項第 5 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市教育長	五十嵐 孝	内部
宝塚市消防長	山 中 毅	内部

(6) 法第 40 条第 4 項第 6 号に基づく委員

委 員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市企画経営部長	土 屋 智 子	内部
宝塚市財務担当部長	古 家 健 志	内部
宝塚市市民交流部長	上 田 健	内部
宝塚市総務部長	近 成 克 広	内部
宝塚市都市安全部長	池 澤 伸 夫	内部
宝塚市危機管理監	大 谷 英 次	内部
宝塚市都市整備部長	濱 田 一 二 三	内部
宝塚市健康福祉部長	藤 本 宜 則	内部
宝塚市子ども未来部長	西 垣 早 百 合	内部
宝塚市環境部長	立 花 誠	内部
宝塚市産業文化部長	間 処 剛 史	内部
宝塚市上下水道事業管理者	福 永 孝 雄	内部
宝塚市議会事務局長	津 田 裕 司	内部
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高 田 輝 夫	内部
宝塚市病院経営統括部参事（経営改善担当）	島 廣 弘 二	内部

(7) 法第40条第4項第7号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室担当課長	平井達也	外部
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小森浩治	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	中村和弘	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名成利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤正輝	外部

(8) 法第40条第4項第8号に基づく委員

委員職名	氏名	備考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所教授	馬場美智子	外部
宝塚市自治会ネットワーク会議 代表	松村孝三	外部
宝塚市消防団長	辰家宏弥	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗田義博	外部
一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近山透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福本芳博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮秀市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福住美壽	外部
ボランティア活動家	榎本匡笑	外部
宝塚どないしょネット代表	檜垣彰子	外部

II 宝塚市国民保護計画（令和4年度(2022年度)）見直しについて（諮問事項）

1 計画策定及び見直し目的

この計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、国や県、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に措置を行うため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、一般にいわゆる「国民保護法」第35条の規定に基づき、本市の当初計画は平成19年2月に策定したもので、政府が定めた「国民の保護に関する基本指針」や兵庫県の「国民保護計画」と整合を図りながら、非常時における市の役割等を示しています。

市は、当該計画を定める場合又は見直しを行う場合には、当国民保護協議会にお諮りすることとなっており、今回は平成元年度（2019年度）以来3年ぶりの見直しで、この間の兵庫県の同計画の改定内容等との整合を図ることを主たる目的としており、あわせて経年的事項の更新を行います。

2 宝塚市国民保護計画案の主な見直し箇所と内容

別添 **資料6** 令和4年度(2022年度)宝塚市国民保護計画変更前後対照表（案）参照

* 変更前後対照表における修正箇所はアンダーライン表示しています。

* 変更前後対照表では人事異動等に基づく経年的な担当者等の更新、関係機関・団体の名称・所在地等、各統計データの更新、記載方法の変更などの軽微な見直し内容は省略しています。

1) 第2編 第1章 第2節 関係機関との連携体制の整備

3 近隣市町との連携 及び 4 (3) 関係機関との協定の締結等 (変更前後対照表 P.3～P.11)

・災害発生時における円滑かつ迅速な応急復旧対策の実施及び被災者救済等のため、近隣市町及び広域自治体等との連携、各種団体・関係機関等による各方面の支援体制を構築することを目的とした各種協定の締結を拡充しており、平成元年度（2019年度）計画に掲載した44協定から80協定とし、この概要を追記します。

2) 同 第5節 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備

(2) すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の活用

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-net）の活用（変更前後対照表 P.13）

・令和2年度（2020年度）に市内全域をカバーする「すみれ防災スピーカー（防災行政無線）」の整備が完了したことから、緊急事態情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-net）と連携した活用を行うことを追記します。

3) 同 第6節 研修及び訓練 2 訓練 (法 42)

(1) 訓練の実施 (変更前後対照表 P.14)

- ・消防、警察署、自衛隊との訓練実施に際して、武力攻撃事態を想定した広域避難、地下への避難、市街地を含む多様な場所での訓練実施など実践的なものとするを追記します。

4) 同 第2章 1 国・県の対策本部との連携

(2) 国・県の現地対策本部との連携 (変更前後対照表 P.19)

- ・国の現地対策本部が設置された際、「武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、本市も当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める」ことを追記します。

5) 同 第4章 第2節 避難住民の誘導等 4 事態の累計等に応じた避難にあたって留意すべき事項

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 (変更前後対照表 P.24)

- ・弾道ミサイル攻撃事態において着弾点が不明確なことも予測されるため、「市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、J-A L E R Tによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めること」を追記します。

6) 計画全般にわたる軽微な事項の見直し

ア) 地域防災計画の編成変更に伴う見直し

- ・本市地域防災計画の構成が「第1編総則・災害予防計画編」から「第5編大規模事故災害対策編」の5編構成から「第1編本編」及び関連図書の「第2編災害対応マニュアル編」、「第3編資料・様式編」に改定となったことから、宝塚市国民保護計画内で地域防災計画の引用表現を改定図書の内容に更新します。

イ) 法改正及び県計画との整合に伴う名称の見直し

- ・「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に名称を変更します。

ウ) 経年的事項の見直し

- ・各種統計データの更新、組織編成替えや委員等の異動、関係団体・施設名称や連絡先、関連指針名の変更に伴う見直しを行います。

(案)

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

- 第1編 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 第2編 平素からの備えや予防・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～15
- 第3編 武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16～32

令和4年(2022年)5月

宝 塚 市

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

変更前後対照表 ※各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

1. 第1編 総論

現頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）																
4	<p>第2章 保護措置に関する基本方針</p> <p>5 市民の協力（法4）</p> <p>(1) 市民の協力</p> <p>前文略</p> <p>避難や救援などにおいて、市民の自発的な協力が得られるよう、市は平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p>	<p>第2章 保護措置に関する基本方針</p> <p>5 市民の協力（法4）</p> <p>(1) 市民の協力</p> <p>前文略</p> <p>避難や救援などにおいて、市民の自発的な協力が得られるよう、市は平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、<u>婦人会</u>、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p>																
8	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>【<u>主な</u>指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[電気事業者]</td> <td>1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力㈱、<u>関西電力送配電㈱</u>、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関</td> </tr> <tr> <td>[ガス事業者]</td> <td>1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td><u>郵便事業を営む者</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力㈱、 <u>関西電力送配電㈱</u> 、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会	<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[電気事業者]</td> <td>1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関</td> </tr> <tr> <td>[ガス事業者]</td> <td>1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td><u>日本郵便㈱</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会	<u>日本郵便㈱</u>	1 郵便の確保
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力㈱、 <u>関西電力送配電㈱</u> 、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関																	
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会																	
<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関																	
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会																	
<u>日本郵便㈱</u>	1 郵便の確保																	
11	<p>【宝塚市の地形】</p> <p><u>地形図削除（不鮮明、凡例等未記載なため）</u></p> <p>以下略</p>	<p>【宝塚市の地形】</p> <p><u>地形図掲載</u></p> <p>以下略</p>																

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

2. 第2編 平素からの備えや予防

頁	新計画案 (変更後)	現計画 (変更前)																																				
29	<p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1節 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民交流部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集体制の整備に関すること。 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 所管避難施設の運営体制の整備に関すること。 自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援 </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	市民交流部	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集体制の整備に関すること。 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 所管避難施設の運営体制の整備に関すること。 自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援 	<p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1節 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部局における平素の業務 【市の各部局における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民交流部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集体制の整備に関すること。 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 所管避難施設の運営体制の整備に関すること。 自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援 </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	市民交流部	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集体制の整備に関すること。 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 所管避難施設の運営体制の整備に関すること。 自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援 																												
部局名	平素の業務																																					
市民交流部	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集体制の整備に関すること。 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 所管避難施設の運営体制の整備に関すること。 自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援 																																					
部局名	平素の業務																																					
市民交流部	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集体制の整備に関すること。 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 所管避難施設の運営体制の整備に関すること。 自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援 																																					
32	<p>第2節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>3 近接市町との連携</p> <p>(1) 近隣市町との連携 【県内協定締結市町一覧 (近隣等)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>連絡先担当部局</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">尼崎市</td> <td>危機管理部 TEL 06-6489-6564</td> <td rowspan="3">①, ③, ④</td> </tr> <tr> <td>企画管理課 FAX 06-6489-6166</td> </tr> <tr> <td>災害対策課 TEL 06-6489-6165</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西宮市</td> <td>防災危機管理局 TEL 0798-35-3626</td> <td rowspan="3">①, ③, ④</td> </tr> <tr> <td>災害対策課 FAX 0798-36-1990</td> </tr> <tr> <td>地域防災支援課 TEL 0798-35-3662</td> </tr> <tr> <td colspan="3">表中略</td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td>防災部 TEL 079-427-9717 防災対策課 FAX 079-427-3623</td> <td>①, ②</td> </tr> </tbody> </table>	名称	連絡先担当部局	備考	尼崎市	危機管理部 TEL 06-6489- 6564	①, ③, ④	企画管理課 FAX 06-6489-6166	災害対策課 TEL 06-6489-6165	西宮市	防災危機管理局 TEL 0798-35-3626	①, ③, ④	災害対策課 FAX 0798-36-1990	地域防災支援課 TEL 0798-35-3662	表中略			加古川市	防災部 TEL 079-427-9717 防災対策課 FAX 079-427-3623	①, ②	<p>第2節 関係機関との連携体制の整備</p> <p>3 近接市町との連携</p> <p>(1) 近隣市町との連携 【県内協定締結市町一覧 (近隣等)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>連絡先担当部局</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">尼崎市</td> <td>危機管理部 TEL 06-6489-6164</td> <td rowspan="2">①, ③, ④</td> </tr> <tr> <td>企画管理課 FAX 06-6489-6166</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西宮市</td> <td>防災危機管理局 TEL 0798-35-3626</td> <td rowspan="2">①, ③, ④</td> </tr> <tr> <td>災害対策課 FAX 0798-36-1990</td> </tr> <tr> <td colspan="3">表中略</td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td>危機管理室 TEL 079-427-9717 FAX 079-427-3623</td> <td>①, ②</td> </tr> </tbody> </table>	名称	連絡先担当部局	備考	尼崎市	危機管理部 TEL 06-6489- 6164	①, ③, ④	企画管理課 FAX 06-6489-6166	西宮市	防災危機管理局 TEL 0798-35-3626	①, ③, ④	災害対策課 FAX 0798-36-1990	表中略			加古川市	危機管理室 TEL 079-427-9717 FAX 079-427-3623	①, ②
名称	連絡先担当部局	備考																																				
尼崎市	危機管理部 TEL 06-6489- 6564	①, ③, ④																																				
	企画管理課 FAX 06-6489-6166																																					
	災害対策課 TEL 06-6489-6165																																					
西宮市	防災危機管理局 TEL 0798-35-3626	①, ③, ④																																				
	災害対策課 FAX 0798-36-1990																																					
	地域防災支援課 TEL 0798-35-3662																																					
表中略																																						
加古川市	防災部 TEL 079-427-9717 防災対策課 FAX 079-427-3623	①, ②																																				
名称	連絡先担当部局	備考																																				
尼崎市	危機管理部 TEL 06-6489- 6164	①, ③, ④																																				
	企画管理課 FAX 06-6489-6166																																					
西宮市	防災危機管理局 TEL 0798-35-3626	①, ③, ④																																				
	災害対策課 FAX 0798-36-1990																																					
表中略																																						
加古川市	危機管理室 TEL 079-427-9717 FAX 079-427-3623	①, ②																																				

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案 (変更後)	現計画 (変更前)																																																
32	<p>【参考：防災のための相互応援協定一覧（近隣）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名称</th> <th>締結日</th> <th>構成市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">①略</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>施行時特例市市長 会災害時相互応援 に関する協定書</u></td> <td><u>令和2年2月17日</u></td> <td><u>全国特例市20市 (A～Cブロック体制、 兵庫県下：加古川市及び 宝塚市：Cブロック)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">③、④略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※詳細は宝塚市地域防災計画関連図書：資料・様式編5-3 災害時における相互応援協定参照</u></p>		協定名称	締結日	構成市町	①略				②	<u>施行時特例市市長 会災害時相互応援 に関する協定書</u>	<u>令和2年2月17日</u>	<u>全国特例市20市 (A～Cブロック体制、 兵庫県下：加古川市及び 宝塚市：Cブロック)</u>	③、④略				<p>【参考：防災のための相互応援協定一覧（近隣）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名称</th> <th>締結日</th> <th>構成市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">①略</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>特例市災害時相互 応援に関する協定</u></td> <td><u>平成18年7月27日</u></td> <td><u>全国特例市40市 (西日本ブロック17市、 兵庫県下：明石市、加古川 市及び宝塚市)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">③、④略</td> </tr> </tbody> </table>		協定名称	締結日	構成市町	①略				②	<u>特例市災害時相互 応援に関する協定</u>	<u>平成18年7月27日</u>	<u>全国特例市40市 (西日本ブロック17市、 兵庫県下：明石市、加古川 市及び宝塚市)</u>	③、④略																			
	協定名称	締結日	構成市町																																															
①略																																																		
②	<u>施行時特例市市長 会災害時相互応援 に関する協定書</u>	<u>令和2年2月17日</u>	<u>全国特例市20市 (A～Cブロック体制、 兵庫県下：加古川市及び 宝塚市：Cブロック)</u>																																															
③、④略																																																		
	協定名称	締結日	構成市町																																															
①略																																																		
②	<u>特例市災害時相互 応援に関する協定</u>	<u>平成18年7月27日</u>	<u>全国特例市40市 (西日本ブロック17市、 兵庫県下：明石市、加古川 市及び宝塚市)</u>																																															
③、④略																																																		
33	<p>(2) 消防機関の連携体制の整備</p> <p>【参考：消防のための相互応援協定一覧（近隣）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結日</th> <th>構成市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県広域消防相互応援協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策活動の相互応援に関する協定書</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書</u></td> <td><u>令和元年8月28日</u></td> <td><u>宝塚市、川西市、猪名川町</u></td> </tr> <tr> <td>中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>縦貫道茨木市(J12034)・宝塚IC間における消防総合応援に関する協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大阪国際空港周辺都市航空機災</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結日	構成市町	兵庫県広域消防相互応援協定	略	略	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	略	略	伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	略	略	<u>宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書</u>	<u>令和元年8月28日</u>	<u>宝塚市、川西市、猪名川町</u>	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	略	略	縦貫道茨木市(J12034)・宝塚IC間における消防総合応援に関する協定	略	略	大阪国際空港周辺都市航空機災	略	略	<p>(2) 消防機関の連携体制の整備</p> <p>【参考：消防のための相互応援協定一覧（近隣）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結日</th> <th>構成市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県広域消防相互応援協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策活動の相互応援に関する協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定</u></td> <td><u>平成27年4月1日</u></td> <td><u>宝塚市、川西市、猪名川町</u></td> </tr> <tr> <td>中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>縦貫道茨木市(J12034)・宝塚IC間における消防総合応援に関する協定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大阪国際空港周辺都市航空機災</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結日	構成市町	兵庫県広域消防相互応援協定	略	略	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	略	略	伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定	略	略	<u>宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定</u>	<u>平成27年4月1日</u>	<u>宝塚市、川西市、猪名川町</u>	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	略	略	縦貫道茨木市(J12034)・宝塚IC間における消防総合応援に関する協定	略	略	大阪国際空港周辺都市航空機災	略	略
協定名称	締結日	構成市町																																																
兵庫県広域消防相互応援協定	略	略																																																
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	略	略																																																
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	略	略																																																
<u>宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書</u>	<u>令和元年8月28日</u>	<u>宝塚市、川西市、猪名川町</u>																																																
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	略	略																																																
縦貫道茨木市(J12034)・宝塚IC間における消防総合応援に関する協定	略	略																																																
大阪国際空港周辺都市航空機災	略	略																																																
協定名称	締結日	構成市町																																																
兵庫県広域消防相互応援協定	略	略																																																
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	略	略																																																
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定	略	略																																																
<u>宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定</u>	<u>平成27年4月1日</u>	<u>宝塚市、川西市、猪名川町</u>																																																
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	略	略																																																
縦貫道茨木市(J12034)・宝塚IC間における消防総合応援に関する協定	略	略																																																
大阪国際空港周辺都市航空機災	略	略																																																

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）			現計画（変更前）			
34	害消防応援協定			害消防応援協定			
	神戸市・宝塚市消防相互応援協定書	略	略	神戸市・宝塚市消防相互応援協定	略	略	
	<u>近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定</u>	<u>平成30年3月18日</u>	<u>川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市</u>				
	※詳細は宝塚市地域防災計画関連図書：資料・様式編 5-2 消防相互応援に関する協定書参照						
	4 指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等 【参考：防災のための関係機関との協定一覧】			4 指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等 【参考：防災のための関係機関との協定一覧】			
	分野	協定名称	締結日	相手方	分野	協定名称	締結日
行政	フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	<u>平成30年6月17日</u>	長井市、下田市、砺波市中富良野町、久留米市、宝塚市、大野町、萩市及び <u>和泊町</u>	行政	フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	<u>平成18年10月15日</u>	長井市、下田市、砺波市、 <u>越前市</u> 、中富良野町、久留米市、宝塚市、大野町及 <u>び萩市</u>
	災害時における相互応援に関する協定	略	略		災害時における相互応援に関する協定	略	略
	災害時の応援に関する申し合わせ	略	略		災害時の応援に関する申し合わせ	略	略
	大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定	略	略		大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定	略	略
	<u>府中市・宝塚市災害時相互応援協定書</u>	<u>平成29年2月9日</u>	<u>府中市</u>				
放送	災害緊急放送の実施に	<u>平成31年4月1日</u>	エフエム宝塚	放送	災害緊急放送の実施に	<u>平成23年9月1日</u>	エフエム宝塚

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）			現計画（変更前）		
	関する協定書	再締結		関する協定	再締結	
	災害時等の緊急放送における協定	略	略	災害時等の緊急放送における協定	略	略
	<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	<u>平成 27 年 7 月 31 日</u>	<u>ヤフー株式会社</u>			
食糧 物資	緊急時における生活物資確保に関する協定	略	略	緊急時における生活物資確保に関する協定	略	略
	災害時における生活物資確保に関する協定	略	略	災害時における生活物資確保に関する協定	略	略
	災害時における（米穀、米飯、パン、牛乳等）調達に関する協定	略	略	災害時における（米穀、米飯、パン、牛乳等）調達に関する協定	略	略
	緊急時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	略	略	緊急時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	略	略
	災害時における支援協力に関する協定	平成 23 年 11 月 24 日	セツカートン株式会社	災害時における支援協力に関する協定	平成 23 年 11 月 24 日	セツカートン株式会社
	<u>災害時における飲料水等の調達に関する協定書</u>	<u>平成 27 年 3 月 31 日</u>	<u>コカ・コーラウエスト株式会社</u>			
	<u>災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書</u>	<u>平成 28 年 1 月 27 日</u>	<u>(株)セブン-イレブン・ジャパン</u>			
	<u>災害時における商品供給等及び防災啓発活動への協力に関する協定書</u>	<u>平成 28 年 11 月 1 日</u>	<u>(株)万代</u>			

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）				現計画（変更前）			
		災害時における昼の供給に関する協定書	令和元年12月1日	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会				
		災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書	平成30年3月29日	(株)アベックス西日本				
燃料	災害時における燃料等供給に関する協定	平成10年1月16日	伊丹産業、ミツワ及び兵庫県プロパンガス協会北摂支部宝塚地区会	燃料	災害時における燃料等供給に関する協定	平成10年1月16日	伊丹産業、ミツワ及び兵庫県プロパンガス協会北摂支部宝塚地区会	
	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成28年8月25日	一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部					
輸送	災害時における輸送の協力に関する協定	略	略	輸送	災害時における輸送の協力に関する協定	略	略	
	災害時における物資輸送等に関する協定書	令和3年9月1日	ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部 阪神主管支店					
資機材	災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定	略	略	資機材	災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定	略	略	
地図	災害時における資材・商品・施設等の支援協力に関する協定書	平成28年7月1日	ロイヤルホームセンター株式会社					
	避難所運営及び災害応急対策等のための資機材レンタルに関する協	平成30年9月1日	リ・レント有限公司					

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）			現計画（変更前）				
	<u>定書</u>							
	<u>災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</u>	<u>平成28年6月10日</u>	<u>(株)ゼンリン</u>					
上下水道	災害時等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書	略	略	水道	災害時等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定	略	略	
	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	略	略		兵庫県水道災害相互応援に関する協定	略	略	
	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	略	略		災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	略	略	
	<u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u>	<u>令和元年9月10日</u>	<u>公益社団法人日本下水道管路管理業協会</u>					
	<u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u>	<u>令和2年5月19日</u>	<u>新明和工業株式会社</u>					
	<u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u>	<u>令和2年7月27日</u>	<u>クボタ機工株式会社</u>					
	<u>災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定</u>	<u>令和2年6月1日</u>	<u>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会</u>					
医療	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	略	略	医療	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	略	略	

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案 (変更後)			現計画 (変更前)			
	宝塚市地域防災計画に基づく災害時医療救護体制の確立に関する協定書	平成 <u>31</u> 年 4 月 1 日	略		宝塚市地域防災計画に基づく災害時医療救護体制の確立に関する協定	平成 <u>25</u> 年 4 月 1 日	略
道路啓開	災害時における応急対策業務に関する協定	略	略	道路啓開	災害時における応急対策業務に関する協定	略	略
救助	災害時における応急対策業務(放置車両排除)に関する協定	略	略	救助	災害時における応急対策業務(放置車両排除)に関する協定	略	略
・車	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	<u>令和元年7月19日</u>	<u>兵庫県自動車整備振興会阪神支部</u>	救助	災害救助犬の出動に関する協定	略	略
急整備							
・ドローン							
	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	<u>平成28年12月28日</u>	<u>ABCステンレス株式会社</u>	郵便	災害時における相互協力に関する協定	略	略
	災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	<u>平成29年3月1日</u>	<u>特定非営利活動法人コミュニティリンク</u>	避難	災害時における避難所開設に関する覚書	略	略
	災害救助犬の出動に関する協定	略	略		安倉地区福祉エリア防災相互応援協定	略	略
	災害時における相互協力に関する協定	略	略		災害時支援協力に関する協定	略	略
	災害時における避難所開設に関する覚書	略	略	避難	災害時における避難所開設に関する覚書	略	略
	安倉地区福祉エリア防災相互応援協定	略	略		安倉地区福祉エリア防災相互応援協定	略	略
	災害時支援協力に関する協定	略	略		災害時支援協力に関する協定	略	略

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）			現計画（変更前）		
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	略	略	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	略	略
	宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定	略	略	宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定	略	略
	宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定	平成 26 年 3 月 28 日 ～	医療法人尚和会、社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会、 <u>正久福祉会</u> 、 <u>六心会</u> 、 <u>藤寿会</u> 、 <u>希望の家</u> 、 <u>阪神福祉事業団</u>	宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する協定	平成 26 年 3 月 28 日 ～	医療法人尚和会、社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会
	宝塚市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	略	略	宝塚市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書	略	略
	<u>災害発生時における避難所開設に関する協定書</u>	<u>平成 25 年 3 月 1 日</u>	<u>川西市、学校法人雲雀丘学園</u>			
	<u>ペット避難等の災害時支援協力に関する協定</u>	<u>平成 30 年 3 月 23 日</u>	<u>宝塚高原ゴルフ株式会社、旭国際宝塚カントリー倶楽部</u>			
	<u>災害時における避難者の受け入れに関する覚書</u>	<u>令和 2 年 1 月 29 日</u>	<u>伊丹市、宝塚市</u>			

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）			現計画（変更前）		
	<u>災害時における避難者の相互受け入れに関する覚書</u>	<u>令和3年4月1日</u>	<u>西宮市、宝塚市</u>			
廃棄物処理	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	略	略	廃棄物処理	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	略
	災害時の廃棄物処理に関する応援協定	略	略		災害時の廃棄物処理に関する応援協定	略
	<u>災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書</u>	<u>平成27年5月1日</u>	<u>一般社団法人兵庫県水質保全センター</u>			
被災者支援	<u>災害時の行政書士業務における被災者支援協力に関する協定書</u>	<u>令和元年12月25日</u>	<u>兵庫県行政書士会</u>			
	<u>災害時における連携協力に関する協定書</u>	<u>令和4年2月3日</u>	<u>兵庫県弁護士会</u>			
ボランティア	<u>災害時のボランティア活動支援に関する協定書</u>	<u>令和元年9月3日</u>	<u>社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会</u>			
	<u>災害時のボランティア支援に関する協定書</u>	<u>令和3年9月1日</u>	<u>宝塚ライオンズクラブ</u>			
	<u>災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書</u>	<u>令和3年6月24日</u>	<u>株式会社阪急交通社</u>			
情報収取等	<u>災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定</u>	<u>平成28年12月28日</u>	<u>ABCステンレス株式会社</u>			

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）				現計画（変更前）
		災害時等における無人航空機による無償協力に関する協定	平成 29 年 3 月 1 日	特定非営利活動法人コミュニティリンク	
包括連携協定		宝塚市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	令和 3 年 1 月 20 日	大塚製薬株式会社	
		宝塚市と総合警備保障株式会社との包括連携協定書	令和 3 年 12 月 22 日	総合警備保障株式会社 阪神支社	
		宝塚市と生活協同組合コープこうべとの包括連携協定書	令和 4 年 1 月 25 日	生活協同組合コープこうべ	
		宝塚市とネッツトヨタ神戸株式会社との包括連携協定書	令和 4 年 1 月 28 日	ネッツトヨタ神戸株式会社	
	<p>※詳細は宝塚市地域防災計画関連図書：資料・様式編 3-9 災害時ボランティア制度、4-6 災害時における放送要請に関する協定締結報道機関、5-3 災害時における応援協定、6-1 医療救護対策に関する事項、6-2 避難・救出対策等に関する事項、6-3 感染症対策活動・生活衛生対策に関する事項、6-4 応急給水対策に関する事項、6-7 食料等物資供給対策に関する事項、6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項を参照</p>				
37	<p>第 3 節 市民に期待される取組等</p> <p>1 市民に期待される取組</p> <p>(1) 市民及び自治会、まちづくり協議会等に期待される取組</p> <p>ア 略</p> <p>イ 武力攻撃事態等における取組</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 自治会、まちづくり協議会等は、市からの警報等の情報を連絡する。</p>	<p>第 3 節 市民に期待される取組等</p> <p>1 市民に期待される取組</p> <p>(1) 市民及び自治会、婦人会等に期待される取組</p> <p>ア 略</p> <p>イ 武力攻撃事態等における取組</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 自治会、婦人会等は、市からの警報等の情報を連絡する。</p>			

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
38	<p>以下略</p> <p>2 市民との連携 (1) 市民との連携 市は、市民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p> <p>第4節 通信の確保 1 非常通信体制の整備 (1) 略 (2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 ア 略 イ 運用面 (ア)～(カ) 略</p>	<p>以下略</p> <p>2 市民との連携 (1) 市民との連携 市は、市民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、<u>婦人会</u>、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p> <p>第4節 通信の確保 1 非常通信体制の整備 (1) 略 (2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 ア 略 イ 運用面 (ア)～(カ) 略</p>
39	<p>(キ) 市民に情報を提供するに当たっては、広報車、ラジオ（エフエム宝塚）、テレビ、携帯電話（安心メール及び緊急速報メール <u>(エリアメール)</u>）、市ホームページ等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p> <p>(3) 市民に対する情報伝達手段の整備 市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達手段として、<u>すみれ防災スピーカー、コスモキャストに加え</u>、エフエム宝塚、CATV等のメディアの活用や、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p>	<p>(キ) 市民に情報を提供するに当たっては、広報車、ラジオ（エフエム宝塚）、テレビ、携帯電話（安心メール及び緊急速報メール）、市ホームページ等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p> <p>(3) 市民に対する情報伝達手段の整備 市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達手段としてエフエム宝塚、CATV等のメディアの活用や、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
39	<p>2 情報通信機器等の活用</p> <p>(1) <u>職員連絡メール</u> 略</p> <p>(2) <u>病院間ネットワークシステム</u> 略</p> <p>(3) <u>県他関係機関との連絡</u> 略</p> <p>(4) <u>通信事業者回線</u> 略</p> <p>第5節 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p>	<p>2 情報通信機器等の活用</p> <p>(1) <u>モバイル防災宝塚</u> 略</p> <p>(2) <u>衛星携帯電話</u> 北部地区における携帯電話圏外地域の対策のため、衛星携帯電話を消防本部に3台、市庁舎、西谷サービスセンター及び北部整備課に各1台を配置し、活用する。</p> <p>(3) <u>病院間ネットワークシステム</u> 略</p> <p>(4) <u>県他関係機関との連絡</u> 略</p> <p>(5) <u>通信事業者回線</u> 略</p> <p>第5節 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p>
41	<p>(2) <u>すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の活用</u> 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に<u>有効なすみれ防災スピーカー（防災行政無線）（以下「すみれ防災スピーカー」という。）の活用</u>に努める。</p> <p>(3) <u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）の活用</u> 市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、消防庁の整備する全国瞬時警報システム（J - A L E R T）<u>（以下「J-A L E R T」という。）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）（以下「E m - n e t」という。）をすみれ防災スピーカーと連携を図るなどにより活用する。</u></p>	<p>(2) 防災行政無線の<u>整備</u> 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に<u>必要となる同報系防災行政無線の整備に努めるものとし、その際にはデジタル化の推進に努めることとする。</u></p> <p>※【<u>全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の整備</u>】 市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、消防庁の整備する全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を<u>整備する。</u></p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）				
43	<p><u>(4)</u> 県警察との連携 略</p> <p><u>(5)</u> 国民保護に係るサイレンの市民への周知 略</p> <p><u>(6)</u> 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 略</p> <p><u>(7)</u> 民間事業者からの協力の確保 略</p> <p>第6節 研修及び訓練 2 訓練（法42） (1) 訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>また、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察及び自衛隊との連携による、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や多様な情報手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p><u>(3)</u> 県警察との連携 略</p> <p><u>(4)</u> 国民保護に係るサイレンの市民への周知 略</p> <p><u>(5)</u> 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 略</p> <p><u>(6)</u> 民間事業者からの協力の確保 略</p> <p>第6節 研修及び訓練 2 訓練（法42） (1) 訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>また、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察及び自衛隊との連携を<u>図る</u>。</p>				
45	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="197 1262 1146 1345"> <tr> <td>表中前略</td> </tr> <tr> <td>○ <u>避難行動要支援者名簿</u></td> </tr> </table> <p>(3) 高齢者、障害者、外国人等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p>	表中前略	○ <u>避難行動要支援者名簿</u>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="1178 1262 2132 1345"> <tr> <td>表中前略</td> </tr> <tr> <td>○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></td> </tr> </table> <p>(3) 高齢者、障害者、外国人等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p>	表中前略	○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>
表中前略						
○ <u>避難行動要支援者名簿</u>						
表中前略						
○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>						

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
	<p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講ずる。</p> <p>その際、高齢者・障害者等の避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【<u>避難行動要支援者</u>名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる<u>避難行動要支援者</u>名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p><u>避難行動要支援者</u>名簿は、<u>避難行動要支援者</u>の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載または記録するものとする。</p> <p>また、災害発生時に<u>避難行動要支援者</u>の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市長は<u>避難行動要支援者</u>の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p>	<p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講ずる。</p> <p>その際、高齢者・障害者等の避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【<u>災害時要援護者</u>名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる<u>災害時要援護者</u>名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p><u>災害時要援護者</u>名簿は、<u>災害時要援護者</u>の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載または記録するものとする。</p> <p>また、災害発生時に<u>災害時要援護者</u>の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市長は<u>災害時要援護者</u>の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p>
48	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。</p> <p>以下略</p>	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。</p> <p>以下略</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

3. 第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）																
52	<p>第1章 組織の設置 第1節 危機管理対策本部等における初動体制 【組織設置のフロー図】（図中の変更箇所のみ表示）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>危機管理連絡会議 【会長：<u>危機管理監</u>】</p> </div>	<p>第1章 組織の設置 第1節 危機管理対策本部等における初動体制 【組織設置のフロー図】（図中の変更箇所のみ表示）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>危機管理連絡会議 【会長：<u>副市長</u>】</p> </div>																
53	<p>1 危機管理対策本部等の設置 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：<u>危機管理監</u>）」を、それぞれ以下の基準により設置する。 以下略</p>	<p>1 危機管理対策本部等の設置 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：<u>副市長</u>）」を、それぞれ以下の基準により設置する。 以下略</p>																
53	<p>(1) 危機管理対策本部 ウ 組織構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>企画経営部長、<u>経営改革推進担当部長</u>、<u>財務担当部長</u>、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、<u>ワクチン接種担当部長</u>、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、<u>上下水道局長</u>、<u>経営統括部参事（経営改善担当）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監	本部員	企画経営部長、 <u>経営改革推進担当部長</u> 、 <u>財務担当部長</u> 、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、 <u>ワクチン接種担当部長</u> 、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、 <u>上下水道局長</u> 、 <u>経営統括部参事（経営改善担当）</u>	<p>(1) 危機管理対策本部 ウ 組織構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監、<u>教育委員会理事</u>、<u>病院副事業管理者</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>企画経営部長、<u>行財政改革担当部長</u>、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監、 <u>教育委員会理事</u> 、 <u>病院副事業管理者</u>	本部員	企画経営部長、 <u>行財政改革担当部長</u> 、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長
区 分	職 名																	
本部長	市長																	
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監																	
本部員	企画経営部長、 <u>経営改革推進担当部長</u> 、 <u>財務担当部長</u> 、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、 <u>ワクチン接種担当部長</u> 、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、 <u>上下水道局長</u> 、 <u>経営統括部参事（経営改善担当）</u>																	
区 分	職 名																	
本部長	市長																	
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事、技監、 <u>教育委員会理事</u> 、 <u>病院副事業管理者</u>																	
本部員	企画経営部長、 <u>行財政改革担当部長</u> 、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長																	

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）																																												
54	<p>(2) 危機管理連絡会議 ア 設置基準 (ア)～(ウ)略 (エ) その他、<u>危機管理監</u>が必要であると認める場合</p> <p>ウ 組織構成</p> <table border="1" data-bbox="199 515 1151 927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td colspan="2">危機管理監</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td colspan="2">都市安全部長、消防長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">構成員</td> <td>企画経営部</td> <td><u>企画政策課長</u>、情報政策課長、<u>広報課長</u></td> </tr> <tr> <td>市民交流部</td> <td>市民相談課長</td> </tr> <tr> <td>都市安全部</td> <td><u>建設室課長（公共交通担当）</u>、 総合防災課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td><u>地域福祉課長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他、状況に応じて<u>危機管理監</u>が指名する者</p>	区分	職名		会長	危機管理監		副会長	都市安全部長、消防長		構成員	企画経営部	<u>企画政策課長</u> 、情報政策課長、 <u>広報課長</u>	市民交流部	市民相談課長	都市安全部	<u>建設室課長（公共交通担当）</u> 、 総合防災課長	略		健康福祉部	<u>地域福祉課長</u>	略		<p>(2) 危機管理連絡会議 ア 設置基準 (ア)～(ウ)略 (エ) その他、<u>副市長</u>が必要であると認める場合</p> <p>ウ 組織構成</p> <table border="1" data-bbox="1182 475 2130 850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td colspan="2">危機管理監</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td colspan="2">都市安全部長、消防長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">構成員</td> <td>企画経営部</td> <td><u>政策推進課長</u>、情報政策課長</td> </tr> <tr> <td>市民交流部</td> <td>市民相談課長、<u>広報課長</u></td> </tr> <tr> <td>都市安全部</td> <td><u>道路管理課長</u>、総合政策課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td><u>高齢福祉課長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他、状況に応じて<u>副市長</u>が指名する者</p>	区分	職名		会長	危機管理監		副会長	都市安全部長、消防長		構成員	企画経営部	<u>政策推進課長</u> 、情報政策課長	市民交流部	市民相談課長、 <u>広報課長</u>	都市安全部	<u>道路管理課長</u> 、総合政策課長	略		健康福祉部	<u>高齢福祉課長</u>	略	
区分	職名																																													
会長	危機管理監																																													
副会長	都市安全部長、消防長																																													
構成員	企画経営部	<u>企画政策課長</u> 、情報政策課長、 <u>広報課長</u>																																												
	市民交流部	市民相談課長																																												
	都市安全部	<u>建設室課長（公共交通担当）</u> 、 総合防災課長																																												
	略																																													
	健康福祉部	<u>地域福祉課長</u>																																												
	略																																													
区分	職名																																													
会長	危機管理監																																													
副会長	都市安全部長、消防長																																													
構成員	企画経営部	<u>政策推進課長</u> 、情報政策課長																																												
	市民交流部	市民相談課長、 <u>広報課長</u>																																												
	都市安全部	<u>道路管理課長</u> 、総合政策課長																																												
	略																																													
	健康福祉部	<u>高齢福祉課長</u>																																												
	略																																													
55	<p>第2節 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1)、(2)略 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。 ア 組織構成（法28）</p> <table border="1" data-bbox="199 1281 1151 1407"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事	<p>第2節 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1)、(2)略 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。 ア 組織構成（法28）</p> <table border="1" data-bbox="1182 1281 2130 1407"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	本部長	市長	副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事																																
区分	職名																																													
本部長	市長																																													
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事																																													
区分	職名																																													
本部長	市長																																													
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事																																													

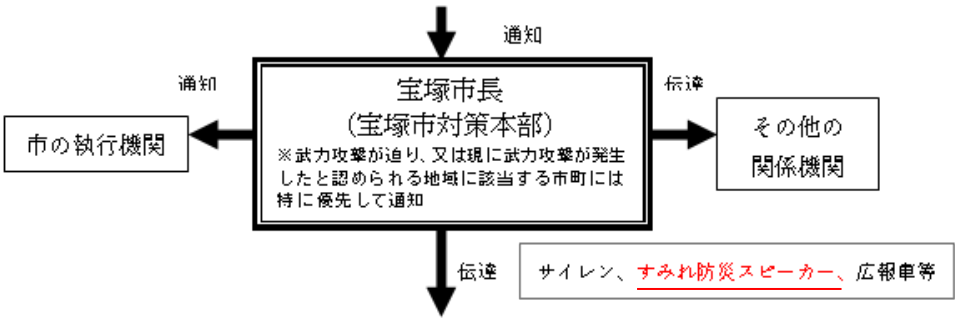
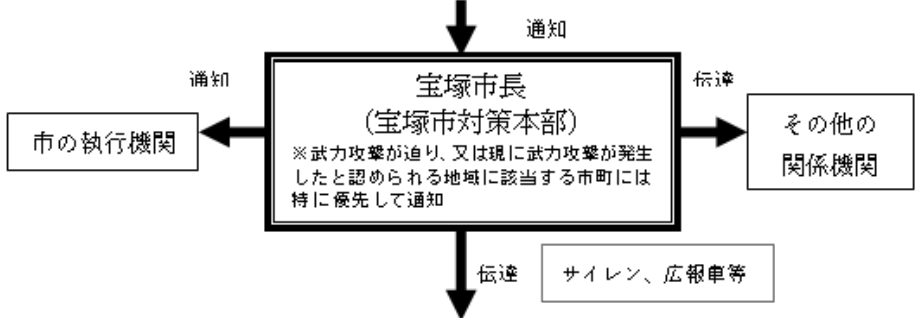
宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）			現計画（変更前）		
		業管理者、理事、技監			業管理者、理事、技監、 <u>教育委員会理事、病院副事業管</u>	
	本部長	企画経営部長、 <u>経営改革推進担当部長、財務担当部長、</u> 市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、 <u>ワクチン接種担当部長、</u> 子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会議務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、 <u>上</u> <u>下水道局長、経営統括部参事（経営改善担当）</u>		本部長	企画経営部長、 <u>行財政改革担当部長、</u> 市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会議務局長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長	
59	2 動員の実施 (1) 市の体制及び職員の参集基準等			2 動員の実施 (1) 市の体制及び職員の参集基準等		
	配備体制	事態の状況	参集基準	配備体制	事態の状況	参集基準
	① 連絡員待機体制 (総合防災課体制)	略	略	① 連絡員待機体制 (総合防災課体制)	略	略
	② 第1号配備 (危機管理連絡会議)	ア～ウ略 エ その他、 <u>危機管理監</u> が必要であると認める場合	略	② 第1号配備 (危機管理連絡会議)	ア～ウ略 エ その他、 <u>副市長</u> が必要であると認める場合	略
	③ 第2号配備 (危機管理対策本部)	略	略	③ 第2号配備 (危機管理対策本部)	略	略
	④ 第3号配備 (市対策本部)	略	略	④ 第3号配備 (市対策本部)	略	略
60	3 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保			3 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保		
	市は、携帯電話、若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。			市は、携帯電話、 <u>衛星携帯電話</u> 、若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。		

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）																																										
62	<p>第2章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1)略</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>第2章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1)略</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>																																										
65	<p>第3章 市民の協力等</p> <p>4 民間からの救援物資の受入れ等</p> <p>(1) 救援物資の受入れ</p> <p>ア 略</p>	<p>第3章 市民の協力等</p> <p>4 民間からの救援物資の受入れ等</p> <p>(1) 救援物資の受入れ</p> <p>ア 略</p>																																										
66	<p>イ 市は、原則として、地域防災計画で定める物資配送拠点を救援物資の受入場所に指定する。受入場所に指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所名称</th> <th>所在地</th> <th>主要アクセス道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">武庫川東部</td> <td rowspan="2">南部地域 <u>市立スポーツセンター</u></td> <td rowspan="2">小浜1丁目</td> <td><u>中国自動車道IC</u></td> </tr> <tr> <td><u>国道176号バイパス</u></td> </tr> <tr> <td>北部地域</td> <td><u>西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プラザ</u></td> <td><u>大原野字南宮</u></td> <td><u>主要地方道塩瀬宝塚線</u> <u>県道川西三田線</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">武庫川西部</td> <td><u>市役所</u></td> <td><u>東洋町1</u></td> <td><u>県道生瀬門戸荘線</u></td> </tr> <tr> <td><u>阪神競馬場</u></td> <td><u>駒の町</u></td> <td><u>県道西宮宝塚線</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路	武庫川東部	南部地域 <u>市立スポーツセンター</u>	小浜1丁目	<u>中国自動車道IC</u>	<u>国道176号バイパス</u>	北部地域	<u>西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プラザ</u>	<u>大原野字南宮</u>	<u>主要地方道塩瀬宝塚線</u> <u>県道川西三田線</u>	武庫川西部	<u>市役所</u>	<u>東洋町1</u>	<u>県道生瀬門戸荘線</u>	<u>阪神競馬場</u>	<u>駒の町</u>	<u>県道西宮宝塚線</u>	<p>イ 市は、原則として、地域防災計画で定める物資配送拠点を救援物資の受入場所に指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物資配送拠点</th> <th>拠点施設名</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市本庁舎</td> <td rowspan="2"></td> <td><u>武庫川河川敷緑地右岸</u></td> <td><u>東洋町1</u></td> </tr> <tr> <td><u>末広中央公園</u></td> <td><u>末広町3</u></td> </tr> <tr> <td>市スポーツセンター</td> <td></td> <td><u>総合体育館</u></td> <td><u>小浜1丁目1-1</u></td> </tr> <tr> <td>自然休養村センター及び西谷ふれあい夢プラザ</td> <td></td> <td><u>宝塚自然の家</u></td> <td><u>大原野字松尾1</u></td> </tr> <tr> <td>阪神競馬場</td> <td></td> <td><u>阪神競馬場</u></td> <td><u>駒の町1-1</u></td> </tr> </tbody> </table>	物資配送拠点	拠点施設名	設置場所	所在地	市本庁舎		<u>武庫川河川敷緑地右岸</u>	<u>東洋町1</u>	<u>末広中央公園</u>	<u>末広町3</u>	市スポーツセンター		<u>総合体育館</u>	<u>小浜1丁目1-1</u>	自然休養村センター及び西谷ふれあい夢プラザ		<u>宝塚自然の家</u>	<u>大原野字松尾1</u>	阪神競馬場		<u>阪神競馬場</u>	<u>駒の町1-1</u>
区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路																																									
武庫川東部	南部地域 <u>市立スポーツセンター</u>	小浜1丁目	<u>中国自動車道IC</u>																																									
			<u>国道176号バイパス</u>																																									
北部地域	<u>西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プラザ</u>	<u>大原野字南宮</u>	<u>主要地方道塩瀬宝塚線</u> <u>県道川西三田線</u>																																									
武庫川西部	<u>市役所</u>	<u>東洋町1</u>	<u>県道生瀬門戸荘線</u>																																									
	<u>阪神競馬場</u>	<u>駒の町</u>	<u>県道西宮宝塚線</u>																																									
物資配送拠点	拠点施設名	設置場所	所在地																																									
市本庁舎		<u>武庫川河川敷緑地右岸</u>	<u>東洋町1</u>																																									
		<u>末広中央公園</u>	<u>末広町3</u>																																									
市スポーツセンター		<u>総合体育館</u>	<u>小浜1丁目1-1</u>																																									
自然休養村センター及び西谷ふれあい夢プラザ		<u>宝塚自然の家</u>	<u>大原野字松尾1</u>																																									
阪神競馬場		<u>阪神競馬場</u>	<u>駒の町1-1</u>																																									

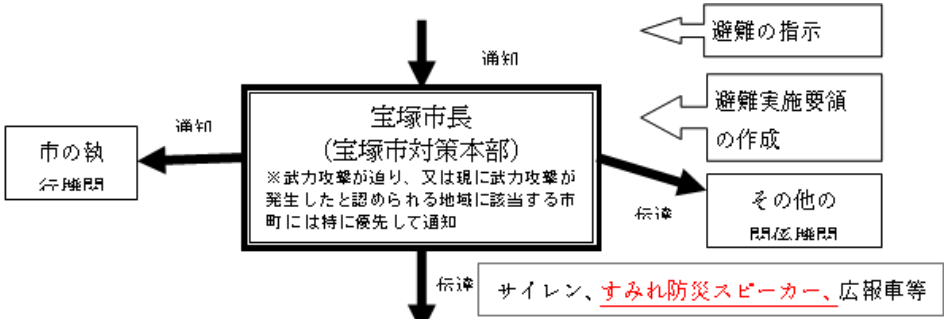
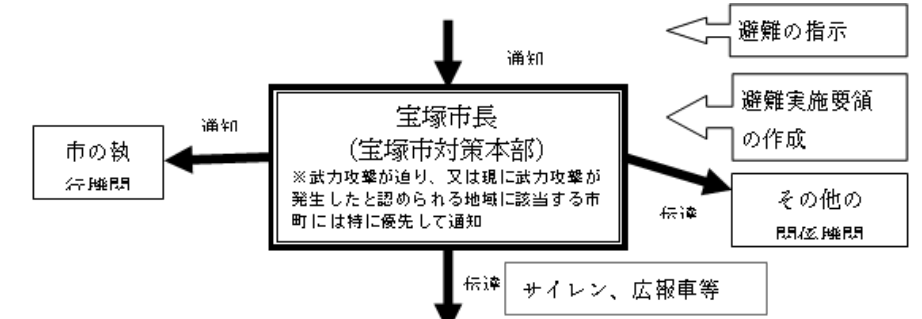
宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
68	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等 1 警報の内容の伝達等 (1)略 (2) 警報の内容の通知（法47Ⅰ） 前文略 ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。 （図中の変更箇所のみ表示）</p> 	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等 1 警報の内容の伝達等 (1)略 (2) 警報の内容の通知（法47Ⅰ） 前文略 ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。 （図中の変更箇所のみ表示）</p> 
69	<p>【市による警報の伝達先】 （表 中） 消防本部 ———— 自主防災組織等</p>	<p>【市による警報の伝達先】 （表 中） 消防本部 ———— 自主防災会等</p>
69	<p>2 警報の内容の伝達方法（法47Ⅱ） (1) 警報の内容は、E-m-n-e-t、J-A-L-E-R-T等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、<u>これらのシステム</u>と連携している<u>すみれ防災スピーカー等の</u>情報伝達手段等により、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法（法47Ⅱ） (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）、<u>全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）</u>等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、<u>全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）</u>と連携している情報伝達手段等により、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
69	<p>ア 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれれば、原則として、<u>すみれ防災スピーカー</u>や広報車等のスピーカーで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。</p> <p>イ アで示す地域に含まれない場合、原則として、サイレンは使用せず、<u>すみれ防災スピーカー</u>やホームページ等により、周知を図る。</p> <p>なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。</p> <p>さらに、ひょうご防災ネットを活用して、携帯電話のメール機能により、警報の内容を配信する。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの<u>すみれ防災スピーカー</u>による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>※J－A L E R Tによって情報が伝達されなかった場合においては、E m－n e tによって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	<p>ア 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれれば、原則として、<u>防災行政無線</u>や広報車等のスピーカーで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。</p> <p>イ アで示す地域に含まれない場合、原則として、サイレンは使用せず、<u>防災行政無線</u>やホームページ等により、周知を図る。</p> <p>なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。</p> <p>さらに、ひょうご防災ネットを活用して、携帯電話のメール機能により、警報の内容を配信する。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの<u>防災行政無線</u>による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>※<u>全国瞬時警報システム（J－A L E R T）</u>によって情報が伝達されなかった場合においては、<u>緊急情報ネットワークシステム（E m－n e t）</u>によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>
70	<p>(2) 伝達体制の整備</p> <p>前文略</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われ</p>	<p>(2) 伝達体制の整備</p> <p>前文略</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われ</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
70	<p>れるように配慮する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>以下略</p>	<p>るように配慮する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>以下略</p>
71	<p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。</p> <p>※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。</p> <p>(図中の変更箇所のみ表示)</p> 	<p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。</p> <p>※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。</p> <p>(図中の変更箇所のみ表示)</p> 

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
75	<p>2 避難住民の誘導</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項 ア～オ 略 カ <u>避難行動要支援者</u>の避難方法の決定（避難支援プラン、<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難住民の誘導（法 62・63 I） ア 略</p>	<p>2 避難住民の誘導</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項 ア～オ 略 カ <u>災害時要援護者</u>の避難方法の決定（避難支援プラン、<u>災害時要援護者</u>支援班の設置）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難住民の誘導（法 62・63 I） ア 略</p>
76	<p>イ 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。</p> <p>ウ～カ 略</p>	<p>イ 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。</p> <p>ウ～カ 略</p>
77	<p>キ 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置するとともに<u>同名簿を活用するなどにより</u>、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力し</p>	<p>キ 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
82	<p>て、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>以下略</p> <p>4 事態の類型等に応じた避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>(ア) 略</p> <p>83 (イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、<u>また</u>、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、<u>市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、J-ALERTによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射され</u></p>	<p>確保を的確に行うものとする。</p> <p>以下略</p> <p>4 事態の類型等に応じた避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。<u>このため</u>、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>以下略</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
<p>85</p> <p>89</p> <p>89</p>	<p><u>た場合には</u>、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>以下略</p> <p>第5章 救援</p> <p>第2節 救援の実施方法</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。</p> <p>避難所の開設、運営に関しては、宝塚市地域防災計画<u>本編第3部災害応急対策計画第4章第3節避難対策</u>を準用する。</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、<u>まちづくり協議会</u>代表者等が応急的に開設するものとする。</p> <p>以下略</p> <p>イ 避難所の運営</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市職員）を定め、学校教職員など施設管理者、<u>まちづくり協議会</u>自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(ウ) 略</p>	<p>第5章 救援</p> <p>第2節 救援の実施方法</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。</p> <p>避難所の開設、運営に関しては、宝塚市地域防災計画<u>第2編地震対策計画編第4章第3節第3避難所の開設・運営</u>を準用する。</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、<u>自主防災組織</u>代表者等が応急的に開設するものとする。</p> <p>以下略</p> <p>イ 避難所の運営</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市職員）を定め、学校教職員など施設管理者、<u>自主防災組織</u>等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(ウ) 略</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
90	<p>(エ) 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。</p> <p>a～g 略</p> <p>h <u>避難者</u>への対応</p> <p>以下略</p>	<p>(エ) 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。</p> <p>a～g 略</p> <p>h <u>重傷者</u>への対応</p> <p>以下略</p>
90	<p>ウ 福祉避難所</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 福祉避難所は、老人福祉センター、総合福祉センター、養護学校<u>及び福祉法人等との協定に基づく施設</u>等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、宿泊施設等を利用するものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>ウ 福祉避難所</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 福祉避難所は、老人福祉センター、総合福祉センター、養護学校等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、宿泊施設等を利用するものとする。</p> <p>以下略</p>
90	<p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>応急仮設住宅の建設等に関しては、宝塚市地域防災計画<u>本編第3部災害応急対策計画第4章第6節災害時における住宅対策</u>を準用する。</p> <p>以下略</p>	<p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>応急仮設住宅の建設等に関しては、宝塚市地域防災計画<u>第2編地震対策計画編第4章第6節第4仮設住宅の建設等</u>を準用する。</p> <p>以下略</p>
91	<p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等</p>	<p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
92	<p>の食生活を確保する。</p> <p>食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関しては、宝塚市地域防災計画<u>本編第3部災害応急対策計画第4章第4節生活救援等対策</u>を準用する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 飲料水の供給</p> <p>武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。</p> <p>飲料水等の供給に関しては、宝塚市地域防災計画<u>本編第3部災害応急対策計画第4章第4節生活救援等対策</u>を準用する。</p> <p>ア 飲料水供給の方法</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 飲料水等供給対策の実施にあたっては、給水方法、時間及び場所等の広報活動を行い、給水に関する問い合わせ、要望等の取りまとめを自治会、<u>自主防災組織</u>もしくは代表となる市民に依頼し、適切な実施に反映させる。</p> <p>以下略</p>	<p>等の食生活を確保する。</p> <p>食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関しては、宝塚市地域防災計画<u>第2編地震対策計画編第4章第4節第3食品の供給</u>を準用する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 飲料水の供給</p> <p>武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。</p> <p>飲料水等の供給に関しては、宝塚市地域防災計画<u>第2編地震対策計画編第4章第4節第2飲料水等の供給</u>を準用する。</p> <p>ア 飲料水供給の方法</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 飲料水等供給対策の実施にあたっては、給水方法、時間及び場所等の広報活動を行い、給水に関する問い合わせ、要望等の取りまとめを自治会、<u>自主防災会</u>もしくは代表となる市民に依頼し、適切な実施に反映させる。</p> <p>以下略</p>
93	<p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。</p> <p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関しては、宝塚市地域防</p>	<p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。</p> <p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関しては、宝塚市地域防</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
94	<p>災計画 <u>本編第3部災害応急対策計画第4章第4節生活救援等対策</u>を準用する。</p> <p>4 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は助産の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。 医療の提供及び助産に関しては、宝塚市地域防災計画 <u>本編第3部災害応急対策計画第4章第1節災害時の医療救護対策</u>を準用する。</p>	<p>災計画 <u>第2編地震対策計画編第4章第4節第4生活必需品の供給</u>を準用する。</p> <p>4 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は助産の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。 医療の提供及び助産に関しては、宝塚市地域防災計画 <u>第2編地震対策計画編第4章第1節災害時の医療救護対策</u>を準用する。</p>
97	<p>5 被災者の捜索及び救出 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 被災者の捜索及び救出に関しては、宝塚市地域防災計画 <u>本編第3部災害応急対策計画第4章第2節要配慮者等の救援対策</u>を準用する。</p>	<p>5 被災者の捜索及び救出 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 被災者の捜索及び救出に関しては、宝塚市地域防災計画 <u>第2編地震対策計画編第2章第3節災害時における救助・救急対策</u>を準用する。</p>
98	<p>6 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。 埋葬及び火葬に関しては、宝塚市地域防災計画 <u>本編第3部災害応急対策計画第4章第5節環境・衛生対策</u>を準用する。</p>	<p>6 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。 埋葬及び火葬に関しては、宝塚市地域防災計画 <u>第2編地震対策計画編第4章第5節第2遺体の捜索・収容・埋火葬及び市民合同慰霊祭等の実施</u>を</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
100	<p>10 死体の搜索及び処理</p> <p>死体の搜索及び処理に関しては、宝塚市地域防災計画<u>本編第3部災害応急対策計画第4章第5節災害時における環境・衛生対策</u>を準用する。</p> <p>11 障害物の除去</p> <p>武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。</p> <p>武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関しては、宝塚市地域防災計画<u>本編第3部災害応急対策計画第4章第5節災害時における環境・衛生対策</u>を準用する。</p>	<p>準用する。</p> <p>10 死体の搜索及び処理</p> <p>死体の搜索及び処理に関しては、宝塚市地域防災計画<u>第2編地震対策計画編第4章第5節第2遺体の搜索・収容・埋火葬及び市民合同慰霊祭等の実施</u>を準用する。</p> <p>11 障害物の除去</p> <p>武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。</p> <p>武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関しては、宝塚市地域防災計画<u>第2編地震対策計画編第4章第5節第7がれき等の処理</u>を準用する。</p>
105	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2節 応急措置等</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2節 応急措置等</p>
106	<p>2 退避の指示（法112）</p> <p>(1) 略</p>	<p>2 退避の指示（法112）</p> <p>(1) 略</p>
107	<p><u>(2)</u> 退避の指示に伴う措置等</p> <p>ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車、ラジオ（エフエム宝塚）、テレビ、携帯電話（安心メール及び緊急<u>速報</u>メール <u>(エリアメー</u></p>	<p><u>(3)</u> 退避の指示に伴う措置等</p> <p>ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車、ラジオ（エフエム宝塚）、テレビ、携帯電話（安心メール及び緊急<u>連絡</u>メール）、市ホーム</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
107	<p><u>ル</u>)、市ホームページ等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p> <p>以下略</p> <p><u>(3)</u> 安全の確保等</p> <p>以下略</p>	<p>ページ等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p> <p>以下略</p> <p><u>(4)</u> 安全の確保等</p> <p>以下略</p>
112	<p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処（法 105）</p> <p>(1) 地域防災計画等に準じた措置の実施</p> <p>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市民の避難誘導</p>	<p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処（法 105）</p> <p>(1) 地域防災計画等に準じた措置の実施</p> <p>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画<u>（大規模事故災害等対策計画編）</u>等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市民の避難誘導</p>
113	<p>ア 略</p> <p>イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、<u>宝塚市地域防災計画（原子力災害対策計画）等に定めている</u>モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。</p> <p>以下略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。</p> <p>以下略</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
117	<p>第8章 被災情報の収集、報告及び公表</p> <p>カッコ内文略</p> <p>被災情報の収集・報告に関しては、宝塚市地域防災計画<u>本編第2部災害予防計画第1章第2節情報の収集・伝達体制の整備・強化又は第3節災害時の広報体制の整備・強化及び第3部災害応急対策計画第1章第5節情報の収集・伝達又は第10節災害時の広報</u>を準用する。</p>	<p>第8章 被災情報の収集、報告及び公表</p> <p>カッコ内文略</p> <p>被災情報の収集・報告に関しては、宝塚市地域防災計画<u>第2編地震対策計画編第1章第4節情報の収集・伝達に関する基本方針</u>を準用する。</p>
117	<p>3 被災情報の公表</p> <p><u>(前文削除)</u></p>	<p>3 被災情報の公表</p> <p><u>被災情報の公表に関しては、宝塚市地域防災計画第2編地震対策計画編第1章第9節災害の広報に関する基本指針を準用する。</u></p>
117	<p>(1) 市対策本部における広報等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 広報手段</p> <p>広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、携帯電話（安心メール及び緊急速報メール <u>(エリアメール)</u>）、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備</p> <p>以下略</p>	<p>(1) 市対策本部における広報等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 広報手段</p> <p>広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、携帯電話（安心メール及び緊急速報メール）、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備</p> <p>以下略</p>
118	<p>(2) 総合相談窓口の設置</p> <p>市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。</p> <p>総合相談窓口は、原則として、本庁舎グランドフロアーに設置する。</p> <p>以下略</p>	<p>(2) 総合相談窓口の設置</p> <p>市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。</p> <p>総合相談窓口は、<u>宝塚市地域防災計画第2編地震対策計画編第1章第9節災害の広報に関する基本指針を準用する。</u>原則として、本庁舎グランドフロアーに設置する。</p>

宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表

頁	新計画案（変更後）	現計画（変更前）
124	<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p><u>4 宝塚市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱</u></p> <p><u>(要綱内容省略)</u></p> <p>以下全略</p>	<p>以下略</p> <p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(新規追加)</p> <p>以下全略</p>